

第四編

東洋大学の再生

概 説

本巻『通史編Ⅱ』では、第二次世界大戦終結後から現在までの東洋大学の歩みが描かれる。この第四編「東洋大学の再生」は、その前半に当たっている。昭和二二（一九四七）年前後から昭和三九（一九六四）年前後までのほぼ一七年度の東洋大学の歩みを記す編である。

『通史編Ⅰ』で詳述されたように、東洋大学は、戦前・戦中・敗戦直後を通じて、さまざまな紆余曲折を経ながらも、旧制大学として発展してきた。敗戦直後の苦難を越え、新しい制度に向けての出発を始めたのが、昭和二二年前後の時期である。

当時、日本は連合国軍の占領下にあったが、その中で、明治以来の日本の学校教育・社会教育の全体系を変える教育改革が進行していた。東洋大学は、その潮流のもとで、旧制から新制への再編・移行を遂げ、財政上・運営上の深刻な苦難に取り巻かれながらも、総合大学への歩みをたどった。

この第四編に取められているのは、具体的には、文学部と教養課程から成る新制大学の設置申請書が提出（昭和二三年六月）されてから、埼玉県川越市に工学部が設置認可（昭和三六年三月）される直後までの時期である。

右の十数年間には、多くの学部・機関が創設された。

学部としては文学部第一部（昭和二四年三月）をはじめとして、経済学部第一部（昭和二五年四月）、短期大学部第

二部(同前)、文経学部第二部(昭和二六年四月、翌年四月、文学部第二部および法経学部第二部となる)、法学部(昭和三十一年四月)、社会学部(昭和三四年四月)、工学部(昭和三六年四月)、短期大学部第一部(昭和三八年四月)が次々に新設される一方で、文学研究科の設置を承けて昭和二九(一九五四)年には大学院校舎も落成していた。また戦前からの伝統をひく中等教員養成に関しては昭和二五年四月から「教育職員免許法認定講習」講座が開かれ、同時に図書館学講座も開講された。翌二六年二月には、早くも教職課程が認可された。

昭和二四(一九四九)年二月の私立学校法公布を契機として、大学の設立主体が学校法人東洋大学となり京北諸学校が分離・独立した(昭和二六年二月)のも、この期間である。

さらに付置研究所としては、東洋学研究所(昭和三三年六月)、社会学研究所(昭和三四年四月)、アジア・アフリカ(文化)研究所(同年五月)、比較法研究所(昭和三五年六月)、経済研究所(昭和三六年一〇月)の五研究所が発足し、それらの大部分は現在も東洋大学の学術研究活動の重要な支えとなっている。

すなわち、この第四編で述べられる東洋大学の「再生」は、たんに戦前の旧制東洋大学の再現ではなかった。昭和六二(一九八七)年に来るべき「創立百年」に向けて、東洋大学の基本的な構造がかためられた時期、すなわち「再出発に向けての誕生」の時期であった。

ところで、この第四編がカバーする昭和二〇年代の前半から昭和三〇年代の後半までの時期に、日本全体の高等教育・大学はどのような経過をたどって変革されたのだろうか。また、その中で私立大学はどう位置付けられたのだろうか。それらは、東洋大学再生の歴史的環境をなしている。以下簡単に輪郭を記しておこう。

日本の占領に当たった連合国軍の中心はアメリカの太平洋方面陸軍であったが、その総司令部(連合国軍総司令部、略称GHQ・SCAP)は、敗戦直後の時期、日本の教育機関とくに大学に関して、私学の役割に重大な関心を持ち、

それを重視する立場に立っていた。

たとえば昭和二〇年一〇月、最高司令官マッカーサーは、とくに信教の自由に関するミッシヨン系諸学校の戦時下の行動に関する指令を発し、東京の立教大学の幹部職員の時下の行動を糾弾して彼らを罷免すべきだと命じた。併せて全国のミッシヨンスクールの戦時下の動向に関する調査を文部省に命じている。これなどは、私学への関心の極めて速い現れであった。

次いで総司令部は、日本教育民主化に対する「自由主義者たち」また「自由主義的知識人」の役割を重視する立場を明らかにしたが、そのような勢力の生まれる母胎は、官・公立の学校ではなく私立の学校であるとみていた。

日本の教育改革の見取り図をマッカーサーに示すため昭和二十一年三月に来日した合衆国教育使節団（第一次）は、その報告書で、高等教育の改革について論じた。その中でも、教育専門家たちは、日本における教育の自由の確立の重要さを説き、さらに教育と宗教の關係の正常化は、日本の私学の位置が認められるか否かにかかっていることを示唆した。国家神道による教育統制を排除することが重要な目標だったからである。報告書はまた、自治自由の程度、卒業生待遇等のあらゆる側面で、国・公・私立大学の間にこれまでのような格差があつてはならない、と繰り返し強調した。国立大学を持たないアメリカの大学制度の例から見ても、またイギリスをふくめたアングロ・サクソン系諸国の教育実態からみても、戦中までの日本の私学の実態、すなわち、宗教教育の自由を奪われるとともに、学校運営や教育活動の全般において、行政機関の手で大幅に自由を侵されていた状態は、極めて奇異かつ許し難いことにも見えただけであらう。

一方、周知のように、連合国軍は、日本の政治的解放の観点から婦人の参政権を認め、これとともに女子教育の重要性とその水準向上を勧めた。戦中まで日本に女子大学は認められておらず、大学の男女共学もごく少数の例外をの

ぞいて存在しなかった。女子高等教育の大部分は、私立専門学校によって担われていた。女子高等教育を振興するということは、とりもなおさず、私学を重視することと同じ意味を持っていた。

新制大学が正式に発足したのは、昭和二四年四月から五月にかけての時期およびそれ以後のことである。それは学校教育法が成立した昭和二二年三月から二年たつた時期であったが、その前年の昭和二三年春に、他の学校と切り離して一二校の高等教育機関が新制大学として認可された。そのうち一校は公立であったが、他の一校はすべて私学であった。日本女子大学、東京女子大学、津田塾大学、国学院大学、上智大学、聖心女子大学、同志社大学、立命館大学、関西大学、関西学院大学、神戸女学院大学というのがその内訳である。女子大学と宗教学系大学、すなわち総じて私立の大学が、いかに重視されていたかを語っている。

東洋大学は、この翌年昭和二四年二月をもって大学設置の認可を受けた。その前後の東洋大学内部の努力については、本編で詳しく記される。これまで記してきたことから推察されるとおり、当時、占領軍およびその指導下にあった文部省の態度は、私学に対して冷たいものではなかった。六一―三三制の学校体系の基本を決めたのは内閣直属の諮問機関である教育刷新委員会（初代委員長・安倍能成、二代委員長・南原繁）であったが、同委員会も、発足の最初から、私学問題の審議に高い優先性を与えていたし、その後私立学校法の成立にも力を注いだ。

東洋大学が設置審査を受けたのは、文部大臣諮問機関として昭和二三年一月に成立していた大学設置委員会（昭和二五年以後設置審議会と改称された）の場においてであった。

この委員会が審査基準として用いた「大学基準」は、昭和二二年七月、大学の専門団体であった大学基準協会（現在、財団法人）において決定されたものであった。この協会もまた占領軍当局の強い指導の下に組織された国・公・私立大学の連合体であり、新制大学の性格、内容、教育課程、施設設備のあり方などを決定した。会長には東京工業

大学学長の和田小六が就いたが、全体として旧制の諸帝大でなく私立大学・国立単科大学の指導性が強く発揮されたのであり、そのこともまた、占領下の私学の地位の重視方針と無関係ではなかった。

新制大学における一般教育課程の設置、統一的単位制度の採用、施設設備や学生定員の基準、通信教育・大学図書館の基準、保健体育必修制の決定など、さまざまな重要事項を決めたのは、この協会である。これに参与した私学人たちは、多くの活動を通じて、日本の大学から旧制大学的色彩を払拭し、あたらしい教育研究機関としての新制大学を軌道に乗せることに貢献した。

ところで、敗戦当時、日本には四七校の旧制大学があり、その学生総数は約八万人だったが、私立大学はそのうち二七校、三万四、〇〇〇人、百分比にして四二・五%の学生しか持っていなかった。その後の新制大学の中で私学の比重とくらべれば、半分ほどの比重しか占めていなかったことになる。専門学校は三〇九校中一六三校、二一万三、〇〇〇人中一二万四、〇〇〇人、一番比重の高かった大学予科では三四校中二七校、一万九、〇〇〇人中一万七、〇〇〇人という構成である。この他の師範学校、旧制高校などを加えて、新制大学の母体になった旧制の高等専門教育機関全体で言えば、全学校数の三九%、学生・生徒総数の四三%でしかなかった。

見方を変えれば、戦前の高等教育全体の主幹部分とその社会的威信を担う組織は官・公立部分だったのであり、敗戦を迎えたころの日本人にとって、私学は、現在のような大きな意味を持つていなかった。さきにみた占領軍当局を初めとする私学重視政策とそれをふくんですんだ戦後教育改革作業は、このような高等教育の伝統的性格に対する批判を意味するものであり、それらの作業を通じて、私学の地位は戦前と比較にならないほどに向上した。

戦前に私学に対する文部省の強い監督権・命令権を規定していたのは私立学校令（明治三二年、勅令三五九号）であったが、新制度下ではこれも廃止され、昭和二四年には私立学校法が制定された。それはいくつかの限界をふくむ

法律ではあったが、私学の「公共性」をあらためて確認し、運営の閉鎖性と経営における利潤追求を禁じる方針を打ち出しており、評議員・評議員会の設置を義務づけるものであった。さきにふれたように東洋大学が学校法人組織に切り替えたのは昭和二十六年のことであつたが、それはこの法律の定めによるものであり、この年三月、初の評議員選挙がおこなわれたことも、東洋大学経営史にとつて重要な事実であつた。

しかし、私学の財産的・物的条件は、極めて貧困であつた。

第二次大戦中の内地爆撃によつて多くの教育機関が被爆したが、被害が特にはなはだしかったのは、国民学校（小学校）と私立大学だつた。両者とも大都市に集中していたからである。昭和二十三年発表の文部省調査では、大学全体の被災校三六校中、私立大学で被災したのは一六校で、大学全体の被災面積一八万三、〇〇〇坪中六万坪におよんでいた。激しいインフレのために、校舎の再興、新校地の獲得、経常経費の捻出、人件費の獲得など、専門学校を加えて多くの私学が、財政難にあえいだ。

東洋大学もまた被災校の一つであり、白山のキャンパスに残つたのは図書館・講堂・西校舎だけであつた。木造校舎の新設、寄附金の募集等々、制度の整備と併行してすすめられた学園復興の努力は、本編で詳細に語られる。またこの過程で起きた外部からの融資に端を発する「獅子吼会事件」やその後の「専教連事件」など、昭和二〇年代半ばから昭和三〇年代前半までにおよんで起きた経営権や管理運営権にわたる諸事件は、本編の中で具体的かつ公正に記されることになる。

しかし、これらの事件の背景も、一にかかつてこの時期を貫く財政難にあつた。そして東洋大学だけでなく、新制大学発足期の日本の多数の私学は、現象こそ違え、同様な困難を嘗めたのである。

朝鮮戦争の特需をきっかけに日本経済が復興し、新制高校卒業者が増え、彼らが大学をめざすようになった昭和三十

○年代半ばから後半にかけて、ようやく日本の大学は「大衆化」の波に乗りはじめる。

このころ東洋大学が当面したのは、白山キャンパスの過密化をどう解決し、また新しい時代に対応する新体制をどう築いてゆくかという課題であった。これを解決するために選ばれた最大の事業が、東京近郊での校地獲得と新学部創設であり、具体的には、埼玉県川越キャンパスにおける工学部新設として実現したのである。

本編の第四章で詳細に述べられるのは、そこにいたる経過である。理事会の方針をめぐる教授団、学生、職員の葛藤と合意形成の長期にわたったプロセスも、本編で初めて詳細に記される。葛藤の終わりの時期は、戦後政治史の上ではまさに日米安全保障条約改定の時期にあっており、激しさを加える学生運動の動向にも影響されながら、学内情勢は転変を極めていた。

しかし、結果的には、東洋大学は工学部の設置認可を受け、昭和三五年には川越総合グラウンドが完成し、翌三六年四月には川越キャンパスに工学部が開設された。それは、当時の日本の大学では珍しかった産学協同の教育・研究方針をとる新学部であった。また当時、技術革新と貿易自由化の経済状況のもとで国策としてすすめられつつあった理工系学生増募の動向を先取りする、私学再編の第一歩でもあった。

このような経過を経て、東洋大学は、戦前以来の文化系中心の体制を改め、高度経済成長期を迎えて大規模総合大学に発展する体制を整えたのである。

第一章 新制東洋大学の発足

第一節 旧制から新制へ

一 新学制発足までの諸動向

新学制の発足

敗戦から一カ月後の昭和二〇（一九四五）年九月一五日、文部省は「新日本建設ノ教育方針」を發表し、「今後ノ教育ハ益々国体ノ護持ニ努ムルト共ニ軍国的思想及施策ヲ払拭シ平和国家ノ建設ヲ進運ニ貢献スルモノタラシメントシテ居ル」（『近代日本教育制度史料』第一八巻 講談社 昭和五五年 四八九頁）という戦後教育に関する最初の積極的方針を示した。

すでにみたように（第三編第六章第一節「通史編 I」）、東洋大学では敗戦直後から文部省にたびたび出向いて学科編成等についての意向を聞くとともに、授業再開に向けて繰り返し会議を開いて討議をおこなった。そして昭和二一年三月三〇日、学部および専門部の学則変更認可申請書を文部大臣宛に提出し、同年四月から新学則にもとづく授業を開始した。しかしこの新学則は、「平和国家ノ建設」をめざすとともに、教育体制を戦時中の状態から戦時以前の

状態へと復帰することにその重点を置くものであった。

戦後日本の本格的な教育改革は、占領下連合国軍による強い指導を通じておこなわれた。GHQ/SCAP（連合国最高司令官総司令部）では、戦時下日本の軍国主義的・超国家主義的教育を否定・一掃し、かつこれを積極的に改革・再建してゆくため米国外務省の派遣を要請した。戦後日本の教育改革は、CI&E（民間情報教育局）および文部省、そしてこの昭和二二年三月に来日した第一次の米国外務省の報告書と、二二年八月に発足した日本側の教育改革に関する重要事項の内閣総理大臣諮問機関である教育刷新委員会の答申・建議にもとづいておこなわれていった。

昭和二二年三月三十一日、教育の根本方針を示した教育基本法および学校教育法が公布され、同年四月から施行された。新制の大学については、学校教育法のなかの第五章（第五二条―第七〇条）において規定された。このなかで大学の目的は「學術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させること」（第五二条）と規定された。またこのほかに大学の構成（第五三条）、夜間において授業をおこなう学部（第五四條）、修業年限（第五五條）、入学資格（第五六條）、専攻科および別科（第五七條）、職員（第五八條）、教授会（第五九條）、設置認可（第六〇條）、研究施設（第六一條）、大学院（第六二條・第六五―第六七條）、学位（第六八條）、公開講座（第六九條）などの条項がそれぞれ定められた。

また、昭和二二年七月には大学基準協会が創設された。旧制度下においては大学をふくむ高等教育機関の設置基準および認可行為は文部省によっておこなわれていたが、新制大学については、その設置基準は専門家の団体、すなわち大学を会員とする自主的民間団体である大学基準協会がこれを制定・適用するものとなった。認可についても、文部大臣がさきの大学基準協会の推薦者が委員の約半数を占める大学設置委員会（昭和二三年一月設置、二五年八月大

学設置審議会と改称)に諮問して、その答申を承認するかたちをとるものとなった。なお、昭和三十一年一〇月、文部省は文部省令第二八号として「大学設置基準」を制定した。以後の大学・学部を設置認可は事実上これによっておこなわれることになった。

こうして新制大学は、実際には昭和二三年から発足した。この時、新制大学として発足したのは一二の公・私立大学であった。これらの各学校はC I & E側への働きかけとこれを受けたC I & Eの意向とによって、文部省の昭和二四年度新制大学発足方針よりも一年早くその設置認可をみたものであり、本格的には翌二四年度から多数の国立および公・私立大学が新制大学として発足した。

新制大学への移行過程

新制の大学制度の大きな特色は、旧制度下における高等教育機関、すなわち大学・高等学校・専門学校・師範学校などの諸学校を、すべて原則として修業年限四カ年の新制大学へ転換・再編して、学校体系の一元化をはかったことであった。このため特に官立の大学や高等学校あるいは専門学校、師範学校などを合併・再編してひとつの新制大学とするような国立大学の場合、その過程に多くの困難をとまなうことになった。

旧制度下の私立大学である東洋大学は、学部(文学部)・予科・専門部から構成されていたが、結果的に旧制学部(文学部)をそのまま再編・移行するかたちで、昭和二四年四月新制大学として発足した。東洋大学の新制大学への移行過程は以下にみるとおりであるが、その前に新制大学へ移行する直前、昭和二三年九月現在の東洋大学の概況を左に示しておこう。

東洋大学概況

昭和二十三年九月現在

一、名称 東洋大学

二、所在地 東京都文京区原町十七番地

三、学長 文学博士 加藤虎之亮

四、土地面積 四二〇三坪余 内一一八坪余 京北諸学校に於て使用

五、校舎建坪 総延坪三〇〇八坪余 内一二〇〇坪余は京北諸学校

六、教室及研究室 教室数十四、研究室数七

七、図書館 建坪一五三坪 (二階並に書庫を含む)

A 一般教養図書 四〇一四四冊

内訳 和漢書 三八九三七冊

洋書 一二〇七冊

B 専門図書 六二二五一冊

内訳 和漢書 五三九六六冊

洋書 八二八五冊

計一〇二三九五冊

八、学部組織及学生数

文学部 哲学科 西洋哲学専攻 二八
東洋哲学専攻 一五

宗教学科 仏教学専攻 六八
印度哲学専攻

文学科 中国文学専攻 八一
中国文学専攻 八五
英文学専攻 二四

三〇三

	建物延三〇〇八坪余	五一一二万円
	図書一〇二三九五冊	一〇四四万円
	器具	三〇五万円
	銀行預金	二三八万円
	其他	五余万円
2	負担	一四六万円
	内分	
	日本銀行	一一〇万円
	文部省	二六万円

3 歳入歳出概況（二十三年度）

歳入総額五四一万円余（主として授業料に依る）

歳出右二同シ

〔雑録綴〕東洋大学井上円了記念学術センター所蔵

東洋大学では、新制大学の発足にあたって、従来の文学部のみを単科大学ではなく他学部を併設することを計画し、かつ将来は数個の学部をもつ「総合大学」として大きく発展したいという意向を持っていた。すでにみたように（第三編第六章第二節『通史編 I』）、大学は戦災により木造校舎の大半を焼失しその復興が容易でないこと、かつまた狭隘な現在地では新制の大学設置基準に應ずることが極めて困難であるという点から、これを一举に解決する方法として大学の移転を決意した。そして昭和二二年七月以降、埼玉県入間郡福岡村所在の旧陸軍軍用施設の解放・払下げ交渉を開始した。

こうした移転計画を背景とした東洋大学の将来構想とはどのようなものであったのか、これを東洋大学が昭和二三

年六月に文部大臣に対して提出した新制大学の設置認可申請書の控によつてみると、次のとおりである。

十四、将来の計画

一、学部及学科組織等に関する件

将来の学部構成は「文学部」「宗教学部」「政経学部」「社会学部」の四部とし、それぞれの専門によつて数科に分け各科に専攻部別を設ける。

- 1、将来文学部に倫理教育学科及心理学の二科を増設する。
- 2、文学部英米文学科を拡大し欧米文学科に改め、英米文学専攻、独乙文学専攻、仏蘭西文学専攻の三部門とする。
- 3、昭和二十六年より宗教学科を新設し、昭和二十七年更に宗教学科を設け、仏教学科の三科を以つて宗教学部を構成する。

- 4、昭和二十六年より経済学部を政治学部を増設し、経済学科、経営学科の三科を以つて政経学部を構成する。
- 5、昭和二十六年より社会学科を文学部より独立せしめ、新聞学科、社会事業学科の二科を新設して社会学部を構成する。

6、大学院は昭和二十七年より開設の予定である。従つて学生の入学定員数にも若干の変更を加へる。

学部名	学科名	年度別入学定員数			
		昭和二十四年度	昭和二十五年度	昭和二十六年	昭和二十七年
1、文学部	哲学科	五〇	五〇	五〇	五〇
	国文学科	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
	中国哲学科	五〇	五〇	五〇	五〇
	史学科	五〇	五〇	五〇	五〇
	英米文学科	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

合 計	2、宗教学部		3、政経学部				4、社会学部	
	宗教学科 (二十六年設置)	宗教学科 (二十七年設置)	政治学科 (二十六年新設)	経済学科	経営学科	社会学科	社会事業学科 (二十六年新設)	新聞学科 (二十六年新設)
七五〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
七五〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
九五〇	五〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一〇三〇	五〇	三〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	五〇

(「東洋大学(新制)設置認可申請書」控 東洋大学総務部所蔵による)

右にみるようにその将来計画とは、昭和二四年度の新制大学発足時に従来からの文学部のほかに経済学部を新設し、二六年度以降は文学部のなかの仏教学科、社会学科、および経済学部政治学科を増設し、これらを基礎として学部へと発展させ、文学部・宗教学部・社会学部・政経学部の四学部構成にするというものである。しかし大学は、移転実現の見通しが明確にならないなかで、特に戦災によって焼失した校舎等施設の再建を早急な解決課題として抱えており、また、敗戦直後からの激しいインフレで財政的に厳しい状況にあった。こうしたなかで、どの程度の実現の可

能性をもって、昭和二六年度時点での四学部設置を構想・計画していたのか。これに関しては具体的な資料がなく詳細は不明であるが、戦後の東洋大学がその経営規模を大きく拡大しようと計画していたことは確かである。

なお昭和二四年度における新設学部である経済学部については、昭和二十三年一月付で前学長藤原猶雪と学長事務取扱加藤虎之亮（昭和二十三年二月一四日学長就任）との間に交わされた「東洋大学事務引継書」中に、懸案事項のひとつとして次のように記されており、設置に向けての具体的な準備がすすめられていた。

2、新設経済学部の件（教務関係）

昭和二十二年十二月中に新学制に依る経済学部を設置するため教科目其他を準備委員会に於て決定、四月より実施の目的をもつて申請準備中なり

（『資料編 I上』五二四頁）

このようにして、新制大学発足のための準備がすすめられていったが、前述した旧陸軍施設の解放の認可が新制大学開設間近になつてもなかなかおこる見込が立たなかつたため、大学ではとりあえず昭和二四年度の開設は現在地の文京区原町でおこない、解放が許可され次第移転する方針をとることにした。そして、文学部と経済学部についてこれを翌年四月から開設するため、その申請手続をおこなつた。

二 新制文学部

申請書の提出

昭和二十三年六月三〇日付で、新制の東洋大学設置認可申請書が文部大臣宛に提出された。その申請書の内容は、設置要項をはじめとして学則、校地・校舎あるいは図書・標本などの施設、学部学科構成、職員組織、設置者、資産、維持経営の方法、将来の計画等に関するものであるが、そのなかの設置要項による

と、東洋大学の目的および使命は、次のように述べられている。

本学は明治二十年故井上円了博士の創立にかかり其の建学精神は東洋古来の學術文化の本旨を究明し、其の真髄を昂揚すると共に広く欧米諸国の學問思想を攝取融合し普遍的にしてしかも民族の個性豊かな新文化の創造を企図した本学の全身である「哲学館創立の旨趣」に明かに説かれた所であつて、其の高邁な理想と、健全な學風とは数ある私立大学に永く極めて特色のある存在を續けて来たものである。従つて本学教育の目的は學祖建学の理想を拡大發展せしめ、新時代に即応する教育体制を整備充實して、日本の文化再建に役立つ国家有為の人材を養成する事に外ならない。

〔資料編 Ⅱ上〕一三頁

また、東洋大学學則の第一条において東洋大学の「使命及び目的」は次のように規定された。

第一条 本学は創立者井上円了博士建学の精神に基き東西學術の理論及び應用を研究教授し其の蘊奥を究めると共に人格の陶冶情操の涵養に努め国家及世界の文化向上に貢獻し得る有為の人材を養成するを目的とする。

〔同 一七頁〕

すなわち、新制東洋大学は、その目的および使命を創立者井上円了の「建学の精神」に置きながら、これを拡充・發展させ、かつ新時代に即応させて、国家および世界の文化向上に貢獻する有為の人材を養成するものとした。

また、新たに開設する学部および学科の組織は次のような構成によるとした。

1. 新制度に基く大学の組織は「文学部」及「経済学部」の二学部と大学院とを以つて構成する。
2. 学部はそれぞれの専門によつて教科に分け各科に専攻部別を設ける。
3. 学部各科の組織は次の如きものとする。

(一)文学部

申請された。

1、文学部

- | | | | | | |
|-------------|-----|----------|-----|-----------|------|
| (イ) 哲学科 | 五〇名 | (ロ) 仏教学科 | 五〇名 | (ハ) 国文学科 | 一〇〇名 |
| (ニ) 中国哲学文学科 | 五〇名 | (ホ) 史学科 | 五〇名 | (ヘ) 英米文学科 | 一〇〇名 |

なお、右の大学院は昭和二七年度設置予定とした。また、これら各学部および学科の学生定員数は次のように定め

4、大学院は左の二院としそれぞれ修士を附与する課程と博士を附与する課程の二つとする。

1. 人文科学研究院 (修士の課程)
2. 社会科学研究院 (修士の課程)

(同 八頁)

(二) 経済学部

1. 経済学科
2. 経営学科

1. 哲学科
2. 仏教学科
3. 国文学科
4. 中国哲学文学科
5. 史学科 (国史学専攻東洋史学専攻西洋史学専攻)
6. 英米文学科
7. 社会学科

(ト) 社会学科

五〇〇名

2、経済学部

(イ) 経済学科

一〇〇名

(ロ) 経営学科

一〇〇名

計 七〇〇名

備考 右各科の定員は昭和二十七年学部完成年度の定員数を示したもので開設初年度に於ける入学定員に若干の増減があるものとする。大学院は定員制をとらない。

(同 一三頁)

文学部の設置認可

以上述べた設置申請にもとづき昭和二十三年九月二一日、大学設置委員会による東洋大学の実地視察がおこなわれた。この時の視察委員は島田孝一、天野貞祐、野上豊一郎、玉虫文一の四名であった（第八審査会『東洋大学』実地視察報告書）。「自昭和三十三年重要参考資料綴（その一）教務課」東洋大学教務部所蔵。この調査結果を受けて設置認可の可否が決定され、文部大臣に答申されるのであるが、東洋大学は昭和二十四年二月二一日付で文部大臣高瀬荘太郎から次のような認可を受けた。

校学一三九号

東洋大学設立者

財団法人 東洋大学財団

昭和二十三年六月三十日をもつて申請の学校教育法による東洋大学のことは、大学設置委員会の答申に基き次のように認可する。

昭和二十四年二月二十一日

文部大臣 高瀬荘太郎 印

一、位 置 東京都文京区原町

二、学部学科 文部学^(文)、哲学科、仏教学科、国文学科、中国哲学文学科、史学科、英米文学科、社会学科

三、開設学年 第二学年まで

四、開設時期 昭和二十四年四月

五、設置条件

(一) 一般教養科目中自然科学関係の図書の充実及び施設の整備機械器具、標本等は速かに整備すること。尚運動場を整備すること。

(二) 大学の開設は第二学年までとすること。

(三) 学生定員に照し合せて各学科の専任教員を学年の進行に応じて増強すること。

(四) 移転計画を明確急速に実施すること

(五) 以上の事項についてはその実施につき報告を徴し又必要ある場合は大学設置委員会として実地視察をする。尚教員組織についてはその充実に至るまでは大学設置委員会に協議しなければならない。

備考

経済学部は施設学部学科の組織と之に伴う教員組織が大学設置基準に照し極めて不十分であるから現状に於ては昭和二十四年度からの開設は不相当と認める。

(資料編 II上) 一四—一五頁)

ここに示されているように、文学部七学科の設置が五項目にわたる認可条件の履行を前提に認可され、経済学部については「施設学部学科の組織と之に伴う教員組織が大学設置基準に照し極めて不十分」であるという理由によりその設置は認められなかった。

また、このほかに次のような「勧告文」が通知され、教育施設および教員組織・教育課程の充実をはかるよう重ねて指摘された。

勧告文

東洋大学

- 一、貴大学の施設については物理学実験室の充実、その他生物学等の自然科学関係の設備の充実を実現されることが望ましい。又専属の体育館をなるべく速かに建設することの外、体育施設の充実について十分に考慮されたい。
- 二、財政の確立が望ましい。
- 三、一般教育に関し昼間夜間にそれぞれ専任教員を区別して配置しかつ、自然科学関係の教授の強化を十分に考慮されたい。
- 四、文学部の教員組織については左の点について問題があるから、十分に考慮されたい。
 1. 学科配当数に対して教授陣容が幾分弱く、かつ、教授のうちに高年齢の教授が比較的多い。
 2. 各専攻とも関連科目担当の専任教員を欠くものが多い。
- 五、文学部の教育課程及び履修方法については左の点について問題があるから考慮されることが望ましい。
 1. 哲学科における関連科目が他の専攻学科に比して少い。
 2. 史学科の国史、東洋史両専攻の学科目が少い。
 3. 履修すべき単位数が第一年次、第二年次においては多過ぎるし第四年次においては少な過ぎて全体として均衡を欠いている。
- 六、文学部の施設については左の点を十分考慮されたい。
 1. 教授研究室図書の充実
 2. 学生研究室における基礎的図書の充実

(同 一五—一六頁)

教職課程科目	補助科目
ラギ美日社社倫倫心仏中中印印度 テリ学本会会理理学理国哲度哲 ンシ学思思学学学教哲学学 ヤ概想想概概概概概概概概概 語語論史史論論論論論論論論論	印度哲学史概説 中国哲学史概説 中国哲学概説 仏国教理学 心理学概論 倫理学史(東洋)
総計	
一一二	六 二 二 二 二 二 二
一二二	六 二 二 二 二 二
五〇	一〇 四 四 二 四 四 四
五二	一〇 四 四 四 二 四 四
三三六	三二 八 八 四 四 二 四 四 四 四 四 四

備考

- 一、一般教養科目人文科学関係科目中、哲学概論、論理学、倫理学概論、心理学概論、仏教学概論、美学概論の六科目を必修とする。
- 一、一般教養科目社会科学関係科目中、社会学概論、社会学思想史の二科目を必修とする。
- 一、教員免許の資格を得ようとする者は、教職課程科目中二〇単位を必修するものとする。

教職課程科目	西巴梵教宗社 團教會 蔵利 經社思 語語語論学 語語語論学
總計	一〇四 六 二 一一四 六 五六 一〇 四 四 五六 一〇 四 四 二 四 三三〇 三二 四 四 八 二 四 二

備考

- 一、一般教養科目人文科学関係中、哲学概論、論理学、倫理学概論、心理学概論、国史概説（又は東洋史概説）、仏教学概論、宗教学概論の七科目を必修とする。
- 一、同じく社会科学関係科目中、法学通論、経済原論、民族学概論、社会学概論、社会科学概論の五科目を必修とする。
- 一、教員免許の資格を得ようとする者は教職課程科目中二〇単位を必修するものとする。

国文学科学科課程表

専攻科目	一般教養科目	学 科 目	単 位 数				計
			第一年度	第二年度	第三年度	第四年度	
国文学史概説	人文科学関係	国文学概論	五二	五四	二	二	一〇六
国文学史概説	社会科学関係	国文学概論	一八	二〇	二	二	四〇
国文学史概説	自然科学関係	国文学概論	四	四	二	二	一〇
国文学史概説	体育関係	国文学概論	二	二	二	二	八
			二	二	二	二	八

専攻科目目		一般教養科目目		学 科 目	単 位 数
西 洋 史 概 説	東 洋 史 概 説	国 史 概 説	現 代 史 (東 洋 史)		
			自 然 科 学 関 係	社 会 科 学 関 係	一 八
			体 育 関 係		一 八
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二
					二
					四
					二
					二

備考
 一、一般教養科目人文科学関係中、国史概説、東洋史学説、西洋史概説、仏教学概論、美術史、人文地理学の六科目を

教職課程科目	補助科目
人宗文社土中法経教美宗西国書考 文 化 俗 教 洋 史 籍 古 学 地教人国会民国制济育術史概 理 類 族 語 史 史 史 史 説 学 学 題 習 学 学 学 学 学 史 史 史 史 説 学 学 題 習	史 学 概 論 東 洋 史 学 特 講 東 洋 史 学 演 習 中 国 文 学 史 概 説 中 国 哲 学 史 概 説 仏 教 史 (中 国 ・ 印 度) 考 古 学 (日 本 ・ 東 洋) 考 古 学 実 習 書 籍 解 題 国 史 学 概 説 西 洋 史 学 概 説 宗 教 史 学 概 説 美 術 史 学 概 説 法 制 史 学 概 説 中 国 史 学 概 説 土 俗 史 学 概 説 社 会 史 学 概 説 文 化 史 学 概 説 宗 教 史 学 概 説 人 文 地 理 学 概 説
総計	
一一二	六二 四二
一一八	六二 二
六三	一〇 四四二 四 四二四 一二二 四八八 四
五三	一〇 四四 二二 四二二 一二二 四 六八
三四六	三二 四四四四四四二四四二四六六二二六四四四四 一一一四六四

		学 科 目		単 位 数			
一般教養科目	専攻科目	第一年度	第二年度	第三年度	第四年度	計	
人文科学関係	現代史(西洋史)	五二	五四			一〇六	
社会科学関係	国史概説	一一	二二			三〇	
自然科学関係	東洋史概説	一八	四〇			五八	
体育関係	西洋史概説	四	四			八	
	西洋史特論						
	西洋史演習						
	西洋文学概説			四		四	
	西洋哲学概説			八		八	
	基督教概説						
	考古学(日本・東洋)		二	一		二	
	考古学実習			二		二	

史学科(西洋史学専攻)学科課程表

必修とする。但し美術史、人文地理学は選択必修とする。
 一、同じく社会科学関係中、社会学概論一科目は必修とする。
 二、教員免許の資格を得ようとする者は教職課程科目中二〇単位を必修するものとする。

第一章 新制東洋大学の発足

備考
一、一般教養科目
人文科学関係中、哲学概論、倫理学概論、心理学概論、国史概説、東洋史概説、西洋史概説、宗教学

教職課程科目	補助科目
宗 社 人 社 新 文 人 民 政 行 民 經 經 日 中 社 西 社 社 社 社 教 會 會 會 聞 化 文 族 治 政 政 濟 濟 本 国 会 洋 会 会 会 会 学 働 運 口 事 学 人 地 学 学 政 政 濟 濟 本 国 会 洋 会 会 会 会 概 問 動 業 原 類 理 概 概 政 政 濟 濟 本 国 会 洋 会 会 会 会 論 題 史 論 論 論 学 学 論 論 法 法 策 史 史 說 学 說 查 策 習 義	
一 二	六二 二二二
一 八	六二 二二二 二
五 六	一〇 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 六 八
五 四	一〇 四 二 二 四 四 四 四 四 四 四 四 六 六
三 四 〇	三二 四 四 二 四 二 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 一 一

概論、人文地理学の八科目を必修とする。但し宗教学概論、人文地理学は選択必修とする。

一、同じく社会科学関係中、社会学概論、政治学概論、経済原論、統計学概論の四科目を必修とする。

一、教員免許の資格を得ようとする者は教職課程科目中二〇単位を必修するものとする。

〔東洋大学（新制）設置認可申請書〕控 東洋大学総務部所蔵による）

以上の学科課程の履修方法は次のとおりである。

1、一般教養科目の外に第一年度から若干の専門科目を履修せしめ^{〔逐〕}逐年之を増加する学科課程を採る。

2、科目目の選択は学生の任意とする。

但し一般教養科目中基礎的科目については若干の必修科目を定める。

3、学習は単位制を採る。単位の基準は大学基準案による。

4、学生は外国語を除き一般教養科目A B C三系列に亘つて三科目以上計四十単位以上、体育科目については理論及び実技を含め一科目以上計四単位以上を履修せしめる。

5、外国語については第一外国語十六単位以上、第二外国語八単位以上を必修せしめる。

6、専門科目については専攻科目八科目以上補助科目七科目以上計十五科目以上を履修せしめ、八十単位以上を取得するものとする。

7、卒業論文は十単位とし、履修単位外に之を取得するものとする。

8、教員免許の資格を得ようとする者は教職課程に関する学科目中十六単位及び教育実習四単位計二十単位以上を取得するものとする。

〔資料編 II上〕一〇―一一頁）

また、これらの学科課程については、前記の「勧告文」で哲学科の関連科目が少ないこと、史学科の国史と東洋史専攻の学科目が少ないこと、全体的に第一・二年次と第四年次とで単位数のバランスが欠けていることが問題点とし

て指摘され、その改善をもとめられた。

教員組織

後述するように、新学制となつてからもしばらくは旧制が存続することになつていたので、旧制学部・予科・専門部をふくめて、教員の氏名とその担当科目をあげると、次に一覽するとおりである

(昭和二四年一〇月現在)。

教授・講師学科担当表 (昭和二四年一〇月現在)

氏名		科目	新制学部	旧制学部	旧制予科	旧制専門部
朝原梅一	(教授)	国語学概論		社会政策学		社会政策学
安藤正次	(教授)	国語学概論		社会政策学		社会政策学
阿部三亥	(講師)	国語学概論		社会政策学		社会政策学
井上玄一	(講師)	経済哲学				
伊藤春三	(教授)	経済哲学				
伊藤正一	(講師)	社会学概論		社会学概論		社会学
磯村英一	(教授)	社会学概論		社会学概論		社会学
井野辺茂雄	(教授)	社会学概論		社会学概論		社会学
石井正雄	(教授)	社会学概論		社会学概論		社会学
伊地知鉄男	(講師)	社会学概論		社会学概論		社会学
石島涉	(講師)	社会学概論		社会学概論		社会学
海老原晃	(教授)	生物学				
江口英一	(講師)	生物学				
榎一雄	(講師)	生物学				

堀	古屋	古川	藤原	福井	福武	古谷	平野	久松	日高	花山	原田	野尻	野口	西田	西堀	西	西垣	仲	長	檜	中川
仲夫	三郎	哲史	猶雪	久蔵	直	善亮	宣紀	潜一	六郎	信勝	淑人	貞雄	正之	卯八	文雄	義雄	富治	新	寿吉	敏雄	友長
(講師)	(講師)	(講師)	(教授)	(教授)	(講師)	(講師)	(助教)	(教授)	(講師)	(教授)	(教授)	(助教)	(教授)	(教授)	(講師)	(教授)	(教授)	(講師)	(教授)	(教授)	(教授)
自然科学概論	体育実技	倫理学概論					国語講読	国文学史		仏教学概論	化学	中国語	自然地理学	心理学概論				教育史		経済原論	
仏蘭西哲学	倫理學概論	西洋倫理學史	仏國史學	國文會學	社文會學		國文會學	社文會學	東洋考古學	東洋考古學	中國語	中國語	心理學概論	梵・印度哲學				教育史	西洋史學	經濟政策	
			日本仏教史				國語講読				中國語		心理學概論								
	倫理学概論						交文通論	国文学史	東洋考古學	東洋考古學	中國語	地理學通論			經濟學	會計總論	教育史	西洋史學	經濟思想史	經濟學	經濟學

第一章 新制東洋大学の発足

和島 誠一 (講師)	和田 清 (教授)	吉田 幸一 (助教授)	吉村 茂樹 (講師)	除野 信道 (講師)	米林 富男 (教授)	山際 靖 (教授)	山上 智海 (教授)	山田 勝美 (講師)	矢田 俊隆 (講師)	山本 幸雄 (講師)	守屋美都雄 (助教授)	森田 英男 (教授)	百瀬 甫 (講師)	門田 嘉久 (講師)	森 五郎 (講師)	宮崎 幸三 (教授)	宮出 秀雄 (助教授)	御巫 清勇 (講師)	松浦 貞俊 (教授)
日本考古学	国語講読		社会学	社会学	美学概論	美学概論	西洋現代史	西洋現代史	西洋現代史	東洋史概説				独乙語	西洋哲学史				
日本考古学	東洋史学	国文学	社会学	社会学	美学概論	国文学		東洋史学		東洋史学		英語	英語	独乙語	羅・洋哲学				国文書籍解題学
							漢文講読					英語		独乙語					
	国語文講読	国語文講読	經濟地理				漢文講読	地誌	東洋史学	組合學	簿記	倉庫論	保険論	独乙語		經濟史・演習	農業政策	国語講読	

学生の移行および入学者

〔昭和二十四年十月 東洋大学事務引継書 別冊 前学長加藤虎之亮
新学長小林啓善 東洋大学秘書室所蔵による〕

新学制への移行に関連して旧学制については、学校教育法第九八条の第一項において「この法律施行の際、現に存する従前の規定（国民学校令を除く。）による学校は、従前の規定による学校として存続することができる」と規定された。これにもとづき旧制東洋大学は学部、予科、専門部に残留を希望した者がすべて卒業するまでそのまま存続することになった。このように新制大学発足時には、それぞれの学生の希望にしたがつて旧制への残留や、新制文学部第一、第二学年あるいは旧制学部第一学年への編入等の措置がとられた。また旧制の予科、専門部の学生募集は原則として昭和二十四年度からはおこなわないものとした。ただし、専門部経済科については、昭和二十四年度設置が認可されなかった経済学部への翌年の入学者を確保するため、昭和二十四年に限り別科を置いてその募集をおこなった（後述）。以上のように昭和二十四年四月以降も数年間は、新制・旧制の東洋大学が併存することになった。

昭和二十四年八月末時点における新制・旧制の東洋大学の学生数は、それぞれ次表に示すとおりである。新制文学部についてみると、第一学年と第二学年とで学生数にだいぶ差がみられるが、合わせて二六三名の学生が在籍していたことがわかる（なお、「私立大学建物戦災復旧計画総括表（昭和二十五年三月三十一日現在）」によると、発足当初昭和二十四年四月三〇日現在の新制文学部の学生数は、男子一一七名女子三名合わせて一二〇名となっている）。

○学生生徒現在数一覽（昭和二四年八月末現在）

○新制文学部

学年	第一学年	第二学年	計
学生数	二〇六	五七	二六三

○旧制文学部

学科(専攻)	第一学年	第二学年	第三学年	計
哲学科(東洋哲学)	五	一	二	八
(西洋哲学)	八	四	一	一三
宗教学科(仏教学)	四	三	一	八
(印度哲学)	四	四	一	九
文学科(国文学)	二	二	二	六
(中国文学)	一	二	一	四
(英文学)	七	二	二	一一
史学科(国史学)	二	二	一	五
(東洋史学)	五	六	五	一六
(西洋史学)	一	二	一	四
社会学科(社会学)	三	二	一	六
合計	一〇〇	八一	六六	二四七

○予科

学年	第一学年	第二学年	第三学年	計
生徒数	九八	七〇	一六八	

○専門部

学科	第一学年	第二学年	第三学年	計
国漢科	五	四八	三七	八五
経済科	一七〇	七六	二九七	五四三
英語科	五四	二四	七八	一五六
歴史科	一一	一一	一一	三三
合計	五二	二七二	一四八	四七一

学生生徒現在数総計 一一四九名

〔東洋大学短期大学部（夜間）設置認可申請書〕控

東洋大学総務部所蔵による

また新制・旧制が併存するため、特に昭和二四年度の共通科目の合併授業は新旧各学年がいきまじり、その対応に教員・学生ともに苦慮したことが、同年の「教務関係指導要項」の次の記述によつてうかがうことができる。

時間割の編成

本年度は、新制旧制同時に開講してゐるので、共通科目は各学年合併で行ふ事になつてゐるので、新制一年、専門部二年予科二年一緒に講義を受けるやうな事は大分多くなつてゐる。それで、各学科の性質が違ひ、学年が違ひ教養が違つて、教授の側も、学生の側も非常に苦心を要すると思ふけれども、現在、学制の移り目で、学校としても色々な点で苦心してゐるので我慢してもらいたい。

(「雑録綴 教務課」東洋大学井上円了記念学術センター所蔵)

旧制東洋大学の廃止

前述したように、旧制東洋大学は全在学生の卒業をまつて廃止されることになつたが、昭和二八年三月二五日をもつて旧制学部(文学部五学科)の学生全員が卒業し、東洋大学は新学制への転換を終了した。そして昭和三七(一九六二)年三月一九日付で、旧制学位授与制度廃止の申請とともに、旧制東洋大学の廃止認可申請書が東洋大学理事長劔木亨弘から文部大臣荒木万寿夫宛に提出された。

この申請に対し、昭和三十七年三月三十一日付で文部大臣から次のような認可を受け、旧制東洋大学は正式に廃止された。

校大第一四六号

学校法人 東洋大学

昭和三十七年三月一九日付け三九三号で申請のあつた学校教育法第九八条第一項の規定に基づき従前の規定による学校として存続する東洋大学を昭和三十七年三月三十一日限り廃止することは、認可します。

昭和三十七年三月三十一日

文部大臣 荒木万寿夫

(「資料編 Ⅱ上」二八一—二九頁)

三 一般教養課程の設置

設置の目的

一般教養課程は、新制大学の教育課程における大きな特色としてあげられるものであるが、その導入は基本的に第一次の米國教育使節團報告書の勧告によるものであった。すなわち同報告書は、戦前における日本の高等教育機関の学科課程について、その専門的・職業的色彩の強すぎる点を指摘・批判し、今後その教育課程を「リベライズ」し、その中にできるだけ一般教養科目を取り入れるよう提言した。一般教養科目導入の目的は、一言でいえばこれによって民主社会の推進力となるべき「市民」を育成するための教育をおこなおうとすることにあつた。

一般教養科目の具体的な内容は同報告書の提言を基本として、C I & Eの指導を受けながら検討がなされ、その授業科目および単位数が大学基準協会の設定した大学基準第七項一として、次のように規定された。

七、授業科目及びその単位数決定は左の基準に依る。

1 大学は左に掲げる一般教養科目中各系列に亘つて夫々三科目以上、全体として文科系の大学又は学部では十五科目、理科系の大学又は学部では十二科目の授業を必ず用意しなければならない。

人文科学関係 哲学（倫理学を含む）、心理学、教育学、歴史学、人文地理学、文学、外国語。

社会科学関係 法学、政治学、経済学、社会学、統計学、家政学。

自然科学関係 数学、物理学、化学、地学、生理学、人類学、天文学。

必要な場合には前掲以外の科目を一般教養科目に加えることができる。

〔近代日本教育制度史料〕第二四卷 講談社 昭和五五年 三五〇頁

こうして右の基準にもとづいて、新制大学の教育課程のなかに一般教養科目が取りいれられることになった。ちなみに、一般教養課程については、この数年後に関係各方面からそのあり方、理解の仕方、また専門科目との関係などに関してさまざまな見解あるいは批判が出されるようになった。昭和三十一年一〇月に文部省が制定した大学設置基準においては、この一般教養（教育）科目のほかに、新たに基礎教育科目が設けられるなど、その内容に大きな変更が加えられた。

一般教養科目

東洋大学の場合その発足時に、さきの大学基準にもとづいてどのような一般教養課程が設定されたのか。昭和二四年度開講の一般教養科目（人文・社会・自然科学関係）の各学科目を示すと、次のとおりである（（）内は単位数）。

人文科学関係 哲学概論(四)、論理学(四)、倫理学概論(四)、心理学概論(四)、美術史(一)、美学概論(四)、国史概説(四)、東洋史概説(四)、西洋史概説(四)、人文地理学(四)、国文学概論(一)、中国文学概論(一)、仏教学概論(四)、宗教学概論(四)、国文講読(一)、漢文講読(一)、外国語(英語)(二)、独乙語(一)、仏蘭西語(一)、中国語(一)。計一〇六単位

社会科学関係 法学通論(二)、憲法(一)、政治学概論(四)、経済史(四)、経済原論(一)、社会科学概論(一)、社会学概論(四)、民族学概論(四)、社会思想史(一)、経営総論(四)、統計学概論(四)。計四〇単位

自然科学関係 数学(一類)(四)、同(二類)(一)、物理学(一類)(四)、同(二類)(一)、化学(一類)(四)、同(二類)(一)、生物学概論(四)、地学概論(一)、自然地理学(四)、人類学概論(四)、自然科学概論(四)、天文学概論(一)。計三八単位

以上の三系列のほかに保健体育関係として、体育理論(一)、保健衛生(一)、体育実技(四)、計八単位が設けられた。各科目の履修方法については、すでに前項二の新制文学部の学科課程のところて記したが、特色としてあげられる

のは一般教養科目のなかのいくつかを基礎的科目とみて、各学科によって五科目から一二科目を必修としている点である。また外国語をのぞき一般教養科目三系列にわたって三科目以上計四〇単位以上、体育科目は理論および実技をふくめて一科目以上計四単位以上を履修するものとした。外国語は、第一外国語（英語）一六単位以上、第二外国語八単位以上を履修するものとした。したがって、学生は一般教養科目について人文（外国語をのぞく）・社会・自然科学の三系列合わせて四〇単位以上、保健体育四単位以上、外国語（第一・第二）二四単位以上、合計六八単位以上を履修するものと定められた。

以上のような科目構成と四三名の教員を担当予定として提出された申請に対し、認可時に今後の課題として指摘されたのは、まず施設面では物理学実験室およびその他生物学等の自然科学関係の設備の充実、専用の体育館の建設および体育施設の充実であり、教員面では昼間・夜間における専任教員の区別と配置、自然科学関係の教員の強化等であつた（前掲「勧告文」）。

教員組織

実際に一般教養課程が開講されたあとの、昭和二四年一〇月現在の担当教員は次に示すとおりである。文科系の単科大学というこれまでの東洋大学の状況を反映して、認可書において自然科学関係の設備の充実を文部大臣から指摘されたように、開講時には人文科学関係に比べて社会および自然科学関係の教員数はかなり少なかったことがわかる。

人文科学	井野辺茂雄（教授）	国史概説	小口偉一（講師）	宗教学概論
	小沢文四郎（助教授）	漢文講読	橘高倫一（教授）	論理学
	毛塚栄五郎（助教授）	中国文学概論	小室栄一（助教授）	西洋史概説
	杖下隆之（教授）	漢文講読	西堀文雄（講師）	心理学概論

外国語	石井 正雄 (教授)	佐藤 利吉 (教授)	佐藤 文樹 (助教授)	瀬川 重礼 (教授)	永島 栄一郎 (助教授)	森 五郎 (講師)	磯村 英一 (教授)	檜崎 敏雄 (教授)	石島 涉 (講師)	鈴木 良治 (講師)	野尻 貞雄 (教授)	阿部 三亥 (講師)	古屋 三郎 (講師)
山際 靖 (教授)	古川 哲史 (講師)	花山 信勝 (教授)	古川 哲史 (講師)	山際 靖 (教授)	磯村 英一 (教授)	磯村 英一 (教授)	磯村 英一 (教授)	磯村 英一 (教授)	磯村 英一 (教授)	磯村 英一 (教授)	磯村 英一 (教授)	磯村 英一 (教授)	磯村 英一 (教授)
美 術 史	倫理學概論	仏教學概論	倫理學概論	美 術 史	英 語	英 語	英 語	英 語	英 語	英 語	英 語	英 語	英 語
美 術 史	倫理學概論	仏教學概論	倫理學概論	美 術 史	英 語	英 語	英 語	英 語	英 語	英 語	英 語	英 語	英 語

吉田 幸一 (助教授)	海老原 晃 (教授)	佐治 祐吉 (講師)	島田 実 (講師)	曾根 保 (講師)	野口 正之 (助教授)	奥山 勇治 (講師)	岡田 正 (講師)	西田 卯八 (教授)	堀 仲夫 (講師)	寺沢 巖男 (教授)	平野 宣紀 (助教授)	守屋美都雄 (助教授)	吉田 幸一 (助教授)
吉田 幸一 (助教授)	海老原 晃 (教授)	佐治 祐吉 (講師)	島田 実 (講師)	曾根 保 (講師)	野口 正之 (助教授)	奥山 勇治 (講師)	岡田 正 (講師)	西田 卯八 (教授)	堀 仲夫 (講師)	寺沢 巖男 (教授)	平野 宣紀 (助教授)	守屋美都雄 (助教授)	吉田 幸一 (助教授)
国文講読	独 乙 語	英 語	仏 蘭 西 語	英 語	中 国 語	政治学概論	数 学	自然地理学	自然科学概論	体育理論	国文講読	東洋史概説	国文講読
国文講読	独 乙 語	英 語	仏 蘭 西 語	英 語	中 国 語	政治学概論	数 学	自然地理学	自然科学概論	体育理論	国文講読	東洋史概説	国文講読

(前掲『昭和二十四年十月 東洋大学事務引継書』による)

第二節 新しい学部学科の創設

一 経済学部一部の設置

設置までの経緯

第一節でみたように、東洋大学は昭和二四年度文学部のみを開設することになり、経済学部はその認可を受けることができなかった。そのため大学では昭和二四年五月一八日付で文部大臣高瀬荘太郎宛に「東洋大学専門部経済科別科の存続許可申請の件」を提出した。これは昭和二四年度一年間に限り、旧制の専門部経済科に別科を置いて学生募集をおこなうことを申請したものであり、その理由は次のようなものであった。

理由書

本学専門部経済科は昭和廿一年文部大臣の認可を受け新設し昭和廿四年度を以て本学を全面的に新制大学に移行せしめる計画の下に諸準備をすゝめ文学部と共に経済学部の認可申請を致しました。処経済学部は不合格となり本年度は旧制度の専門部一年予科一年の募集はできない為学生定員数の激減をきたし学校経営上甚だ困難を感じるばかりでなく新制経済学部認可後一年の定員に不足をきたす恐ある為従来附設して居りました経済科別科の存続方を本年度に限り御許可願ひ度申請致します。

〔資料編 I上〕六二四頁

右の専門部経済科別科の入学資格は、専門部入学資格者と同等とし修業年限は一カ年、特に経済学を速修するものとした。定員は一〇〇名で、別科の修了試験合格者には専門部経済科の修了証書を授与するものとした。

この申請に対し同年六月一四日付で文部大臣から認可があり（同 六二五頁）、これによつて東洋大学は昭和二四年度に予定していた経済学部入学者数の減少分を補い、かつ来年度経済学部を開設した場合の一年生をある程度確保できることになった。

申請・認可

こうして昭和二五年度からの学部開設を期して、二四年九月一〇日付で財団法人東洋大学財団理事長加藤虎之亮から文部大臣高瀬荘太郎宛に、東洋大学経済学部設置認可申請書が提出された（なお、大いに保管されている申請書の控では申請日が昭和二四年八月三一日となっているが、ここでは認可書中に記載されている申請日にしたがった）。

この申請書類のうちの経済学部設置要項では、その設置の意義が次のように述べられている。

……終戦を契機として我国の思想界経済界は各層に互つて混沌として帰する所を知らない状態であつて此の俶拱手傍観するならば文化国家再建は勿論国家百年の大計を危殆に頻せしむるに至るであらう。斯くの如き理由で学祖井上円了博士の建学の精神に則つて曩に新制大学として認可された文学部と共に経済学部を新設し真に新時代に即応した文化国家再建に役立つ有為の人材養成が喫緊事であることを痛感するものである。

（同 Ⅱ上 一二六頁）

経済学部は経済学科の一学科のみとし、定員は一学年一〇〇名で完成年度において四〇〇名とするものとした。

この申請に対し、昭和二五年三月一日付で文部大臣から次のような認可があり、同年四月から経済学部が開設されることになった。

校管 第八四号の二
東洋大学設置者

財団法人東洋大学財団

昭和二四年九月一〇日付で申請の東洋大学経済学部増設のことは、大学設置審議会の答申に基いて、学校教育法第四条により、次のように認可します

昭和二五年三月一日

文部大臣 高瀬荘太郎

記

1. 増設学部 経済学部 経済学科
 2. 増設学部の位置 東京都文京区原町一七番地
 3. 増設学部の修業年限 四年
 4. 増設学部の開設学年 第一学年 第二学年
 5. 増設学部の開設時期 昭和二五年度
 6. 増設学部の認可条件 自然科学および専門干係の図書並に自然科学干係の機械施設を充実すること
- なお、以上の事項については、大学設置審議会の答申もあり、その実施につき報告を徴し、また必要のある場合には実地視察をし教員組織については、その充実するまでは同審議会に協議をしなければならぬ (同 一三三頁)

開設学年は第二学年までで、認可条件として専門関係の図書と自然科学関係の図書および機械施設の充実等がともめられた。

学科課程

経済学部経済学科の昭和二四年九月申請時の学科課程(学科目およびその単位数)は、次表に示すとおりである。

教員免許の資格を得ようとする者は、教職課程科目を計二〇単位以上取得するものとした。

教員組織 (昭和二五年度)

おりである。

以上みたように、東洋大学は文学部、経済学部の二学部を開講することになったが、両学部の揃った昭和二五年時点の両学部の教授・講師およびその担当科目を示すと次のと

文学部・経済学部担当教員 (昭和二五年九月)

朝原 梅一 (社会政策)	阿部 三亥 (保健衛生)	安藤 正次 (国語学)	井野辺茂雄 (国史学)
中川 友長 (統計学)	石井 正雄 (英語)	石島 涉 (生物学)	磯村 英一 (社会学)
伊藤 春三 (商業学)	池田 亀鑑 (国文学)	榎 一雄 (東洋史学)	海老原 晃 (独乙語)
岡田 正 (数学)	伊藤 勲 (政治学)	小口 偉一 (民族学)	小沢文四郎 (中国文学)
加藤 精神 (仏教学)	加藤 猛夫 (英文学)	加藤 金三 (簿記)	加藤虎之亮 (中国文学)
河鱒 実英 (有職故実)	川合 章 (教育学)	金子 文六 (法学)	橘高 倫一 (哲学)
鬼頭 英一 (哲学)	北浦 藤郎 (中国語)	毛塚榮五郎 (中国文学)	小室 栄一 (西洋史学)
坂本 太郎 (国史学)	坂本 幸男 (仏教学)	佐藤 利吉 (英文学)	佐藤 清 (英文学)
斎藤 秋男 (中国文学)	島田 実 (仏蘭西語)	神保 格 (言語学)	鈴木 良治 (物理学)
杉本 勲 (国史学)	瀬川 重礼 (英文学)	竜山 義亮 (教育学)	田部 重治 (英文学)
高橋 梵仙 (宗教学)	長 寿吉 (西洋史学)	塚本 哲 (社会学)	辻 理 (独乙語)
杖下 隆之 (中国哲学)	寺沢 徹男 (体育理論 教育心理学)	豊田 尚 (経済学)	土居 寛之 (仏蘭西語)
成瀬 正勝 (国文学)	中村 克己 (西洋哲学)	檜崎 敏雄 (経済学)	西 義雄 (印度哲学)
西田 卯八 (経済学)	野尻 貞雄 (化学)	野口 正之 (中国語)	原田 淑人 (考古学)

花山	信勝(仏教学)	久松	潜一(国文学)	平野	宣紀(国文学)	古川	哲史(倫理学)
古屋	三郎(体育)	古谷	善亮(交通論)	福武	直(社会学)	藤原	猶雪(仏教学)
牧野	巽(教育学)	松浦	貞俊(国文学)	宮崎	幸三(哲学)	向井	鹿松(経済学)
百瀬	甫(英文学)	守屋美都雄	(東洋史学)	吉村	茂樹(国史学)	吉田	幸一(国文学)
吉田	隆(中国語)	米林	富男(社会学)	和島	誠一(考古学)	和田	清(東洋史学)

(昭和二五年九月三〇日付『東洋大学文経学部設置認可申請書』控 東洋大学総務部所蔵による)

なお、前述したように昭和二五年に経済学部は第二学年まで開設されたが、昭和二五年七月末現在の学生数は第一学年一〇五名、第二学年一六名、合わせて二二一名であった(同)。

経営学科の増設

経済学科一学科からなっていた経済学部は、昭和二九年度に新たに経営学科を設置することになった。昭和二八(一九五三)年九月三〇日付で、学校法人東洋大学理事長大塚又七から文部大臣大達茂雄宛に経営学科設置認可の申請書が提出され、翌二九年二月一五日文部省から次のような認可の通知を受けた。

校大第五七号

昭和二九年二月一五日

学校法人

東洋大学理事長殿

文部事務次官

田中義男印

東洋大学学科増設について

昭和二八年九月三〇日付で申請のあつた東洋大学学科増設のことは、大学設置審議会に協議しましたところ、下記のよ

うに増設してさしつかえないことになりましたので、その運営および増設条件の履行については、遺漏のないようお取り計らい願います。

記

- 一、増設学科の名称 経済学部中 経営学科
- 二、増設学科の位置 東京都文京区原町一七番地
- 三、増設学科の修業年限 四年
- 四、増設学科の開設年次 第一年次
- 五、増設学科の開設時期 昭和二九年度
- 六、増設条件

- (1) 計画通り校舎の増築を確実に実施すること。
 - (2) 会計学関係の図書を充実すること。
 - (3) 主要科目（経営学）の専任教員をすみやかに補強すること。
 - (4) 開設学年は第一年次のみとすること。
 - (5) 新たに学部学科（専攻を含む。）を増設し、または既設の学部学科（専攻を含む。）等を変更しようとする場合は、
当分の間文部大臣に協議すること。
 - (6) 教員組織については、これが充実にいたるまで、当分の間文部大臣に協議すること。
- 以上大学の目的使命を達成するため、必要な整備拡充を行つて、すみやかに大学としての完成を期すること。
- なお、教員組織、学科履修方法、諸施設、設備その他について報告を求め、また必要のある場合には文部大臣として、審査し変更を求めることがある。

〔資料編 II上〕一三九—一四〇頁

右にみるように、経営学科の増設については、昭和二九年度第一年次のみの開設とし、また六項目にわたる増設認

関連科目																											
(商学)		(会計学)		(経済学)																							
時	商	商	貿	証	予	会	貸	外	経	組	企	経	経	演	商	商	外	貿	交	倉	保	金	配	商	商		
事	業	事	易	券	算	計	借	国	营	合	業	营	济	業	業	国	易	通	庫	険	融	給	学	業	業		
英	英	仲	実	市	統	監	対	書	統	態	論	分	原	政	為												
語	語	裁	務	論	制	查	表	読	計	論	論	析	論	習	策	学	替	論	論	論	論	論	論	論	論	史	
														四											四		
二二				二四		四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	
四四		四四		四四		二	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	
二二		四四		四四		四四		四四		四四		四四		八四		四四											

講師（専任） 亀川俊雄（会計監査・原典講読） 辻 誠（経営学特講）

教授（兼任） 平野常治（商業政策・国際経済論・演習） 森吉之助（財務管理・予算統制）

講師（兼任） 国友則房（経営分析） 渡辺佐平（金融論） 醍醐作三（経営学総論） 藤芳誠一（企業形態論）

向井梅次（配給論・倉庫論） 石井頼三（商品学）

（昭和二十九年五月三十一日 教員養成課程認定申請書）控 東洋大学総務部所蔵による）

二 短期大学部二部の設置

短期大学制度の発足

東洋大学における短期大学部の設置についてみる前に、昭和二五年度から発足することになった短期大学制度について簡単にふれると、以下のとおりである。

すでに述べたように、新制の学校教育制度は、その学校体系を戦前の複線型から六・三・三・四の単線型へと一元化した。このため特に、旧制の既設大学をのぞく、大学予科・高等学校・専門学校・教員養成学校等の高等教育機関は、新学制のなかへどのようなかたちで移行・転換するかが大きな問題となった。そして新学制の発足に際してこれらの高等教育機関は、そのほとんどが新学制下の大学へと昇格することを強く希望し、その運動を起こすとともに昇格の申請をおこなった。

このような動きのもとで、昭和二三年一月に発足した大学設置委員会は同年一二月から、翌二四年度に発足する大学の認可についてその審査をおこなった。しかし前記の学校のなかには審査の段階で、大学基準協会が四年制大学を前提として設定した基準を充足することができず、不認可となるものが多くあった。このように、旧制の高等教育機関が強く望んでいるにもかかわらず、そのすべてが新制大学へ移行することは不可能であるという事態が起こるに

たった。こうした状況のもとで、昭和二三年一二月の教育刷新委員会総会（第八六回）において、同会委員長南原繁宛に提出された、二年制大学設置の必要性を内容とする大学設置委員会委員長和田小六の書簡が紹介され、これを機に同委員会ではこの問題についての具体的な審議がおこなわれた。そして翌二四年一月の総会（第八七回）で次のような建議を採択した。

二年又は三年制の大学について（二四・一・一四、第八七回総会採択）

大学設置委員会における新制大学申請校の審査の状況に鑑み、暫定措置として、次の条件のもとに二年又は三年制大学を設けることができる。

- （一）二年又は三年制大学には、四年制大学とは異つた名称（例えば短期大学）を附すること。
- （二）前記の大学は、完成教育として、その基準を定めること。
- （三）特別の場合には、四年制大学は前記大学の卒業生をその履修課程を考慮し、又は試験の上、適当な学年にこれを編入することができること。
- （四）二年制大学に対し、後期二年のみの大学を設け、また二年制大学が旧制高等学校の温存となるようなことは認められないこと。

〔近代日本教育制度史料〕第一九巻 講談社 昭和五五年 三〇六頁）

なお、教育刷新委員会では昭和二二年四月以降、当面の処理をはかる臨時措置として旧制高等学校を二年制の「前期大学」とする案が考えられていた（昭和二二年一二月の総会において否決）。また短期の大学に関してC I & Eの内部には、将来新制大学に昇格するための暫定的措置として二年あるいは三年制の大学設置を考えるものと、これを高等教育機会拡大のための、それ自体完結した高等教育機関（「ジュニア・カレッジ」とすべきであるとする二つの立場があった。

右の教育刷新委員会の総会における建議では、二年または三年制の大学の設置は基本的に暫定措置であるとし、その名称を「短期大学」とすること、教育内容については完成教育とみてその基準を定めること、短期大学卒業生は四年制大学への編入が可能であること、旧制高等学校とは全く別のものであることが示された。

そして昭和二十四年六月一日、学校教育法の一部を改正する法律（法律第一七九号）が公布され、短期大学は次のように規定されることになった。

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五十六条に次の一項を加える。（略）

第百八条の次に次の二条を加える。

第百九条 大学の修業年限は、当分の間、第五十五条の規定にかかわらず、文部大臣の認可を受けて、二年又は三年とすることができる。

前項の大学は、短期大学と称する。

第一項の大学には、第六十二条の規定は、これを適用しない。

第百十条 前条に規定する大学を卒業した者が第五十五条に規定する大学に入学する場合には、その卒業した大学における修業年限を、文部大臣の定める基準により、入学した大学の修業年限に通算することができる。

附則

この法律中第五十六条の改正規定は、公布の日から、第百九条及び第百十条の規定は、昭和二十五年三月一日から施行する。

（同 第二三卷 九七一―九八頁）

また、同年八月三〇日、大学設置委員会は「短期大学設置基準」を決定し、短期大学の目的使命を次のように規定

した。

一、短期大学は、高等学校の教育の基礎の上に二年（又は三年）の実際的な専門職業に重きを置く大学教育を施し、良き社会人を育成することを目的とする。

短期大学は、一般教養との密接な関連において、職業に必須な専門教育を受ける完成教育機関であり、同時に大学教育の普及と成人教育の充実を目ざす新しい使命をもつものであるが、他面四年制大学との連けいの役割をも果たすることができる。

以上の目的使命にかんがみ、その組織施設については、特にその機能が充分發揮できるように充実されることが大切である。

（同 第二四巻 三九一頁）

以上のような経緯で昭和二五年四月から短期大学が発足することになり、実際に二五年度は全国で一四九校（公立一七、私立一三二）の短期大学が開設された。

その後の動向

短期大学制度をめぐるその後の動きについて若干記すと、昭和二九、三〇年頃から主として産業界（日経連など）から短期大学を改編して、旧制の工業専門学校のような中級の工業技術者・技能者の養成機関にしようとする動きが出てくるようになった。このような動きに対し、特に日本私立短期大学協会（昭和二五年四月設立）は短期大学をあくまで大学教育をおこなうものとし、これを恒久的な制度とすることを強く要望、その改編に強硬に反対した。こうした状況のもと文部省は短期大学の改編はおこなわないで、中等学校卒業者を入学者とする五年制の高等専門学校制度を創設することにし、昭和三七年度から工業技術者の養成機関として五年制（商船に関する学科は五年六カ月）の高等専門学校を発足させた。

そして短期大学は、昭和三九（一九六四）年度から学校教育法の一部改正（第六九条の二）により条項中の「当分の間」が削除され、大学の枠内における恒久的な制度として位置づけられることになった。

申請・認可

昭和二四年一〇月一日付で東洋大学短期大学部（夜間）設置認可申請書が文部大臣宛に提出された。現在、大学に保管されている申請書の控のなかの短期大学部夜間設置要項にはその目的使命が次のように述べられている。

今般更に夜間学部として国語、英語、佛蘭西語、新聞学、商業等専攻の短期大学を併設し各般の事情より向学心燃えつゝも昼間通学不可能なる者のために實際的にして、且つ高等専門なる職業教育を施し、よき社会人を育成すると共に大学教育の普及と成人教育の徹底を期する次第である。

〔資料編 II上〕六四二頁

また、東洋大学短期大学部学則の第一条は「本短期大学部は東洋大学建学の精神に基き、豊かな教養と知性を持つた實際的専門職業教育を施し民主的平和国家再建に寄与し得る有能な人物の育成を目的とする」と規定した。

以上のように、東洋大学短期大学部は「現存する財団法人東洋大学の建物及図書等を活用して夜間短期大学を設置する」（「理事会議事録」『東洋大学短期大学部（夜間）設置認可申請書』控）という大学併設のものとして開設することとした。

短期大学部にはさきの申請書の設置要項中にあるように、国語専攻、英語専攻、仏蘭西語専攻、新聞学専攻、商業専攻の五つの専攻部門を置くものとして申請がなされた。短期大学は大学設置委員会が決定した設置基準の「趣旨」に明示されているように「實際的な専門職業に重きを置く大学教育」を施すことにその特色があつたが、この設置要項でも各専攻の目的が具体的に次のように掲げられた（『資料編 II上』六四二頁）。

一、国語専攻 堅実なる国語科教員を養成する

一、英語専攻 英語科教員並に翻訳、通訳等に従事する者を養成する

一、佛蘭西語専攻 佛蘭西語科教員並に翻訳に従事する者を養成する

一、新聞学専攻 新聞、雑誌の編輯に従事する者を養成する

一、商業専攻 貿易、会計、計理に従事する者を養成する

この申請に対して、昭和二五年三月一四日付で文部大臣から次のような認可を受けた。

校管第一二五号

東洋大学短期大学部設置者

東洋大学財団

昭和二四年一〇月一五日付で申請の東洋大学短期大学部設置のことは、大学設置審議会の答申に基いて、学校教育法第四條により、次のように認可します

昭和二五年三月一四日

文部大臣 高瀬莊太郎

記

一、名 称 東洋大学短期大学部

二、位 置 東京都文京区原町一七番地

三、学 科 法文科第二部 法経学専攻 国語学専攻 英語専攻

四、修業年限 二年以上

五、開設学年

第一学年

六、開設時期

昭和二五年度

七、設置認可条件

(一) 社会及び自然科学関係図書を充実すること

(二) 自然科学関係の専任教授を補充すること

(三) 修業年限を二年以上とすること

(四) 施設を強化すること

(五) 法学科（昼間）の開設は認めない

(六) 実験実習諸施設及び器具機械標本等については昼間授業を行う学部との利用関係を考慮して必要な拡充整備を行うこと

(七) 新に学科又は専攻を増設し又は既設の学科又は専攻を変更しようとする場合は、当分の間大学設置審議会に協議すること

(八) 教員組織については、それが充実されるまで、当分の間大学設置審議会に協議すること

(九) 短期大学の目的使命を達成するため二年以内に必要な整備拡充を行つて、大学としての完成を期すること

なお、以上の事項については、その実施につき報告を求め、また必要がある場合には、大学設置審議会の審査に附するものとする

(同 六四七頁)

右の認可書にみるように、実際には申請内容とは異なり、学科名を法文科二部とし、そのなかに法経専攻、国語専攻、英語専攻の三専攻を置いて昭和二五年度に第一学年を開設することになった。また、右にあるように九項目にわたる設置認可条件が付された。学生定員は、三専攻とも同じく一学年につき四〇名、第二学年までで八〇名（総定員

二四〇名」とするものとした。

こうして東洋大学は、昭和二五年度に経済学部とともに大学併設の短期大学部を開設することになった。

教育課程

短期大学部は当初、五専攻部門を置くものとして申請がなされたが、実際には法文科二部に三専攻を置くことになった。このため教育課程の内容にも認可後変更が加えられたと考えられるが、昭和二五

年開設後の確定した教育課程表が今のところ見当たらないので、その履修方法のみを記すことにする。

なお教育課程は「短期大学設置基準」の第八項にもとづいて作成されるのであるが、その特色とされるのは、短期大学が旧制の専門学校とは別のものであることを明らかにするために、その教育内容のなかに四年制大学と同じく一般教養科目を取り入れるように定められたことである。

東洋大学短期大学部の教育課程についてみると、一般教養科目は人文、社会、自然の三系列の科目中それぞれ四単元以上合計二〇単位以上と体育二単位以上、また専門科目は三〇単位以上、自由選択科目一〇単位以上、合計で六二単位以上を履修するものとした。そして教員検定の資格を得ようとする者は、教職課程に関する所定の単位を履修すべきものとした。

教員組織

開設時、昭和二五年度における短期大学部の教授・講師およびその担当科目は次に示すとおりであるが、短期大学部専任の教員は少なく、学部教員が兼ねていた。

短期大学部担当教員（昭和二五年度）

阿部 三亥（保健衛生）	石井 正雄（英語）	伊藤 春三（商業数学）	加藤 金三（商業学）
川合 章（教育学）	橘高 倫一（哲学）	毛塚栄五郎（中国文学）	小室 栄一（西洋史学）
小林 喜一（簿記）	小池藤五郎（国文学）	佐藤 利吉（英語）	神保 格（言語学）

瀬川 重礼(英語)	関口 猛夫(商業学)	竜山 義亮(教育学)	辻 理(独乙語)
豊田 尚(統計学)	檜崎 敏雄(経済学)	西田 卯八(経済学)	野尻 貞雄(化学)
松浦 貞俊(国文学)	向井 鹿松(経済学)	吉田 幸一(国文学)	吉田 隆(中国語)
米林 富男(社会学)			

(前掲『東洋大学文経学部設置認可申請書』控による)

なお、昭和二五年七月末現在の短期大学部(第一学年)の学生数は、国語専攻六〇名、英語専攻二〇名、法経専攻一二二名、合わせて二〇二名であった(同)。

昭和二八年度の教育課程

開設から三年後の昭和二八年度に短期大学部は学則の変更をおこない、第一条の使命および目的を次のようなより具体的な内容を盛りこんだものとした。

第一条 本短期大学部は東洋大学建学の精神に基き豊かな教養と知性とを持った実地的専門職業教育を施し国語専攻英語専攻においては教職員並びにジャーナリストを養成し、法経学専攻に於ては実業人並びに公務員の養成を目的とし民主的平和国家再建に寄与し得る有能な人物を養成する。

学科は従来の三専攻と変わらなかつたが(法経専攻は法学、経済学、商学の三部門)、各専攻の学生定員を一学年につき五〇名とし第二学年までの総定員を三〇〇名と増加した。

昭和二八年度から実施されることになった各専攻の教育課程は、それぞれ次に示すとおりである。

	文学			史学			哲学			人文関係		
	英文学	中国文学	国文学	西洋史	東洋史	国史	心理学	倫理学	哲学			
	4	(4)	4	4	(4)	4	(4)	4	4	単位		
				地理学	文化人類学	社会心理学	経済学	政治学	法学	社会科学関係		
				4	(4)	4	4	4	4	単位		
	統計学	地物学	生物学	数学	化学	物理学	物理学	物理学	物理学	自然科学関係		
					実験	講義	実験	講義	講義			
	4	4	4	4	2	4	2	4	4	単位		
	中国語			ドイツ語			フランス語			英語		補助科目
	上級	中級	初級	上級	中級	初級	上級	中級	初級	入門英語		
	2	4	4	2	4	4	2	4	4	12	16	
												単位

一、一般教育科目
 昭和二八年度開講科目表（短期大学部Ⅱ夜間授業）
 （）を附したものは本年度開講しない

二、専門科目

商業数学	民法	商法	簿記(商業・工業・銀行) 簿記(商業・倉庫・手形)	(専攻科目) (単位)	法経専攻商学部門	簿記(商業)	簿記(国内・国外)	経済地理	経済学原論	(専攻科目) (単位)	法経専攻経済学部門	民事訴訟法	憲法	法学通論	(専攻科目) (単位)	法経専攻法学部門
(4)	8	8	4	4		8	4	4	4	4		4	4	4		
4	(4)	4	(2)	2	2	4	4	2	2	4	8	4	8	4	8	8
近代思想史	社会思想史	日本思想史	経済思想史	実務英語	(関連科目)	会計学(原価計算)	近代思想史	社会思想史	日本思想史	租税法規	経済統計	国際経済論	財政学	経済学	(関連科目)	刑事訴訟法
4	4	(4)	4	(4)	4	4	4	4	(4)	4	4	4	4	4	(単位)	4
	租税法規	経営管理	経営演習	経営学総論	商業政策	経済政策			統計学	経営学演習	商業政策			職業指導	産業総論	経済政策
	4	4	8	4	4	4			4	8	4	4			2	2

第一章 新制東洋大学の発足

公衆衛生 (後期)	体育理論 (前期)	体育実技	科目
2	2	2	単位

三、体育科目

実務英語	英語音声学	英文法	(専攻科目) (単位)	英語専攻	古典	講読	国文学史	国文学史	(専攻科目) (単位)	国語専攻	
(4)	(4)	4		攻	8	10	4	4		攻	
講読 古典一般	詩論文	デレクテット・メント	英会話	英作文 上級	初級	(関連科目)	現代文学	言語学	創作学	中国文学	国語学
8	4	2	2	2	2	(単位)	2	4	2	8	4
日本思想史	中国文学史	日本文学史	西洋文化史	(関連科目)	商業英語	中国文学史	図書館学	欧州文化史	日本文化史	映画演劇論	文学概論
(4)	4	4	4	(単位)	4	4	4	4	4	(4)	4
		新	欧州文芸史	近代思想史	英米文学史			美術史	芸術史	新	近代思想史
		(4)	4	4	4			4	(4)	(4)	4

四、教職科目

科目	単位	青年心理	教育評価(後期)	教科教育法(職業)
教育原理	4	児童心理	教科教育法(国語)	教科教育法(職業)
教育行政	2	教育実習	(英語)	(商業)
教育史	2	教育方法(前期)	(社会)	(書道)
	2		4	4
				2
				2

右の教育課程の履修方法は、一般教育科目中、人文、社会、自然の三系列にわたってそれぞれ四単位以上合計二二単位以上、専攻科目二四単位以上、関係科目二〇単位以上、体育に関する講義および実技各一単位以上、外国語四単位以上、総計六二単位以上を修得するものとした。また教員検定の資格を得ようとする者は前述の一般教育科目をさらに三系列にわたり二単位以上計六単位以上、教職に関する専門科目を一五単位以上修得すべきものとした。ただし右の一般教育科目六単位と教職に関する専門科目一五単位中五単位合計一一単位は、関連科目二〇単位中にふくめて修得してもよいとした(以上「昭和廿八年四月改正 東洋大学短期大学部学則」による)。

法経専攻の廃止

昭和三二(一九五七)年三月二五日付で、東洋大学理事長川西正鑑から文部大臣灘尾弘吉宛に、東洋大学短期大学部法文科法経専攻廃止認可申請書が提出され、昭和三二年三月三一日をもって法経専攻が廃止されることになった。

その理由は、東洋大学が後述するように(本編第三章)、昭和三一年度から法学部(一部、二部)を開設し、さらに三二年度からは経済学部二部を開設することになったためである。すなわち「右の法学部及び経済学部を拡充することによって法文科法経専攻が発展的解消を遂げる必要に迫られ」(資料編 II上 六四八頁)ためであり、法経専攻

の在學生（第二学年）も昭和三二年三月二五日をもって全員が卒業することになった。

こうして東洋大学短期大学部は、昭和三二年度から学科名が法文科から文科へと変わり、国語および英語の二専攻を置くものとなった（この後の短期大学部および短期大学については、第五編第一章第二節参照）。

三 文経学部二部の設置とその改組

申請・認可

学校教育法の第五四条は「大学には、夜間において授業を行う学部を置くことができる」と規定したが、新学制ではこのように大学教育の機会の開放を基本原則とし、昼間学部の存在を前提としたうえで夜間学部の設置が制度化されるにいたった。

東洋大学では昭和二五年度から夜間の短期大学部を開設したが、翌二六年度からは夜間学部として四年制の文経学部を開設することになった。昭和二五年九月三〇日付で、財団法人東洋大学理事長小林啓善から文部大臣天野貞祐宛に、東洋大学文経学部設置認可申請書が提出された。そしてその設置要項のなかで、文経学部の目的使命は次のように述べられている。

曩に本学が新制大学として文学部経済学部を、又短期大学部（夜間）を申請し認可を受けるや此の目的に添ふべく鋭意努力を重ねてきたが今般更に文経学部（夜間）を増設し各般の事情により向学心に燃えつゝも昼間通学不可能なものゝ為又短期大学部卒業生にして猶研鑽を積まんと志す者の為に大学教育の普及と教育の機会均等とを図りよき社会人の育成を期する次第である。

〔資料編 Ⅱ上〕三〇頁

文経学部は「向学心に燃えつゝも」昼間通学困難なもの、また短期大学部卒業生でさらに「研鑽を積まんと志す者」を対象とするものであり、施設面では短期大学部二部と同様、現存の建物および図書等を活用するものとした。

そして同学部には国文学科、社会学科、経済学科の三学科を置き、学生定員はそれぞれ一学年につき五〇名、第四学年までで二〇〇名とし、学部の総定員を六〇〇名とするものとした。

この申請に対し、昭和二六年一月三十一日付で文部大臣から次のような認可があった。

校管第一七三号

財団法人 東洋大学財団

昭和二五年九月三〇日付で申請のあつた東洋大学学部増設のことは、大学設置審議会の答申に基いて、学校教育法第四十条により、下記のように認可します。

昭和二六年一月三十一日

記

文部大臣 天野貞祐印

- | | | | | |
|---|-----------|---|-------------|------|
| 一 | 増設学部の名称 | 一 | 文経学部 | 国文学科 |
| | | | 社会学科 | 社会学科 |
| | | | 経済学科 | 経済学科 |
| | | | 第二部 | |
| 二 | 増設学部の位置 | | 東京都文京区原町五番地 | |
| 三 | 増設学部の修業年限 | | 四年以上 | |
| 四 | 増設学部の開設学年 | | 第一学年 | |
| 五 | 増設学部の開設時期 | | 昭和二六年度 | |
| 六 | 増設学部の認可条件 | | | |
- (一) 夜間授業に関する施設(図書館、体育施設、自然科学実験室)を強化充実すること。
- (二) 社会学関係の図書を充実すること。

- (三) 標本、機械器具を整備充実すること。
- (四) 新たに学部学科（含専攻）を増設し、または既設の学部学科（含専攻）を変更しようとする場合は、当分の間大学設置審議会に協議すること。
- (五) 教員組織については、これが充実されるまで、当分の間大学設置審議会に協議すること。
- (六) 大学の目的使命を達成するため、二年以内に必要な整備拡充を行つて大学としての完成を期すること。
- (七) 実験実習諸施設及び機械器具標本等については、昼間時業（昼）を行う学部学科との関係を考慮して必要な整備拡充を行うこと。

(八) 夜間授業を行う学部学科の専任教員については、その完成年度定員は、第一部と併設の場合は、昼間の学部学科専任教員定員の三分の一以上を目標として年次計画に従つて補充すること。

(九) 夜間授業を行う学部学科については、一年後において教員組織、学科履修方法、諸設備につき報告を求め、また必要ある場合には、実地視察を行い、実績に照らして変更を求めることがある。

以上の事項については、その実施につき報告を求め、また必要ある場合には大学設置審議会として審査するものとする。

〔資料編 II 上〕三四—三五頁

右にみるように、文経学部は開設学年を第一学年までとして昭和二六年度からの開設が認められ、また昼間部との関係からみた施設面および教員組織等の充実が認可条件とされた。

学科課程

文経学部（国文学科、社会学科、経済学科）の申請時の学科課程（学科目およびその単位数）は、以下に示すとおりである。

第一章 新制東洋大学の発足

										学 科 目		東 洋 本 思 想 史					
														總 計			
										第一 年 次		六 〇					
										第二 年 次		五 八					
										第三 年 次		四 八					
										第四 年 次		三 八					
										計		二 〇 四					
統 計 學	社 會 學	文 化 學	政 治 學	東 洋 思 想 史	日 本 思 想 史	社 會 心 理 學	西 洋 哲 學 史	社 會 學 演 習	社 會 學 特 講	社 會 學 調 査	社 會 學 概 論	體 育 學	自 然 科 學	社 會 科 學	人 文 科 學	東 洋 本 思 想 史	日 本 思 想 史
		四		四	四		四	四	四	四	四	一 六	一 二	二 八			
	四		四	四	四		四	四	四			二	一 二	二 八			
		四					四	四	四							四	
							四	八								四	
四	四	四	四	四	四	四	二	二	八	四	四	六	二	二	五	四	四

社会学科学科課程表

	原 会 経 民 商				
	価 計 営				
	計 監 管				
総 計	算 査 理 法 法	七二	六六	三四四	三 四
					一九 一九二
					三 三 四 四 四

〔東洋大学文経学部設置認可申請書〕控 東洋大学総務部所蔵による

学科課程の履修方法は、一般教養科目については人文、社会、自然の三系列中それぞれ三科目以上、計一〇科目三六単位以上を取得し、別に外国語二科目八単位ずつ一六単位を取得するものとした。専門科目については専攻科目八科目以上四〇単位以上、補助科目七科目三〇単位以上、計七〇単位以上を取得するものとした。また卒業論文は審査合格者に対して一〇単位を与え、卒業に必要な全科目総単位数は一三六単位以上とするものとした。なお教職課程科目を取得しようとする者は、実習をのぞいてこれを補助科目中にふくめて取得してよいとした。

教員組織

開設後、昭和二六年五月一日現在における文経学部の専任の教授・講師およびその担当科目は、次に示すとおりである。

文経学部担当教員（昭和二六年五月一日現在）

- | | | | |
|------------|------------|-------------|---------------|
| 向井 鹿松（経済学） | 垣内 松三（国語学） | 成瀬 正勝（国文学） | 吉田 幸一（国文学） |
| 田辺 寿利（社会学） | 那須 宗一（社会学） | 荒木光太郎（経済学） | カルト・バイエル（独乙語） |
| 井上 貞蔵（経済学） | 波多野勤子（教育学） | 小峰三千男（経済学） | 久保田富男（経済学） |
| 中村 一男（物理学） | 三須 義文（教育学） | 福鎌 忠恕（仏蘭西語） | |

〔東洋大学専任教授及専任講師名簿（昭和廿六・五・一現在）〕『昭和廿六年三月廿日 雑綴（理事室）』

東洋大学秘書室所蔵等による)

文経学部の改組

以上みたように、文経学部は昭和二六年度から開設されたのであるが、翌二七年度にはこれを文経学部二部と法経学部二部の二学部へ改組することになった。すなわち、これまでの文経学部の国文学科、社会学科、経済学科のうち、国文学科、社会学科をもって文学部二部とし、経済学科のほか新たに法学科を設置して、これを法経学部二部とすることにしたのである。なお、この改組に関する件については、すでに昭和二六年度六月二七日の理事会において決議されていた(『東洋大法経学部設置認可申請書』控 東洋大学総務部所蔵)。

昭和二六年一〇月一〇日付で学部増設および組織変更の認可申請書が文部大臣天野貞祐宛に提出された(なお、大学に保管されている『東洋大法経学部設置認可申請書』控の申請日は昭和二六年九月三〇日となっているが認可書中の日付にしたがった)。

これに対し、昭和二七年二月二〇日付で文部大臣から次のような認可があった。

校管第八九号

学校法人 東洋大学

昭和二六年一〇月一〇日付で申請のあつた東洋大学学部増設及び組織変更のことは、大学設置審議会の答申に基いて、学校教育法第四条により、下記のように認可します。

昭和二七年二月二〇日

文部大臣 天野貞祐

記

一、増設学部及び組織変更学部の名称

法経学部第二部 法学科、経済学科

文学部第二部(旧文経学部二部) 国文学科、社会学科

二、増設学部及び組織変更学部の位置

東京都文京区原町一七番地

三、増設学部及び組織変更学部の修業年限

四年以上

四、増設学部及び組織変更学部の開設年次

第一次より第三次まで 但し、法学科のみは第二次まで

五、増設学部及び組織変更学部の開設時期

昭和二十七年

六、増設学部及び組織変更学部の認可条件

(一) 法経学部の教員の研究室を整備すること。

(二) 法学科の民法及び経済学科の専任教員を増強すること。

(三) 内外の専門図書（法経）を速かに増強すること。

(四) 法経学部第二部法学科の開設年次は、第二次までとすること。

(五) 新たに学部学科（含専攻）を増設し、または既設の学部学科（含専攻）等を変更しようとする場合は、当分の間大
学設置審議会に協議すること。

(六) 教員組織については、これが充実にいたるまで、当分間大学設置審議会に協議すること。

(七) 実験実習諸施設及び機械器具標本等については、第一部の学部学科との関係を考慮して、必要な整備拡充を行うこ
と。

(八) 第二部専任教員については、その完成年度定員は第一部の学部学科の専任教員定員の三分の一以上を目標として、
年次計画に従つて補充すること。

以上大学の目的使命を達成するため、必要な整備拡充を行つて、すみやかに大学としての完成を期すること。

なお、教員組織、学科履修方法、諸施設、設備その他につき報告を求め、また必要のある場合には大学設置審議会とし
て審査し、変更を求めることがある。

備考 専任教員の後継者を養成することが望ましい。

三六単位以上を取得するものとし、専門科目については専攻科目、補助科目、補助科目としての外国語に分け、専攻科目三〇単位以上、補助科目四〇単位以上、外国語一〇単位以上を取得するものとした。また卒業論文は審査合格者に対して四単位を附与するものとした。体育関係科目は講義・実技各二単位合計四単位以上を取得し、卒業に必要な全科目総単位数を一二四単位以上とするものとした。そして、教職課程科目二〇単位を取得しようとする者は補助科目中においてこれを履修することができるとした。

なおこの後、法経学部は昭和三一年度の法学部二部および翌三二年度の経済学部二部の設置にともない、昭和三二年三月三十一日限りで廃止されることになった（本編第三章第二節参照）。

以上みてきたように、東洋大学は昭和二四年度に新制大学として文学部を開設したが、以後毎年度学部を増設して昭和二七年度時点で、昼間部として文学部・経済学部を、夜間部として文学部・法経学部そして短期大学部を置くことになった。

四 教員養成課程の設置

戦後の教員養成制度

教員の養成は、戦前においては師範学校・青年師範学校・高等師範学校・女子高等師範学校・実業学校教員養成所などの国立の教員養成諸学校と教員養成の課程を設けていた私立の許可学校でおこなわれていた。東洋大学が哲学館時代にいわゆる「特典」として文部大臣から無試験検定の指定を受け、以後多くの主に中等教員を養成して、これをひろく教育界に送り出してきたことはすでにみたとおりである（『通史編 Ⅰ』第二編第二章第三節等参照）。

敗戦後、占領下において本格的な教育改革がおこなわれてゆくことになったが、教員養成制度についてその改革に

大きな影響をおよぼすことになったのは、前述の第一次米國教育使節団がその報告書で提示した構想であつた。もつともこれ以前に、戦前における主たる教員養成機関である師範学校については、日本国内の関係者のあいだですでに、その閉鎖的教育がこれまで「師範タイプ」といわれる画一的な教員を生んできたとして、そのあり方が強く批判されていた。

教員養成制度は、こうした状況とさきの米國教育使節団報告書の勧告とを受けて、教育刷新委員会においてさらに審議が重ねられていった。そして、その審議は最終的に従來の師範教育を批判し、教員養成は大学においておこなうこと、教員養成のみを目的とする特別な教育機関は置かないこと、教員の養成を主とする大学として学芸大学を創設することなどを主な内容とするものとなつた。

新学制の実施にともない旧制の教員養成諸学校は廃止されたが、これらは昭和二四年度から発足した新制国立大学に吸収されるかたちとなつた。すなわち、各都道府県に置かれた国立大学のなかに従前の師範学校等を母体とした「学芸学部」または「教育学部」が置かれ、また単科大学の場合には「学芸大学」として設置されることになつたのである。

また、これら教員の養成を主たる目的とする学部、大学以外の、国公立のいわゆる一般大学においても教員を養成することができるようになった。そしてこれら一般大学のほとんどはその発足に際して、それぞれの学科の専攻に即した教科に関する、主に中学校および高等学校の教員養成のための課程を設けるにいたつた。

昭和二四年五月三十一日、教育職員の免許制度を規定した法律である、教育職員免許法が公布された。これにより教員養成は実質的に、教員志望の学生が各大学（短期大学をふくむ）の設けた教員養成課程でこの免許法に規定された所定の単位を取得すれば、教員免許状を取得することができるという開放的な免許制度のもとでおこなわれることに

なった。そして、この教育職員免許法と同法施行令および同法施行規則において、教員養成のための具体的な学科課程が規定された。

教員の養成を主とする学部、大学はもちろん、いわゆる一般大学においてもこれらを基本規定として教職課程が設けられることになったが、一般大学の場合当初においてはその教育内容に不十分なものが多いというのが実態であった。すなわち、免許状を取得するために大学で修得すべき単位は、一般教育科目と専門教育科目に分けられ、さらに専門教育科目は教科に関するものと教職に関するものとに分けられていたが、教職に関する専門教育を担当する教員の不足からマスプロ教育がおこなわれたり、教科に関する専門教育について安易な単位のふりかえを認めたり、形式的な教育実習の認定がおこなわれるなど、免許法に規定された必要条件を最小限充足するだけという大学が少なくなかった。

このような実状に対して、文部省は大学、短期大学に教職課程を設置する場合の審査基準を設けることになった。これは昭和二五年頃から文部省が大学設置審議会に諮問して成文化されたもので、その主な審査基準は次のようなものであった。

- (1) 科目とその単位数について、「教育職員免許法及び同法施行規則によって免許状を受けるに必要な科目とその単位を、大学設置基準に照合して用意すること」
- (2) 教員組織については、「教職に関する専門科目（教職課程）は、一学科の設置と同様にみなし、その教員組織についても相当に充実されたものでなければならぬので、これを担当する専任教員を少くとも三名おくものとし、（専任教員は、原則として教授又は助教授とし中二名は教職課程を本務とする）なお学生数に応じて、適宜増員すること」
- (3) 施設等の整備とともに、教育実習については「適当な教育実習学校（特に教員組織が良好なものでなければならぬ）」

をもつこと、もち得ない場合には「代用実習学校」をもつこと、しかもその場合には「その目的を達成するに必要な契約をしたものでなくてはならない」

（国立教育研究所編『日本近代教育百年史』第六卷 一九七四年 五八九―五九〇頁）

なお、教員組織充実については、現状を考慮して昭和三〇年三月三十一日までとする附則が定められた（同）。

課程設置申請

教員養成の伝統をもつ東洋大学も、昭和二四年度の新制大学発足時から文学部の各学科の教育課程中に教職課程科目を置いて教員の養成をおこなうことにしたが、前述のような経緯から、大学は昭和二五年九月二九日付で次のような東洋大学教員養成課程設置認可申請書を文部大臣宛に提出した。

庶第三九号

東洋大学教員養成課程設置認可申請書

此の度文管管第一六六号によつて東洋大学教員養成課程を設置したいと思ひますから御認可下さるよう別紙書類を添えて申請いたします

昭和二十五年九月二十九日

設置者

財団法人東洋大学理事長

小林啓善

文部大臣 天野貞祐殿

（『資料編 Ⅱ上』五三八頁）

また、同年九月三〇日付（認可書中の日付による）で短期大学部についても同様に教員養成課程設置認可申請書を提出した。

各学科・専攻の教職課程履修者の取得する免許教科の種別

学部	学科・専攻	学校	免許教科の種別	学校	免許教科の種別
文学部	哲学科	中学校	社会科 一級	高等学校	社会科 二級
	仏教学科		社会科 一級		社会科 二級
	国文学科		国語科 一級		国語科 二級
	中国哲学文学科		国語科 一級		国語科 二級
	英米文学科		外国語科英語一級		外国語科英語二級
	史学科 社会学科		社会科 一級 社会科 一級		社会科 二級 社会科 二級
経済学部	経済学科	中学校	社会科 一級	高等学校	社会科 二級
文経学部	国文学科	中学校	国語科 一級	高等学校	国語科 二級
	社会学科		社会科 一級		社会科 二級
	経済学科		社会科 一級		社会科 二級
短期大学部	国語専攻	中学校	国語科 二級	高等学校	国語科仮免許状
	英語専攻		外国語科英語二級		外国語科英語仮免許状
	法経専攻		社会科 二級		社会科仮免許状

〔資料編 II上〕538-539頁による)

そして既設の文学部、経済学部、短期大学部、昭和二六年度開設予定の文経学部について、各学科の専攻者が所定の教職課程科目を履修した場合に前頁の表のような教員免許状を取得できるよう申請をおこなった。

教職課程学科学科目

また昭和二六年四月一日から教員養成課程を開設するものとしてこの時申請された各学部の教職課程学科学科目の概要は、次に示すとおりである。

教職課程学科学科目概要

文経学部 (夜間)	文学部・経済学部 (昼間)	学部	必修科目	単位	選択科目	単位
教育原理 教育心理学 青年心理学 教育評価 教科教育法 実習 計 (国語科教育) (社会科教育)	教育原理 教育心理学 青年心理学 教育評価 教科教育法 実習 計 (国語科教育) (英語科教育) (社会科教育)		教育社会学 教育行政学 指導及管理 教育史 計	二 二 四 二 二 四 四 四 四	教育社会学 教育行政学 指導及管理 教育史 計	八 二 二 二 二

短期大学部 (夜間)			
教育原理 (課程、方法、指導) 教育心理学 青年心理学 (成長及発達) 教科教育法 (国語科教育) 教科教育法 (英語科教育) 教科教育法 (社会科教育)	三	教育社会学 指導及管理 教育評価	二
	三		二
計	一五	計	六

(資料編 II上 五四三・六七六頁による)

教育実習

教育実習は四年制大学では三、四年次において合わせて四単位を課し、短期大学部では二年次において三単位を課すものとした。そして教育実習校として次の一〇校を指定した。

- 都立墨田工業高等学校校月島分校 都立八潮高等学校校 十文字高等学校校 十文字中学校 関東総合高等学校校
 校 関東第一中学校 都立広尾高等学校校 都立工芸高等学校校 都立向丘高等学校校 都立豊島高等学校校

教育実習は一週三時間、一五週をもって一単位とし新制中学校、高等学校における年四五週を基本として、四年制各学部は年二単位ずつ四単位を、短期大学部は年三単位を修得するものとした。また、三名を一班として一週三時間中各一時間ずつ実習 (指導) にあたり、他の二名は自己の指導案を作成のうえ参観するものとし、指導教諭の批評と指導を受けて報告書を作成するものとした。そして、指導教諭から総合成績評の報告を受け、実習指導教授の評価とを勘案してその成績とするものとした。

課程設置認可

以上述べてきた課程設置の申請に対して大学 (学部) については、昭和二六年二月二八日付で文部省から次のような認可の通知があった。

校管第四〇五の一号

昭和二六年二月二八日

財団法人 東洋大学理事長殿

文部事務次官

劔木亨弘印

昭和二五年九月二九日付で申請のあつた東洋大学教職課程（教職に関する専門科目及びその職員組織）設置のことは、大学設置審議会に協議しましたところ、設置してさしつかえないことになりましたので通知いたします。但しその実施に當つては下記の事項に御留意下さい。

なお、免許教科に関する科目編成については、教育職員免許法及び同法施行規則の規定によらなければならないので念のため申し添えます。

記

一、教育実習指導の責任者を明確にする必要がある。

二、履修科目については、選択の余地を残す必要がある。

（資料編 II上 五四九頁）

また、免許教科については同日付で、「社会科、国語科、外国語科（英語）に関しては適当である」との通知を文部省から受けた（同）。

短期大学部に関しては、昭和二六年三月三十一日付で文部省から次のような認可通知を受けた。

校管第一号の五

昭和二六年三月三十一日

学校法人東洋大学理事長殿

文部事務次官

日高第四郎印

昭和二五年九月三〇日付で申請のあつた東洋大学短期大学部教職課程（教職に関する専門科目及びその職員組織）設置のことは、大学設置審議会に協議しましたところ、設置して差支えないことになりましたので通知致します。但しその実施に当つては下記の事項に御留意下さい。

なお、免許教科に関する科目編成については、教育職員免許法及び同法施行規則の規定によらなければならないので念のため申し添えます。

記

- 一、教育実習の責任者を明確にする必要がある。
- 二、夜間の教育実習については、特別の実習計画の工夫を要する。
- 三、必修学科目、選択学科目の配列と履修方法との関係を整備する必要がある。
- 四、教員組織を充実整備する必要がある。

（同 六七八頁）

また、免許教科についても同日付で通知があり、国語科、外国語科（英語）に関しては適當であるが、社会科に関しては不充份であるとされた（同）。

課程認定申請

以上のように、これまで大学設置委員会（審議会）の審査を経た大学が個別・自主的に設定・運営してきた教職課程の内容に文部省が関与することになったわけであるが、さらに昭和二八年七月には教育職員免許法および同法施行規則の一部が改正され、教員養成課程の認定制度が新たに創設されることになった。すなわち、教育職員免許法の第五条別表第一、備考一の二において「この表の専門科目の単位は、文部大臣が、教育職員養成審議会に諮問して、免許状授与の所要資格を得させるための課程として適當と認める課程において修得した

ものでなければならぬ」と規定されることになったのである。これは免許状取得に必要な単位の修得は、文部大臣が教育職員を養成するのに適当であると認めた課程を設置した大学、学部においてのみこれを認めるというものであった。

これにより東洋大学は、昭和二九（一九五四）年五月三十一日付で既設の教員養成課程を「免許状授与の所要資格を得させるための課程として適当」であると認定してもらうため、大学（各学部）および短期大学部についてそれぞれ教員養成課程認定申請書を文部大臣大達茂雄宛に提出した（なお、提出日は認定書中の日付にしたがった）。

認定申請書には別紙書類として、学部学科の組織および学生定員、授与を受けようとする免許状の種類、免許教科に関する施設、教科および教職に関する専門科目とその履修方法、教員組織、教育実習の概要に関する書類等が添付された。このうち授与を受けようとする免許状の種類は、それぞれ次のとおりとするものとした。

授与を受けようとする免許状の種類

○文学部一部・二部、経済学部一部、法経学部二部

免許状の種類		免許教科	種類	免許状授与の所要資格を得させる為の課程を おく学部学科
中学校教諭	国語	一級・二級・仮免の別	一級・二級・仮免	国文学科・中国哲学文学科 史学科国史学専攻 史学科東洋史学専攻
高等学校教諭	国語	二級・仮免	同	文学部一部 文学部二部—国文学科

○短期大学部法文科

中学校教諭	社会	一級・二級・仮免	文学部一部 哲学科・社会学科 史学科・中国哲学文学科 国文学科・英米文学科
高等学校教諭	社会	二級・仮免	文学部一部 社会学科・国文学科 経済学部一部 経済学科・経営学科 法経学部二部 経済学科・法学科
中学校教諭	英語	一級・二級・仮免	文学部一部 英米文学科・社会学科 史学科西洋史学専攻 経済学部一部 経済学科・経営学科 法経学部二部 経済学科
高等学校教諭	英語	二級・仮免	同右
高等学校教諭	商業	二級・仮免	経済学部一部 経済学科・経営学科 法経学部二部 経済学科
中学校教諭	職業	一級・二級・仮免	同右
高等学校教諭	書道	二級・仮免	文学部一部 国文学科・中国哲学文学科 文学部二部 国文学科
中学校教諭	宗教	一級・二級・仮免	文学部一部 仏教学科
高等学校教諭	宗教	二級・仮免	同右

学校種別	免許状の種類	
	免許教科	二級・仮免の別
免許状授与の所要資格を得させる為の課程を置く学部・学科		

中学校	国語	二級	法文科国語専攻
高等学校	国語	仮免	同
中学校	英語	二級	同 英語専攻
高等学校	英語	仮免	同
中学校	社会・職業	二級	同 法経商学専攻
高等学校	社会・商業	仮免	同

〔資料編 II上〕五五一―五五二・六七九頁による

課程の認定

以上の申請に対して東洋大学（各学部）については、昭和二十九年一月二六日付で次のような認定を文部大臣から受けた。

校大第五二四号

学校法人 東洋大学

昭和二十九年五月三一日付で申請のあつた教育職員免許法第五条別表第一備考第一号の二の規定による免許状授与の所要資格を得させるための課程については教育職員養成審議会の答申に基いて下記のように認定します。

昭和二十九年一月二六日

文部大臣 大達茂雄

記

一、課程名 東洋大学の正規の課程（第一部、第二部）

二、免許状の種類及び免許教科

第一部 中学校 国語、社会、職業、英語、宗教

高等学校 国語、社会、書道、商業、英語、宗教

第二部 中学校 国語、社会、職業

高等学校 国語、社会、商業

三、認定の時期 昭和二十九年四月一日

(同 五九七頁)

短期大学部についても、昭和二十九年一月一日付で同様、文部大臣から次のような認定を受けた。

校大第四四八号

学校法人 東洋大学

昭和二十九年五月三十一日付で申請のあつた教育職員免許法第五条別表第一備考第一号の二の規定による免許状授与の所要資格を得させるための課程については教育職員養成審議会の答申に基いて下記のように認定します。

昭和二十九年一月一八日

文部大臣 大達茂雄印

記

一、課程名 東洋大学短期大学第二部の正規の課程

二、免許状の種類及び免許教科

第二部

中学校 国語、社会、職業、英語

高等学校 国語、社会、商業、英語

三、認定の時期 昭和二十九年四月一日

(同 六八〇―六八一頁)

この課程認定制度の創設により、東洋大学は昭和二十九年以降増設した学部および大学院についても、免許状授与の所要資格を得させるための課程として認定を受けるため、それぞれ申請をおこなっていった。

学生誘致運動

ところで、後述するように、東洋大学は昭和二九年にはいるとすぐに学生誘致の運動をおこなった。ちなみに、東洋大学は昭和二九年度新たに大学院に博士課程を増設し（後述）、経済学部を経営学
科（本章第二節参照）を増設して、その規模を拡大することになるが、昭和二八年九月三〇日付の『東洋大学経営学
部経営学科増設認可申請書』控の添付書類によると、各学部学科、短期大学の学生数は次表のとおりであり、東洋
大学には三、〇三九名の学生が在籍していた。

1、文学部一部
東洋大学学部・短期大学部在籍学生数（昭和二八年九月）

科 別	定 員	総定員	第一年次	第二年次	第三年次	第四年次	計
哲 学 科	三〇	一一〇	三三	三〇	二五	二〇	一〇八
仏 教 学 科	三〇	一一〇	二七	二三	二四	二一	九五
国 文 学 科	八〇	三二〇	一〇五	九八	八三	七〇	三五六
中国哲学文学科	三〇	一一〇	二五	二一	一五	一三	七四
史 学 科	三〇	一一〇	三六	三一	二七	二七	一二一
社会学科	八〇	三二〇	一〇三	八六	五四	三七	二八〇
英米文学科	七〇	二八〇	九八	八四	六三	三二	二七七

計	三五〇	一、四〇〇	四二七	三七三	二九一	一三二〇	一、三二一
---	-----	-------	-----	-----	-----	------	-------

2、経済学部一部

科別	定員	総定員	第一年次	第二年次	第三年次	第四年次	計
経済学科	一〇〇	四〇〇	一五三	一三七	一二六	一〇四	五二〇

3、文学部二部

科別	定員	総定員	第一年次	第二年次	第三年次	第四年次	計
国文学科	五〇	二〇〇	七八	七〇	五二	二五	二二五
社会学科	五〇	二〇〇	五三	四五	四二	三五	一七五
計	一〇〇	四〇〇	一三一	一一五	九四	六〇	四〇〇

4、法経学部二部

科別	定員	総定員	第一年次	第二年次	第三年次	第四年次	計
法学科	五〇	二〇〇	六五	五〇	三五	/	一五〇
経済学科	五〇	二〇〇	七八	六二	五七	三三	二三〇
計	一〇〇	四〇〇	一四三	一一二	九二	三三	三八〇

5、短期大学部

科別	定員	総定員	第一年次	第二年次			計
国語専攻	五〇	一〇〇	七一	六三			一三四
英語専攻	五〇	一〇〇	六九	六三			一三二
法経専攻	五〇	一〇〇	八五	七七			一六二
計	一五〇	三〇〇	二二五	二〇三			四二八

昭和二十九年一月一五日、東洋大学長・同校友会長加藤精神と東洋大学理事長大塚又七は連名で全国の校友宛に学生誘致のため、次のような「お願い」と題する文書を発送した。

お 願 い

新しい年を迎えて貴台益々御健祥の段慶賀至極に存じます。

さて、母校もお蔭をもつて、昨今三千名に近い学生を擁し、文、経、法経、短大等の五学部と修士課程の大学院を持つた総合大学として、極めて順調な発達を遂げ、ほゞ所期の復興計画を達成し、大学基準協会からA級大学と認定されるに至りました。尚新年度より経営学科（商科）が新設され、更に大学院の最終コースである博士課程も近く認可される運びに至っております。

又、待望の大学院校舎も、今年はいよいよその第一期工事を完了する予定で、往年の面目を一新した学園の新装をお目にかける日も間近なことと同悦んでいる次第です。

顧みますと、終戦直後あの焼野原と化した母校が、よく今日の盛況を勝ち得ましたことは、実に母校六十有余年の輝や

かしい伝統と歴史とを、常に守りつゞけて来た校友及び関係者の熱烈な愛校心によるものと言わなければなりません。

我々はこの事実を銘記し、創立者の意図を体して、名実共に東洋学研鑽の大殿堂にすべき重大な責務を今日新に痛感致すものであります。とはいえ私立大学の経営は御存知の如くなか／＼至難な事業でありまして、それこそ文字通り校友、教授、学生諸君の零細な浄財によつて賄つて来た歴史を考えますとき、本学経営の主たる財源は一にかかつて学生の授業料其他の収入に俟つと云うも敢えて過言ではないのであります。

その限りに於て、正直のところ学生数の増減は直ちに経営の根幹を左右する重大問題につながり且母校発展の将来性を制約すると言わなければなりません。

故に一人でも多くの学生を如何に誘致するかの問題は現在の我々にとつて緊急焦眉の問題であると共に、本学志願者総数の約八割が卒業生の推薦、もしくはその関係者の子弟である事実を考えますとき、校友各位の発言が如何に大きな影響を新入学生に与えて居るかを今更痛感致す次第です。

今試みに壹万人（実数は遙かにこの数を越えている）の卒業生諸氏が一人残らず一名の後輩を母校に送つていただけるとしたら、忽ち一万人の応募者を得ることは至難ではないと存じます。

而も一人の卒業生が一人の学生を母校に送ると云うことは、それ程大きな犠牲を必要とするものではなく決意一つで可能な事実だと云うことを茲に強調したいのです。

かゝる意味合いから、本学はこゝ数年前より有力校友支部の所在地に於て、校友の手による地方試験を実施し、遂年（逐）その実績を挙げておる次第ですが、今年も左記十ヶ所〔別紙 略〕に於て、昨年同様の試験を実施致すことになつて居りますので、どうか今年こそは全校友が一人残らず少くとも一人以上の後輩を近接受験地（願書は本学に提出）に送りこむ体制を急速に作り出し、名実共に母校後援の楯である実質的な御力添を校友各位に熱望してやみません。

重ねて校友諸氏の愛校心に訴える次第です。 敬具

昭和二十九年一月十五日

校友各位殿

東洋 大学 長 加藤 精神
東洋 大学 校友会 長
東洋 大学 理事 長 大塚 又七

(資料編 II上) 九五六―九五七頁)

右にみるようにその内容は、入学者確保の一策として数年前から有力校友会支部の所在地(全国一〇カ所)において実施している地方試験に、今年は是非とも一人の卒業生(校友)が一人以上の後輩を送りこむよう努力してもらいたい旨を懇請したものである。すなわち大学と校友会が一体となつて、いわゆる私学の特徴ともいえる校友の「熱烈な愛校心」に訴えて入学者増加のための働きかけをおこなつたものであつた。

前年の昭和二八年一月の評議員会で、予算編成時に学生数を三、〇〇〇名と予定したところ、その後授業料未納や修学の見込がないとして約四百名もの学生を除名することになつたため、実際の学生数が約二千七百名となつたとして補正予算案について審議がなされているが(前掲「評議員会記録」、さきの「お願い」はこうした実状をもふまえて、より一層の大学経営の安定化、すなわち学生数の確保をはかるべくなされたものといえる。

第三節 大学院の創設

一 大学院文学研究科の設置

旧制度下の大学院

昭和二五年度から私立大学四校の新制大学院が発足したが、日本において創設された最初の大学院は、明治一九（一八八六）年の帝国大学大学院であった。明治一九年三月に公布された帝国大学令で、帝国大学は「學術技術ノ理論及応用ヲ教授」する分科大学（後の学部）と「學術技術ノ蘊奥ヲ攻究」する大学院とで構成され、大学院は分科大学と対等の独立した研究機関と定められた。しかしその実態は、大学院独自の教員、教育課程、施設等が設けられたわけではなく、大学院は学位（博士）の取得を希望する者と卒業後さらに研究を深めたいとする者が分科大学（学部）の指導教授の指導を受けて個別的な研究をおこなう、いわゆる研究者養成の場として存在していた。

その後、大正七（一九一八）年一二月公布の大学令によって、大学の構成単位が学部とされ、大学院は学部の上に置く「研究科」の総称となって、学部と対等・独立の機関ではなくなった。そして大学院・研究科は帝国大学のみでなく、官・公・私立大学の学部にも置かれるものとなった。これにより大学院・研究科を設置する大学は増加したが、その内容の実態に大きな変化はなかった。

東洋大学でも大学令による大学に昇格した昭和三（一九二八）年に学則の第八章で「研究科」について規定し、「本学大学院卒業者ニシテ既修学科ニ就キ更ニ深く研究セントスル者ノ為ニ」研究科を設けることとした（実際の開

設時期は昭和七年四月)。しかし、開設後に研究科に入学する者はごく少数であった。

新制大学院の発定

新制大学院の設置は、昭和二年三月三十一日公布の学校教育法第六十二条において「大学には、大学院を置くことができる」と規定され、その目的を「學術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与すること」(第六五条)とした。その構成は「大学院には、數個の研究科を置くことを常例とする。但し、特別の必要がある場合においては、単に一個の研究科を置くものを大学院とすることができる」(第六六条)とした。また学位と関連して「大学院を置く大学は、監督庁の定めるところにより、博士その他の学位を授与することができる。博士その他の学位に関する事項を定めるについては、監督庁は、大学設置委員会に諮問しなければならない」(第六八条)と規定した。

新制の大学院をどのようなものにするかという基本理念については、新制大学の性格・位置づけと密接なかかわりをもって、教育刷新委員会内で長く論議が重ねられてゆくことになった。それは教育刷新委員会のなかに、大学院を新制の学校体系とは別の、いわゆる旧制度下における大学のような純粹な学問研究と研究者の養成をおこなう機関にしようとする立場と、新制大学院はあくまで単一の学校体系上の最上部にある新制大学の学部とつながるものであり、研究と教育の両機能を合わせもつものとするべきであるという立場があり、これらの見解が鋭く対立したためであった(海後宗臣・寺崎昌男著『戦後日本の教育改革 大学教育』第九卷 東京大学出版会 一九八〇年 二八三―二九五頁参照)。

以上のような審議が教育刷新委員会でもなされるなかで、大学院についての具体的な内容の決定は、C I & E側が示した学位制度の改革問題(博士と学士の中間学位の創設など)と係わって大学基準協会によって実質的におこなわれることになった。

そして昭和二四年四月一二日、大学基準協会は次のような「大学院基準」を制定した。

大学院基準

第一 趣旨

- 一、大学院の内容は、修士の学位を与える課程と博士の学位を与える課程とに分れる。
- 二、修士の学位を与える課程は、学部にあける一般的並びに専門的教養の基礎の上に、広い視野に立つて、専攻分野を研究し、精深な学識と研究能力とを養うことを目的とする。
- 三、博士の学位を与える課程は、独創的研究によつて従来の學術水準に新しい知見を加え、文化の進展に寄与するとともに、専攻分野に関し研究を指導する能力を養うことを目的とする。

第二 基準

- 一、大学院は修士の学位を与える課程と、博士の学位を与える課程とを置く。但し修士の学位を与える課程のみを置くことができる。
- 二、修士の学位を得んとするものは、全日制にては一カ年以上、定時制にてはこれに相当する期間在学し、専攻科目について三十単位以上履修し且つ研究論文を提出しなければならない。
- 三、博士の学位を得んとするものは、全日制にては三カ年以上、定時制にてはこれに相当する期間在学し、専攻科目について五十単位以上履修し、独創的研究論文を提出し、且つ最終試験を受けなければならない。
- 四、大学院に入学する学生は、大学を卒業した者、若しくはこれと同等の学力を有する者でなければならない。
- 五、大学院を置く大学は、その課程に必要な施設並びに講義、演習、実験等の授業を用意しなければならない。
- 六、大学院を置く大学は、その目的使命を充分に達成し得るような大学教員組織を用意しなければならない。

〔備考 略〕

〔近代日本教育制度史料〕第二四巻 講談社 昭和五五年 三六五―三六六頁

こうしてアメリカ型の大学院制度をモデルとした新しい大学院制度が成立した。そして昭和二五年二月三日、大学設置審議会はさきの基準を大学院を設置する場合の基準として採択、新しく発足する大学院の設置審査を開始することになった。また学位については、昭和二八（一九五三）年四月一日文部省令として「学位規則」が制定された。

なお、「大学院基準」はその後、昭和三〇年六月七日の大学基準協会総会において改訂がおこなわれ、それまでの研究者養成という大学院の主な目的に新たに修士課程においては職業教育もなしうるものが加えられ、また博士課程・修士課程ともにその年限が延長された。さらに昭和四九（一九七四）年六月二〇日には、それまでの「大学院設置基準」が一部改正され、これが文部省令として制定された。

これにより博士課程と修士課程の目的の違いがより明瞭化され、また従来学部依存のかたちであった研究科について、学内の研究所との連携などその多様な組織編成が認められ大学院の独立性が強く押し出されることになった。このほか修士課程の上に博士課程を置くこれまでの積み上げ方式の形態を制度上認めるとともに、博士課程五年・修士課程二年とし、大学に博士課程のみあるいは修士課程のみを置くことが認められるなど、大学院制度は大きく変わってゆくことになった。

申請・認可
東洋大学は昭和二六年一〇月三一日付で文部大臣天野貞祐宛に、東洋大学大学院設置認可申請書を提出した。

そして東洋大学大学院は、大学院学則の第一条において「本大学院は、本大学の目的使命に則り、学部における一般的並びに専門的教養の基礎の上に更に広い見地より、専門の学術を研究し、精深な学識と研究能力とを有する人物を養い以て学術文化の進展に貢献すること」を目的とした。

また大学院の入学資格は、その第一三条で「本大学院に入学を許可するものは、学士の称号をもち、各専攻に必要な

な学科目を履修し、またはこれと同等以上の学力があると認められる者で所定の試験に合格した者に限る」とした。
この時申請した大学院研究科、専攻および学生定員は次のとおりであった。

大学院研究科		学生定員		大学院研究科に係る学部学生定員			
研究科名	専門課程名	修士・博士の種類	毎年入学収容定員	総学生収容定員	学部学科名	毎年入学収容定員	総学生収容定員
哲学研究科	哲学専攻	文学修士	五	一〇	文学部(新制)哲学科	三〇	一一〇
	印度哲学専攻	〃	五	一〇	文学部(新制)仏教学科	三〇	一一〇
文学研究科	国文学専攻	〃	一〇	二〇	国文学科	八〇	三二〇
社会学研究科	社会学専攻	文学修士	一〇	二〇	社会学科	八〇	三二〇
計			三〇	六〇	計	二二〇	八八〇

〔資料編 II上〕三二五頁による

この申請に対し昭和二七年三月三一日付で文部大臣から次のような認可を受けた。

校管第八一八号

学校法人 東洋大学

昭和二六年一〇月三二日付で申請のあつた東洋大学大学院設置のことは、大学設置審議会の答申に基いて、学校教育法第四条により、次のように認可します。

昭和二七年三月三二日

文部大臣 天野貞祐印

記

一、名称 東洋大学大学院

二、位置 東京都文京区原町一七番地

三、研究科

文学研究科 (入学定員)

哲学専攻 五名

仏教学専攻 五名

国文学専攻 一〇名

社会学専攻 一〇名

四、開設する課程 修士課程

五、修業年限 二年以上

六、開設時期 昭和二七年度

七、設置認可条件

(一) 専門図書及びバック・ナンバーを更に補強すること。

(二) 大学院につき、審査した事項については、必要に応じその実施につき報告を求め又は大学設置審議会において調査することがあること。

なお、

(イ) 博士の課程を設ける場合においては、文部大臣に申請の上、大学設置審議会において更めて審査を受けなければならない。

(ロ) 研究科又は専門課程を増設若しくは変更する場合は、大学設置審議会の審査を受けなければならない。

備考 一、少壮有為の後継者を確保することがぞましい。

二、修士の種別及び学生総定員についてはおつて定める。

(同 三一六―三一七頁)

申請では研究科を哲学、文学、社会学の三研究科として、それぞれに専攻を設けるものとしたが、認可書ではこれを文学研究科一つとしてそのもとに四専攻を置くことになった。また印度哲学専攻の名称が仏教学専攻へと変更になった。なお、修士の種別および学生の総定員については、追って定めるものとされた(その後、修士の種別については文学修士となった)。

こうして東洋大学は修業年限二年以上の修士課程を昭和二七年度から開設した。また初代の大学院委員長には、昭和二七年四月一日付で安藤正次(教授・国文学)が委嘱された(「教員辞令簿」(自昭和二十九年十月一日至昭和三十三年五月一日) 1) 東洋大学総務部所蔵)。

博士課程等の増設

昭和二七年度に開設した東洋大学大学院は、二九年度にさらに文学研究科の仏教学、国文学、社会学の各専攻について、博士課程を設け、また新たに中国哲学専攻の修士課程を設けることになった。

ちなみに、昭和二八年一〇月時点の文学研究科四専攻(修士課程)の第二学年までの在学学生数を示すとそれぞれ次表のとおりであり、合わせて二〇名の在籍者がいた。

文学研究科学生数(昭和二八年一〇月)

研究科名		専攻名	定員	総定員	第一年	第二年	計
文学研究科	哲学専攻		五	一〇	二		四
	仏教学専攻		五	一〇	〇	二	四

昭和二八年一〇月三十一日付で、東洋大学理事長大塚又七から文部大臣大達茂雄宛に、東洋大学大学院博士課程設置認可申請書が提出され、昭和二九年度から次に示すような構成によって博士課程を増設する旨の申請がなされた。

計	三〇	六〇	一一	九	二〇
国文学専攻	一〇	二〇	一	〇	一
社会学専攻	一〇	二〇	八	三	一一

(昭和二八年一〇月三十一日付『東洋大学大学院博士課程設置認可申請書』控 東洋大学総務部所蔵)

大学院博士課程定員数

文 学 研 究 科				大 学 院 研 究 科 学 生 定 員		大 学 院 研 究 科 学 部 学 科 学 生 定 員		備 考	
科 名	専 門 課 程 名	の 修 士 ・ 博 士 種 別	毎 年 入 学 定 員	総 学 生 定 員	学 部 名	学 科 名	毎 年 入 学 定 員		総 学 生 定 員
計	社会学専攻	博	四	一〇五	文学部	哲学(昼)	三〇	一一〇	昼・夜とあるは昼間学部(文学部一部)夜間学部(文学部二部)のことである。
		修	三	九		哲学(夜)	三〇	一一〇	
計	国文学専攻	博	一〇	二〇	文学部	中国哲学(昼)	三〇	一一〇	昼・夜とあるは昼間学部(文学部一部)夜間学部(文学部二部)のことである。
		修	三	九		仏教学科(昼)	三〇	一一〇	
計	東洋哲学専攻	博	四	一〇	文学部	中国哲学(夜)	三〇	一一〇	昼・夜とあるは昼間学部(文学部一部)夜間学部(文学部二部)のことである。
		修	三	九		国文学科(昼)	三〇	一一〇	
計	社会学専攻	博	三	九	文学部	国文学科(夜)	三〇	一一〇	昼・夜とあるは昼間学部(文学部一部)夜間学部(文学部二部)のことである。
		修	一〇	二〇		社会学科(夜)	三〇	一一〇	
計	国文学専攻	博	一〇	二〇	文学部	社会学科(昼)	三〇	一一〇	昼・夜とあるは昼間学部(文学部一部)夜間学部(文学部二部)のことである。
		修	三	九		社会学科(夜)	三〇	一一〇	

(資料編 II上)三二八頁による)

これは従来の修士課程としてあった四専攻についてそれぞれ博士課程を設けようとするものであるが、哲学専攻の名称を西洋哲学専攻と変え、また仏教学専攻を東洋哲学専攻と変更して、これまでの文学部仏教学科の卒業生のほかに中国哲学文学科の卒業生も入学できるようにしようとするものであった。

しかし、哲学専攻博士課程については、昭和二十九年二月二二日付で「東洋大学大学院文学研究科西洋哲学専攻（博士課程）設置認可申請取下げ方依頼について」という書類が文部大臣宛に提出されている（同 三二九頁参照）。具体的な理由は不明であるが、西洋哲学専攻の博士課程設置については途中で取りやめになったものとみられる。

増設認可

この申請に対して、昭和二十九年三月二〇日付で文部省から東洋大学理事長宛に、次のような増設に関する通知があった。

校大第一二七号

昭和二十九年三月二〇日

学校法人

東洋大学理事長殿

文部事務次官

田中義男印

大学院博士課程増設および修士課程専攻増設について

昭和二十八年一〇月三十一日付で申請のあった東洋大学大学院博士課程増設および修士課程専攻増設のことは、大学設置審議会に協議しましたところ、下記のように増設してさしつかえないことになりましたので、その運営および増設条件の履行については、遺漏のないようお取り計らい願います。

記

一、研究科専攻

入学定員

文学研究科

仏教学専攻

(博士課程)

三名

国文学専攻

()

三名

社会学専攻

()

三名

中国哲学専攻

(修士課程)

四名

二、修業年限

修士課程二年以上、博士課程三年以上

三、開設年次

修士課程第一年次、博士課程第一年次

四、開設時期

昭和二九年度

五、増設条件

(一) 校舎の増築の第一次計画、第二次計画を至急完成すること

(二) 教授研究室、国語研究室及び学生研究室を設けること。

(三) 社会学専攻においては、外国の学術雑誌のバックナンバー及び民族社会学の図書を増強すること。

(四) 新たに研究科、専攻を増設し、または既設の研究科、専攻等を変更しようとする場合は、文部大臣に協議すること。

なお、大学院の設置につき、審査した事項については、必要に応じその実施につき報告を求め、または文部大臣において調査することがある。

備考

一、社会学に関する実態調査の文献資料の増強が望ましい。

二、国語学に関する図書を更に増強することが望ましい。

三、社会学専攻においては、関連科目の増強が望ましい。

四、大学院委員会の運営組織の強化が望ましい。

(同 三三〇—三三二頁)

この増設認可通知によると当初の内容とは異なり、申請どおり博士課程の増設が認められたのは、国文学専攻と社会学専攻の二専攻であった。西洋哲学専攻については、さきに見たように大学側が二月にその設置申請を取下げたのであるが、仏教学専攻を改称して博士課程の設置を申請した東洋哲学専攻は、従来の仏教学専攻として博士課程の増設が認められ、学部中国哲学文学科卒業生を主な入学対象とするものとして新たに中国哲学専攻の修士課程が増設されることになった。

教育課程および教員組織

以上のように東洋大学大学院は、昭和二九年度から文学研究科の仏教学、国文学、社会学の各専攻について修士と博士の両課程を、哲学および中国哲学専攻について修士課程を置くことになった。昭和二九年度開設の各専攻（修士および博士課程）の学科目の概要および各専攻の教員は、以下（二一八―二二二頁）のとおりである。

二 新制学位制度と学位規則

学位規則

新制学位に関しては、学校教育法第六八条にもとづき昭和二七年一〇月一日、大学設置審議会において「学位に関する要項」が決定され、翌二八年四月一日に文部省令第九号として「学位規則」（全一一条）が制定された。

旧制度からみた新制学位制度の大きな特色としてあげられるのは、まず学位を博士と修士の二本建としたことであった（第二条）。次にその授与要件として、博士は大学院に四年以上在学して所定の単位を修得し当該大学院のおこなう論文審査および試験に合格した者（課程博士）、または論文審査および試験に合格し前述の単位修得者と同等以上の学力があると認められた者（論文博士）に授与され（第五条）、また修士は大学院に二年以上在学して所定の単

哲学専攻修士課程

専門課程名	学科目又は講座	講義演習の別	必単位数	修単位数	選単位数	択単位数
哲学専攻(修士課程)	哲学特論	講義	4			
	哲学演習	演習	4			
	古代哲学研究	講義			4	
	古代哲学演習	演習	4			
	近世哲学研究	講義	4			
	近世哲学演習	演習	4			
	現代哲学研究	講義	4			
	論理学特論	講義			4	
	倫理学特論	講義			4	
	心理学特論	講義			4	
	印度哲学研究	講義			4	
	中国哲学研究	講義			4	
	計			24		24
備考						

中国哲学専攻修士課程

専門課程名	学科目又は講座	講義演習の別	必単位数	修単位数	選単位数	択単位数	
中国哲学専攻(修士課程)	中国哲学特論	講義	4				
	中国哲学特論	講義	4				
	中国哲学特論	講義			4		
	中国哲学演習	演習	4				
	中国哲学演習	演習	4				
	中国哲学研究	演習	4				
	中国文学特論	講義			4		
	中国語学研究	演習	4				
	日本思想史特論	講義			4		
	哲学特論	講義			4		
	仏教学特論	講義			4		
	計			24		20	
	備考						

仏教学専攻修士課程・同博士課程

専門課程名	学科目又は講座	講義演習の別	必単位数	修単位数	選単位数	択単位数
仏教学専攻(修士課程)	印度哲学特論	講義	4			
	印度哲学演習	演習	4			
	仏教学特論	講義	4			
	仏教学特論	講義	4			
	仏教学特論	講義			4	
	仏教学特論	講義			4	
	仏教学演習	演習	4			
	仏教学演習	演習			4	
	梵語文献研究	演習			4	
	巴利語文献研究	演習	4			
	中国哲学特論	講義			4	
	哲学特論	講義			4	
	計			24		24
備考						

専門課程名	学科目又は講座	講義演習の別	単位数	履修方法		
仏教学専攻(博士課程)	印度哲学特論	講義	4	を専攻科目十二単位を履修するものとする。学生は各自の研究分野に従って、同一系統上の合計二十単位以上の		
	印度哲学演習	講義	4			
	印度哲学演習	演習	4			
	印度哲学演習	演習	4			
	仏教学特論	講義	4			
	仏教学演習	演習	4			
	仏教学演習	演習	4			
	仏教学演習	演習	4			
	仏教学演習	演習	4			
	計					
	備考					

第一章 新制東洋大学の発足

国文学専攻修士課程・同博士課程

専門課程名	学科目又は講座	講義演習の別	必修単位数	選択単位数	専門課程名	学科目又は講座	講義演習の別	単位数	履修方法
国文学専攻(修士課程)	日本文学論	講義	4		国文学専攻(博士課程)	日本文学論	講義	4	学生は各自の研究分野に従って、同一系統の専攻科目十二単位を含め、合計二十単位以上を選択履修するものとする。
	現代文学特論	講義		4		国文学演習	演習	4	
	国語学特論	講義	4			国文学演習	演習	4	
	国語学演習	演習	4			国文学演習	演習	4	
	国文学特論	講義	4			現代文学演習	演習	4	
	国文学演習	演習	4			国語学特論	講義	4	
	国語学演習	演習	4			国語学演習	演習	4	
	国語音声学特論	講義		4		国語音声学特論	講義	4	
	日本漢文学	講義		4		日本美術史	講義	4	
	日本美術史	講義		4		中国文学特論	講義	4	
	比較文学	講義		4					
中国文学特論	講義		4						
計			24	24					
備考					備考				

社会学専攻修士課程・同博士課程

専門課程名	学科目又は講座	講義演習の別	必修単位数	選択単位数	専門課程名	学科目又は講座	講義演習の別	単位数	履修方法
社会学専攻(修士課程)	I社会学説特論	講義	4		社会学専攻(博士課程)	I社会学演習	演習	4	学生は各自の研究分野に従って、同一系統の専攻科目の十二単位を含め、合計二十単位以上を選択履修するものとする。
	I社会学説演習	演習	(4)			I社会学説特論	講義	4	
	III社会誌学特論	講義	4			II家族社会学特論	講義	4	
	I社会学説演習	演習		4		II民族社会学特論(含調査実習)	講義	4	
	II民族社会学特論	講義	4			II都市社会学特論	講義	4	
	II社会学演習	演習	(4)			II村落社会学特論(含調査実習)	講義	4	
	II宗教社会学特論	講義		4					
	II職業社会学特論	講義	4						
	III都市社会調査実習	実習	(2)						
	III社会心理学特論	講義		4					
	III農村社会調査実習	実習	(2)						
III新聞学特論	講義	4							
計			24	(12) 24					
備考	Iは社会学説研究コース IIは民族社会学研究コース IIIは社会誌学研究コース ()は研究コースによって必修となる。				備考	Iは社会学説研究を、IIは社会誌学研究を示す。			

哲学専攻

古代哲学特論・同演習

教授(文博) 久保 勉

日本思想史特論
仏教学特論

講師 古川 哲史
教授 坂本 幸男

哲学特論・近世哲学演習

教授 斎藤 响

同演習(数理哲学)

教授 児山 敬一

仏教学専攻

教授(文博) 加藤 精神

近世哲学研究

講師 佐竹 哲雄

仏教学特論・同演習

教授(文博) 藤原 猶雪

古代哲学研究

講師 波多野 通敏

仏教学特論・同演習

教授(文博) 藤原 義雄

現代哲学研究

講師 榊田 啓三郎

印度哲学特論・同演習

教授 西 義雄

現代哲学研究

講師(理博) 堀 伸夫

印度哲学演習

教授 勝 又俊

論理学特論

講師 児玉 達童

仏教学演習

教授(文博) 花山 信務

倫理学特論

講師 長屋 喜一

仏教学特論・同演習

教授 坂本 幸男

心理学特論

教授(文博) 佐久間 鼎

印度哲学研究

教授(文博) 長井 真琴

印度哲学研究

教授 西 義雄

巴利語文献研究

教授(文博) 杖下 隆之

中国哲学研究

教授(文博) 杖下 隆之

中国哲学特論

教授(文博) 久保 勉

中国哲学専攻

中国哲学特論・同演習

教授(文博) 杖下 隆之

国文学専攻

教授 松浦 貞俊

中国哲学特論・同演習

教授 野村 岳陽

国文学特論・同演習

教授 成瀬 正勝

中国語研究

教授(文博) 竹田 復蔵

国語音声学特論

教授 神保 格

中国哲学特論・同研究

講師 西 順蔵

国語学特論・同演習

教授(文博) 佐久間 鼎

哲学特論

教授(文博) 久保 勉

日本文学論

教授(文博) 久松 潜一

国文学演習	教授(文博)	池田亀鑑	民族社会学特論・同演習	教授	吳主恵
日本美術史	講師(文博)	藤懸静也	社会学説特論	教授	田辺寿利
国語学演習	講師(文博)	時枝誠記	社会学演習	教授	磯村英一
比較文学	教授(文博)	金子彦二郎	都市社会学特論	教授	小野秀雄
中国文学特論	教授(文博)	竹田復	社会学演習	講師	古野清人
			新聞学特論	講師	木田徹郎
			宗教社会学特論	講師(文博)	波多野完治
			職業社会学特論	講師	福武直
			社会心理学特論	講師	
			農村社会学調査実習	講師	

社会学専攻

家族社会学特論	教授(文博)	戸田貞三	社会学特論	教授	米村富男
社会学演習	教授	米村富男	(昭和二十九年) 東洋大学大学院入学案内」による)		
社会学特論					
村落社会学特論					

位を修得し当該大学院のおこなう論文審査および試験に合格した者に授与されるとして(第六条)、論文博士を別に
して学位の取得が大学院の課程修了・スクーリングと強く結合することになったことであった。

なお、第一条で「大学は、学位に関する事項を処理するため、当該大学において授与する学位の種類、論文審査
及び試験の方法その他学位に関し必要な事項を定めて文部大臣に報告しなければならない」と規定され、各大学がそ
れぞれ学位に関する規程を作成することになった。

学位制度はそれから二一年後、昭和四九年六月になって大きく変わることになった。すなわち、すでに述べた「大
学院設置基準」が一部改正され文部省令として制定されるとともに、学位規則もその一部が改正され、博士号の要件
がそれまでの「博士の学位は、独創的研究によって新領域を開拓し、学術水準を高め文化の進展に寄与するとともに、
専攻の学問分野について研究を指導する能力を有する者に授与するものとする」から「博士の学位は、専攻分野につ

いて研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有する者に授与するものとする」へと変わり、研究者としての「自立」がその基準となった。また学際的性格をもった「学術博士」が新たに創設されることになった。

東洋大学の場合、昭和二七年度から大学院（修士課程）を開設し、二九年度以降研究科・専攻および課程を徐々に増設していったのであるが、当初（昭和三〇年度まで）は、「学位の種類及び名称並にその授与」に関して大学院学則第五章（第二三条―第二六条）で次のように規定されていた（また、さきの「学位規則」第一条にもとづいて「東洋大学学位規則」も定められることになった）。

第二十三条 本大学院において授与する学位は左の通りとする。

文学研究科修士課程 文学修士（東洋大学）

文学研究科博士課程 文学博士（東洋大学）

第二十四条 修士の学位は研究科修士課程所定の単位を取得し、学位論文の審査並びに最終試験に合格した者に対し研究科委員会の議を経てこれを授与する。

第二十五条 文学博士の学位は研究科博士課程所定の単位を取得し、学位論文の審査並びに最終試験に合格した者に対し研究科委員会の議を経てこれを授与する。

第二十六条 本大学院に在学しないもので、前条の学位を授与されたものと同等以上の内容を有する論文を提出し、且つ、専攻学術に関し、同様に広い学識を有することを本学所定の審査および試験により確認された者に対しては、博士の学位を授与するものとする。

このうち授与する学位の種類に係わって、昭和三二年一月二〇日付で文部大臣松永東宛に「学則の一部変更届について」が提出された。

学則変更の主な内容のひとつは学部に関するもので、従来文学部社会学科卒業者に与えてきた「文学士」の称号を「社会学士」に変更したいというものである。その理由は以下のとおりであった。すなわち、「本学社会学科は従来文学部に属し卒業生は文学士として主として中等学校高等学校における社会学科の教員を志望するものが多かったが、最近における社会情勢の変化に伴い、中学校・高等学校の社会学科教員よりも、むしろ各種企業体に於ける労務管理担当者、司法調査官もしくは社会福祉関係・社会教育関係の業務に携わりたいことを志望するものの数が俄然多く」なるにいたった。このため、大学でも昨年度からこれらの要望に応じるための学科目編成をおこなってきたが、「卒業生の称号が文学士では、学校関係以外の職場に就職する場合に甚だ不都合かつ不利と考えられるので、学部在学中の学科内容を端的に表示することの出来る社会学士の称号を用いること」（『認可書等綴（大学）自明治四十年四月至昭和五十年三月』東洋大学総務部所蔵）にしたいものである（なお、昭和三四年からこの文学部社会学科を基盤にこれを発展させて、社会学部が新たに設置されることになった）。

そしてもうひとつは学位に関するもので、大学院文学研究科社会学専攻の修士および博士課程修了者に授与することになっている「文学修士」「文学博士」の学位の種類を、「社会学修士」「社会学博士」に変更したいというものであり、その理由は次のとおりであった。

本学大学院文学研究科社会学専攻卒業生の学位称号は、修士課程修了者は文学修士を、博士課程修了者は文学博士を用いてきたが、社会学は学問の性質上文学ではなくて社会科学に属しその専門研究者に文学修士や文学博士の学位を授与することは理論的にも矛盾であり、わが国学位称号の中に社会学修士、社会学博士が認められている以上、本学大学院社会学専攻卒業生に対しても、その研究内容を端的に表示することができる社会学修士、社会学博士の学位称号を適用することが妥当であると考えられる。

(同)

これに対して同年一月二十五日付で、文部省からさきの変更届を受理した旨の通知があった。したがって東洋大学が授与する学位の種類は、文学修士・文学博士および社会学修士・社会学博士となった。なお以後大学院が社会学、法学、工学、経営学、経済学とその研究科および専攻を増設してゆくにしたがい、その学位もそれぞれの研究科に適した種類のもものが授与されることになった。

なお、学位に関しては、以上述べたものとは別に全九カ条の「東洋大学名誉学位授与規程」(昭和三八年二月二〇日施行)が設けられた。これは「(1)本学に功労のある者 (2)文化の進展に寄与した者 (3)授与を受ける名誉学位にふさわしい学力または識見を有する者」に対して学位(名誉博士)を与えるというものであり、学位授与を受けようとする場合は、推薦人が本人の同意を得て本人の履歴および業績を添えた申請書を学長宛に提出するものとした。なおこれ以前に名誉学位は、昭和三四年から三七年までの間に、C・P・ガルシア(フィリピン)、A・R・ロセス(フィリピン)、M・イクバル(パキスタン)、S・de・フォンセカ(セイロン)、W・グンデルト(ドイツ)、E・シュプランガー(ドイツ)、G・マルセル(フランス)に与えられ、この規程により昭和三八年六月、渋沢敬三にその称号が授与された(東洋大学大学院事務課編「大学院必携」昭和六二年三月 六八頁)。

旧制学位の取扱

旧制度下の学位についてみると、学校教育法第九四条により旧「学位令」は廃止されたが、旧制大学研究科の存続年限までは、旧制度によつて博士の学位を授与することが認められた。

東洋大学は、昭和三六年度でその存続年限が満了となるため、昭和三七年三月一九日付で「旧制大学の廃止認可申請書提出について」を文部大臣荒木万寿夫宛に提出した(なお旧制の東洋大学文学部はすでに昭和二八年三月をもつて実質的に廃止されている)。そして旧制東洋大学とともに「論文による旧制学位授与の制度も、昭和三七年三月をもつて廃止する」(『資料編 Ⅱ上』二八頁)旨の申請をおこない、同年三月三十一日付でこれが認可された。

ところで旧制の学位制度の廃止が間近となった昭和三六年から三七年にかけて、東洋大学には文学博士の学位を請求する論文が殺到した。この時期には膨大な数の論文を審査するために、昭和三六年一〇月から三七年三月三十一日までを有効期間とする「東洋大学臨時学位審査事務室規程」が作成されており、こうした点からもその事務処理にあたった関係者の苦勞をうかがうことができる。東洋大学が昭和一九年一二月にはじめて文部大臣からその認可を受けて、最初の文学博士の学位を授与してから、昭和三七年三月三十一日までに学位を授与した者の数は累計八八名であった〔前掲『大学院必携』六九一七八頁〕。そして実際にこのうちの六九名が昭和三六年、三七年の両年の授与者で占められている。

三 大学院校舎の建築

校舎建築の経緯

東洋大学は空襲によって木造校舎三棟を全焼したが、このほか焼け残った鉄筋校舎（三階建一棟）・講堂・図書館もまた大きな損傷を受けるにいたり、授業再開にあたってその復旧が緊急課題となったことは、すでにみたとおりである。その後、復旧工事が進捗するとともに大学は文学部に続く経済学部開設に備えて新校舎の建築を計画し、昭和二四年六月に木造二階建校舎の落成をみた（本編第二章第一節参照）。

大学院設置に関しても、さきの「大学院基準」のひとつに施設・設備等の充実が必要条件として示されており、東洋大学はその内容の充実をはかるべく大学院専用の校舎を建築することにした。この校舎増築に関しては、昭和二九年三月二〇日付の博士課程および修士課程増設認可通知の増設条件のなかで、その完成を急ぐよう指摘されていた。

大学院校舎建築については、具体的に昭和二八年七月二三日の理事会で、規模は鉄筋コンクリート造四階建四百坪程度として、すでにある鉄筋三階建校舎（西校舎）に隣接して建築すること、設計は文部省工営課に委嘱すること、

資金については大学の施設費および私学振興会・金融機関からの借入金によることなどが決議された。

そして同年一月二二日の評議員会において、建築に関してより具体的に次のような事項が決定をみるにいたった。

- 1、規模 鉄筋四階建 総坪数四百式拾八坪
- 2、設計 文部省工営課の設計した図面仕様書による
- 3、資金関係

(1) 総工費 金参千式百万円

(2) 着工 昭和二十八年十二月十五日

(3) 完成 昭和二十九年六月三十日

但し一、二階は五月三十日完成

(4) 資金計画

(イ) 本年度 金式千百万円支出

内訳 施設費 六百万円（本年度施設費納入学生二千七百人一人参千円計八百拾万円でより上記の額を充当）

私学振興会借入金 八百万円（内十二月四日長期貸付金七百万円借入済 外に短期貸付五百万円申込中）

銀行借入金 七百万円（住友銀行白山支店と予約済）

(ロ) 昭和二十九年 金千百万円

内訳 施設費千百万円（学生参千人 新入生一人五千円千人 五百万円 在学生一人参千円式千人 六百万円）

(ハ) 合計参千式百万円

（昭和二八年「経済学部経営学科増設認可申請書修正書類」控 東洋大学総務部所蔵）

昭和二八年七月二四日に設計を文部省工営課に依頼、これが同年一月二〇日にできあがったが、これと並行して

理事・監事全員、評議員会議長・副議長、文学部長、経済学部長、事務局長、会計課長の一七名からなる建築委員会において請負業者の選定がおこなわれた。そして二月七日午後一時からは選定した八社の代表者を集めて現場説明会を催した。同年一月二日から入札がおこなわれたが、その結果を「東洋大学大学院校舎建築経過報告」（評議員会記録）昭和二十八年二月二三日）によってみると、次のとおりである。

まず、本工事については八社について二月二日入札をおこない、二、四七〇万円で間組が落札した。附帯工事の電気工事については二月一七日五社について入札をおこない、二二九万八、〇〇〇円で西山電機株式会社が落札した。また同じく附帯工事の水道衛生工事についても五社で入札をおこない、二五八万円で第一工業が落札した。以上の落札合計額は二、九五七万八、〇〇〇円であった。

そして二月一九日午前一時から地鎮祭をおこなって、いよいよ建築工事に取りかかることになった。

竣工と概観

昭和二十九年六月二日、大学院校舎建築は第一期工事を終えて上棟式がおこなわれ（『東洋大学新聞』第五五七号 昭和二十九年六月二五日）、同年八月に竣工した。完成した校舎は鉄筋コンクリート造四階建（延坪四一六坪）で、三九室の教員および学生研究室からなっており、その見取図については次頁に示すとおりである。

四階 101坪

学生研究室 12		学生研究室 12		学生研究室 12			
”	”	”	”	”	”	5	研究室
5	5	5	5	5	5		

三階 101坪

学生研究室 12		学生研究室 12		学生研究室 12			
”	”	”	”	”	”	5	研究室
5	5	5	5	5	5		

二階 101坪

学生研究室 12		学生研究室 12		学 生 研究室 6	便 所 6		
”	”	”	”	”	”	5	研究室
5	5	5	5	5	5		

一階 113坪

学生研究室 12		学生研究室 12		学 生 研究室 6	便 所 6		
”	”	”	”	”	”	5	研究室
5	5	5	5	5	5	4.5	付

大学院校舎見取図

(面積の単位は坪)
延坪 四一六坪
建坪 一一三坪

(昭和三〇年九月三〇日付「文学部二部中国哲学文学科地理学科学科増設申請書」控による)

第四節 免許法認定講習と図書館学講座

一 免許法認定講習の開設

認定講習実施の背景

教員養成課程の設置で述べたように（本章第二節四）、戦後の新しい教員養成制度の大きな特徴とされるのは、教員の養成を大学においておこなうとしたことと開放的な免許制度のもとでおこなうとしたことであった。そして教職を専門職として確立させるといふ観点から教員・校長・指導主事までをふくむ免許主義がとられることになった。

実際には、この教員養成は昭和二四年五月三十一日公布の教育職員免許法にもとづいておこなわれた。そして昭和二四年五月に公布された教育職員免許法はその第六条で、教育職員検定について規定し、新たに「現職教育」が制度化されることになった。具体的には、一級普通免許状以外の免許状を有する現職教員が、その在職状況および年数と大学において所定の単位を修得することによって、上級の免許状を取得し、または異種の免許状を取得することができるものである。そしてこの単位については、教育職員免許法施行規則で教育職員の免許状所有者が、聴講生・研究生等として大学に在学したり（第三一条）、大学の公開講座の聴講によつて（第三三条）修得するものとした。また大学での単位修得が困難な者は文部大臣の認定する講習または通信教育、すなわち免許法認定講習（第四章）および免許法認定通信教育（第五章）における単位修得をもつてこれにかえることができるとした。

以上のように、教員の資格向上をはかるため現職教育が重視され、これが制度としてとりいれられることになった。

また一方で教員の免許状に関しては、新学制の発足にともないその切替えが大きな問題となった。このため旧令による免許状の有資格者の新免許への切替え、および従前の規定による学校の卒業者に対する授与資格をどのようにするかについて、特に教育職員免許法施行法（昭和二四年五月三十一日公布）が制定された。そしてこの同法施行法（第一条・第二条）による切替えで、臨時あるいは仮免許状を有する者が多数出ることになったが、これに対してはその第七条で、教育職員としての在職年数と「文部省令で各教員につき定める講習の課程」を修了することによって、教育職員免許法第六条の教育職員検定にもとづき、それぞれ相当の上級免許状の授与を受けることができるとした。そこでこうした免許状の切替えという事情にともない、免許法認定講習は大きな意味を持つことになった。すなわち、当時は免許の切替えによつて臨時免許状および仮免許状を有する教員の比率が高くなつた一方、新制大学は発足したばかりでまだ教員を養成中であるという状況であつたため、文部省では免許法認定講習の実施を積極的に指導し、またその受講を希望する教員も多数にのぼることになつたのである。免許法認定講習は特にこの時期、現実に必要とされる教員の免許資格を引き上げるといふ点で、大きな役割を果たすことになつた。

こうして免許法認定講習は、その内容が実力の養成というよりは単位修得・資格獲得を重視することから形式に堕するという問題を少なからずふくみながらも、昭和二五年以降数年間にわたつて全国的規模で実施されることになつた。

以上述べたことは、昭和二四年五月の教育職員免許法定以後に関することであるが、実際に昭和二二年度から新学制による小学校と中学校が発足し、翌二三年度からは高等学校が発足したため、免許法が制定されるまでの間教員資格については学校教育法施行規則九五条で、教員免許状の効力、授与、その他に関しては当分の間従前の例によるという暫定措置が取られることになつた。具体的には校長、園長、小学校・中学校・幼稚園・養護学校等の教員は、

それぞれについて「仮免許状を有する者」(第九八条―第一〇六条)とみなされることになった。このため、これらの仮免許状を有する者とみなされた者や新制の高等学校教員として再教育を必要とする者に対して、その資質向上をはかるための講習会が、文部省の指導で全国各地で開催された。

こうした状況のもとで東洋大学も、免許法制定以前の昭和二十三年一月一日付で文部省に対して、新制高等学校教員認定講習会の開催を申請、その認可を得て昭和二十三年一月から翌二十四年一月にかけて、次の案内に示すような講習会を開催している。

文部省認定 新制高等学校教員認定講習会開催御案内の件

学校長殿

国語、英語、社会各科教員殿

拝啓 時下益々御祥栄の段慶賀申し上げます。

陳者本学では今回文部省の認可を得て新制高等学校教員認定講習会(国語、英語、社会の三科)を末記の通り開催することになりました。御承知の通り将来古い教員免許状は切替となりますのでこれに代る資格を得られる為、未だ認定講習を受けて居らない方は勿論既に都その他の講習を受けられた方も権威ある本学の教授陣と実地研究家に依る当講習会に是非出席なさる様御案内申し上げます。

尚本講習は御勤務の便宜のため土曜日の午後だけに行うことになっていきます。

記

- 一、講習科目 国語^科料、英語科、社会科(第一部、歴史、地理を主とする)
第二部、政治、経済を主とする)
- 一、講義題目講師名(別紙の通り)

東洋大学長 加藤虎之亮

十二月四日、十一日、十八日、二十五日
 一、講習日時 一月八日、十五日、二十二日、二十九日
 二月五日 } 以上の土曜日午後零時半から四時半迄

一、受講費 一科 三百円

一、受講申込 十二月三日迄に本学教務課に御申込下さい。間に合わぬ方は電話でも結構です。

一、修了証書 文部省で規定した認定講習会修了証書を授与。

一、講習場所 文京区原町十七 東洋大学 電話大塚(86) (二七二二番) (三二二二番)

省線 水道橋駅から都電白山上。下車三分

省線 巢鴨駅から都電白山上。

省線 駒込駅から都電有町。下車四分

(「資料編 II下」一七〇—一七一頁)

開設の経緯

免許法認定講習についてはすでに述べたように、教育職員免許法施行規則の第四章において規定された。そのなかで、これを開設できる者は「開設しようとする講習の課程に相当する課程を有する大学」か、あるいは都道府県教育委員会が「当該都道府県に所在する大学の指導と承認のもとに、運営」するものとされた。講師は大学の教員またはこれに準ずる者とし、この免許法認定講習による単位は「開設者が当該単位の課程として定めた授業時数について、それぞれ五分の四以上出席し、開設者の行う試験、論文、報告書その他による成績審査に合格した者に授与する」とした。

なお、免許法認定講習を開設する場合は、文部大臣宛にその認可申請書を提出するものと定められた。

第一回の東洋大学免許法認定講習が文部大臣の認可を得て開設されたのは、昭和二五年四月からであるが、この開設を実質的に準備しかつ運営したのは、当時、八潮高等学校主事で東洋大学の教務課に嘱託として所屬していた石川誠一であった。この間の事情を昭和二九年七月六日の「理事会記録」（東洋大学秘書室所蔵）によつてみると、次のとおりである。

石川誠一は、東洋大学がこれまでおこなつてきた教員養成の経験に鑑みつつ、認定講習開設の必要性とそのすみやかな実施を理事会に発議したが、当初大学側は赤字になるからという理由でこれを受けいれなかつた。その後、石川誠一の再三の懇請および文部省その他のすすめなどもあつて、大学はこれを開設することにしたが、実際のところは正式な予算措置も取られず、その経費をふくめた運営については、すべて石川誠一個人が責任をもつというかたちで昭和二五年三月から石川に任せられることになつたという。

開設後は受講者が多数にのぼり、認定講習は昭和二六年、二七年と黒字運営となつた。しかし前述したように、認定講習の運営主体がいまいのままおこなわれていたため、経理上、特に昭和二七年度の決算処理において問題となるにいたつた。そして、この理事会の記録によると、認定講習は昭和二八年度から正式に大学の事業としておこなわれるようになった。

認定講習の変遷

実際に、昭和二五年四月三日から五月二八日までおこなわれた東洋大学主催の第一回の免許法認定講習会の内容は、次に示すとおりである。

東洋大学主催免許法認定講習会

一、講習の目的および名称

新教育職員免許法に依る中学校・高等学校の上級教諭免許状並びに校長免許状の授与を受けることを希望する者に必

要な単位を習得させる目的を以て本講習を開講する。

名称、東洋大学主催第一回免許法認定講習会

二、会場 東京都文京区原町一七番地 東洋大学文学部教室

三、期間 自四月三日至五月二四日 社会科学夜間（一週 月、火、水の三日）

自四月三日至五月二六日 国語科昼間（一週 月、火、水、木、金の五日）

自四月七日至五月二八日 教職科昼間（一週 金、土、日の三日）

四、講習人員および学級区分

一科三〇名、課程科目ごとに学級を区分する。（四学級）

五、講習課程使用教科書および参考書 別紙

六、各科目についての時間および単位の配当 別紙

七、全日制、定時制の別およびその計画

社会科学（月、火、水の三日）夜 定時制八週

国語科（月、火、水、木、金の五日）昼 全日制八週

国語科（月、火、木の三日）夜 定時制八週

八、講師（担当科目、資格および主要職歴等）別紙

九、成績審査の方法

試験、論文、報告書提出を併用し成績を審査す。論文、報告書の作成は一単位につき各二時間を計上する。試験は、講習実時間各一六時間中の最後の一時間をもって行う。従って講義は正味一五時間を一単位に当てる。

一〇、受講料 一単位一二〇円

一一、収支予算の計画

社会科、国語、教職各科共一人五単位受講として

収入 一万八千円也

支出 一万八千円也

支出内訳 通信費 五千元 (広告費を含む)

印刷費 三千元

残額を講師謝礼の一部に当てる。

一、時間配当

各单位につき一時間の授業に二時間の予習または復習を必要とする講義を行う

各单位共一六時間講義であるがその内一時間は試験の時間に当てる。

成績審査のための論文、報告書作成の時間を各单位毎に二時間当てる。

別紙 開講科目

国語科 国文学、漢文学、国語学、言語学

社会科 社会学、経済学、倫理学、人文地理学、外国史、政治学

教職科 教育心理学、社会心理学、教育社会学、学校教育の指導および管理、教育評価、教育原理、教育史、

教育行政学

(『東洋大学教育職員免許法認定講習報告書』昭和六二年三月二五日 一〇―一一頁による)

石川誠一の尽力により開設されたこの第一回以降、東洋大学の免許法認定講習は、昭和六一(一八八六)年一二月の第三三〇回まで、実に三七年間にわたって継続することになった。それは、この認定講習が単に一時期の免許資格の引き上げという過渡的な役割を果たすだけに終わらず、その役割をひととおり終えたあとも、現職教育、すなわち

上級または異種（他教科）の免許状取得のための一方法として利用されていったためであり、さらに大学が時代の要請に即した新たな内容の講習課程を設けるなどの対応をしていたためであった。

三七年間の認定講習の変遷を前掲『東洋大学教育職員免許法認定講習報告書』を参照しながら概観すると、以下のとおりである。

認定講習の内容は、一般教養科目、教科専門科目、教職専門科目にわたり、またその期間については基本的に、四月から七月までの土曜・日曜、七月・八月の夏期休暇時、九月から一二月までの土曜・日曜、年末・年始の冬期休暇時、一月から三月までの土曜・日曜に開講された。そして、東洋大学の認定講習は、第一回から大学内の教室をその会場としておこなっていったが、昭和二七年になってはじめてこれを大学外で実施することにした。すなわち、同年五月の第一二回免許法認定講習会は北多摩郡久留米小学校でおこなわれたが、これは校友を介しての地方在住教員の強い要望に応えたものであった。これ以降、受講者の要請を受けてその開催地域を拡大し、地方においても認定講習が実施されるようになった。

これらの具体的な開催地については、前掲『東洋大学教育職員免許法認定講習報告書』の「免許法認定講習記録」（五四―一〇五頁）中に記されているが、その範囲は北は北海道上川郡（第一四二回）から南は愛知県の名古屋市および安城市（第三三回・第三四回）にまでおよぶものであった。そして、このような地方での開催は「各地方の校友の並々ならぬ尽力」と、これを支える講師陣の情熱および事務担当者の努力により可能となったものであった。

昭和二九年になって教育職員免許法は大幅に改正されることになった。その主な改正内容は、これまで短期大学卒業程度の者に対して与えられてきた高等学校教諭の仮免許状を廃止したこと（短大卒業程度は助教諭の資格とすることになった）、上級免許状取得の場合の教職経験年数の単位への換算率を高くしたこと、大学院あるいは専攻科の設

第二〇〇回 (昭和三二年)	第一六六回 (昭和三十一年)	
五、九〇八名 (各会場の 合計)	六、三五六名 (各会場の 合計)	
七月二一日―八月二九日 八月二五―九月 一日 ”	七月二六―八月二九日 八月一三―八月二二日 八月二三―八月三一日 八月一七―八月二四日 ” ” ” 八月二三―八月三一日 八月一―八月一九日 ” ” 八月二二―八月一九日 八月一〇―八月一八日 七月二二―七月三〇日 八月 一―八月一九日 七月二九―八月 六日 八月二三―八月三一日	八月一六―八月二四日 七月二七―七月三〇日 七月三一―八月一八日
東洋大学 茨城県立水戸市第三高等学校 茨城県土浦女子高等学校 茨城県下館市下館小学校	東洋大学 茨城県石岡市市立公民館 茨城県古河市第一小学校 茨城県下館市下館小学校 茨城県土浦市小松台女子高等学校 群馬県高崎市市立中央公民館 群馬県太田市太田小学校 栃木県佐野市天明小学校 福島県郡山市金透小学校 福島県会津若松市城北小学校 福島県棚倉市棚倉小学校 秋田県秋田市聖霊高等学校 青森県青森市山田高等学校 福島県白河市白河小学校 青森県八戸市柏崎小学校 青森県弘前市柴田高等学校 栃木県足利市足利幼稚園 栃木県栃木市あさひ幼稚園 埼玉県志木市志木小学校	長野県松本市清水小学校 福島県会津若松市城北小学校 青森県八戸会場

その後、認定講習は昭和三九（一九六四）年四月から従来の教育職員免許法施行規則第五条に定める免許法認定講

（前掲『東洋大学教育職員免許法認定講習報告書』六七―六八頁、七二―七三頁、七六頁による）

	第二〇六回 （昭和三三年）
	六、六一七名 （各会場の 合計）
八月二十五日―八月二十三日 ” 八月二十日―八月二十八日 八月四日―八月二十二日 八月二十日―八月二十八日 八月一日―八月十九日 ” ” 七月二十一日―九月一日 八月五日―八月二十六日 八月一日―八月九日 八月一日―八月十九日	七月二十一日―八月二十九日 八月一日―八月九日 八月二十日―八月二十八日 八月一日―八月九日 八月二十日―八月二十八日 八月四日―八月二十二日 八月一日―八月三十一日 ” ”
茨城県古河市第二小学校、公民館 群馬県高崎市中央公民館 群馬県渋川市教育委員会階上 栃木県足利市足利幼稚園 栃木県宇都宮市あさひ幼稚園 栃木県栃木市中央小学校 福島県郡山市芳山小学校 福島県福島市第一小学校 福島県会津若松市城北小学校 愛知県名古屋市王山荘 秋田県秋田市聖霊高等学校 青森県弘前市弘前商業高等学校 青森県八戸市柏崎小学校	東洋大学 福島県福島市第一小学校 福島県郡山市橘小学校 福島県会津若松市城北小学校 福島県平市第一小学校 栃木県宇都宮市中央小学校 茨城県水戸市県立第三高等学校 茨城県土浦市小松台女子高等学校 茨城県下館市下館小学校 茨城県古河市第一小学校

習として認定を受けるほかに、同法第二五条第三項に定める大学の公開講座の課程としても文部大臣から指定を受け、これらを合わせて「教職講座」と称するようになった。そして、大学を会場とする公開講座のほうはその受講者を現職教員に限らず、一教科以上の免許状を所有しまだ勤務していない者で、他の教科の免許状の取得を希望する者をも対象とすることになり、また地方を会場とする認定講習の方は現職教員のみを対象とすることになった。このうち公開講座のほうは昭和三十九年四月から四十九年三月までの間に五一回にわたって開講された。

後述するように、昭和三十九年四月文学部に教育学科（一部・二部）が増設された（第五編第一章第二節参照）が、教育学科はその設置理由のひとつに養護学校教諭の養成を掲げていた。したがってその開設に先立ち、昭和三十八年九月三〇日付で文部大臣宛に、教育学科に置く教職課程について養護学校教諭（二級普通免許状）の資格修得の課程認定の申請をおこなった。これが昭和三十九年二月二四日付で認定され、同年四月一日より適用された。

この課程を基盤として、大学は認定講習（公開講座をふくむ）のなかにも、養護学校教諭の免許状取得のための講座を設けることにした。そして実際にその最初の第一回が、第一〇回大学公開講座として昭和四〇年一〇月から翌四一年三月にかけて開催された。そして以後、閉講にいたるまで大学および地方を会場として、その開講回数を重ねていった。

昭和三十七年度から文部省は学校教育法で規定されている養護学校教育の義務制を実施に移すため、養護学校を計画的に増設してゆく施策をとり、これ以降養護学校数および在学者数は増加していった。養護学校教育の義務制は昭和五四年度から実施されたが、この間の養護学校数およびその在学者数の推移は次表にみるとおりであり、著しく増加している。これに対して、養護学校教員の養成課程をもつ大学は全国にわずかしかなく、その後、国立大学に養成課程が増設されてはあったが、その定員は少なかった。したがって東洋大学の養護学校教諭免許状取得の認定講習は、

養護学校数および在学者数の推移

年	学 校 数	在 学 者 数
1948 (昭和23) 年	—	—
1950 (// 25)	3	110
1955 (// 30)	5	358
1960 (// 35)	43 (3)	4,794
1965 (// 40)	129 (24)	14,699
1970 (// 45)	192 (47)	24,700
1975 (// 50)	334 (61)	40,636
1979 (// 54)	546 (108)	68,606
	注1 ()内の数は分校を示し外数である。 2 1971(昭和46)年以前のデータには沖縄県を含まない。 3 文部省「特殊教育資料」。	注1 1971(昭和46)年以前のデータには沖縄県を含まない。 2 文部省「特殊教育資料」。

(『新教育学大事典』第6巻 第一法規
平成2年 430頁による)

必要とされる養護学校教員の需要に応える役割を果たすことになった。

また、東洋大学は昭和四〇年二月一六日付で、工学部の各学科に「数学」「職業」の教科について中学校教諭一級

普通免許状授与との、「数学」「理科」「工業」の教科について高等学校教諭二級普通免許状授与の課程認定を受けた。そしてこれを機に、昭和四一年から教科専門科目と教職専門科目について数学と工業の公開講座を開講した。

産業界の要請に応える人材の育成をはかるため、政府は昭和三六年以降工業高等学校の生徒数を増大させることにしたが、特に工業科免許状取得のための公開講座の開講はそれにとまなう教員需要の増加に応えるものであった。これに関しては、実習助手として工業高等学校に勤務している受講生にとって、「工業」の専門科目と「工業科教育法」が、一、二の大学をのぞいて、年間受講できるのは東洋大学のみであったため、北海道・沖縄からの受講が後を絶たなかったという(綿貫幸子「東洋大学の認定講習を振り返りかえって」前掲『東洋大学教育職員免許法認定講習報告書』四七頁)。

なお、これにより東洋大学の認定講習が開講する専門教科は、国語、社会、英語、商業、書道、数学、職業、工業の八教科にお

東洋大学教育職員免許法認定講習
年度別開講回数・受講者数一覧

※印は資料未詳のため数字が含まれていないものがある。

年度	認定講習回数	地方認定講習数	公開講座回数	受講者延数
25	1-2			※
26	-11			※
27	-33			※
28	34-81			3,001※
29	82-119			17,342※
30	120-150			12,927
31	151-192			15,596
32	193-204			14,224
33	205-211			10,741
34	212-216			2,854
35	217-222			3,928
36	223-226			3,150
37	227-232			4,677
38	233-237			3,504
39		238	1-6 (238-243)	3,194
40		239	7-12 (244-249)	3,628
41		240-244	13-17 (250-254)	6,318
42		245-246	18-22 (255-259)	5,814
43			23-27 (260-264)	4,921
44			28-32 (265-269)	5,775
45			33-37 (270-274)	6,417
46			38-42 (275-279)	6,724
47			43-46 (280-284)	5,705
48		247-250	47-51 (285-289)	8,629
49	290-294	251		6,780
50	295-299	252		7,912※
51	300-304	253-254		6,595※
52	305-309	255		7,585
53	310-314	256		7,384
54	315-319			6,791
55	320-324	257		1,818※
56	325			3,255
57	326			2,974
58	327			2,895
59	328			2,768
60	329			2,189
61	330			2,094
	278回	20回	52回	
	総回数 350回			計210,109※

(前掲『東洋大学教育職員免許法認定講習報告書』53頁による)

よぶことになった。

以上述べたように、東洋大学の免許法認定講習（公開講座をふくむ）は、時代と社会の要請に対応しながら続けられていったことがわかる。

三七年間にわたる免許法認定講習の開講回数およびその受講者数の一覧は、前頁に示すとおりである。

免許法認定講習（公開講座をふくむ）の担当事務局についてみると、当初はすでにみたように石川誠担当事務局

一が教務課の嘱託としてその事務にあたり、以後教務課がこれを担当した。その後昭和三七年一〇月、公開講座課に移り、昭和三九年九月からは通信教育部事務室の所管となった。そして昭和四三年六月から教務課、昭和五五年六月以降は学事課の所管となって、その事務がとりおこなわれた。なお、昭和四六年からは元校友会館跡の三角地に建設された東洋大学別館（教職講座事務室）へとその場所を移した。

また事務自体は、毎回ごとの文部省への申請、報告書の作成、講師への担当依頼および受講者との応対、教室の設定や宿泊所の手配、単位修得証明書の発行など膨大な量にのぼり、これらを実質わずかの人員で処理しなければならなかったため、大きな労力を要したという。

これらの事務は大学紛争時、学内への立入りができないなかでも続けられたが、長く専任職員として事務にあたった綿貫幸子はその当時の苦労を次のように記している。

全国的な学生運動の高まりから、本学においても小規模のバリケード構築を繰返しながら、ついに四三年九月には強固なバリケードが張られ、学内での教職講座の会場設定も不可能な状態に立ち至った。教職講座の事務室が、本学六号館の大講堂下に置かれていたところで、通信教育部所属の時であった。

これらの活動家の暴挙の中から必死の思いでこれを説得し、教職講座の資料と事務室だけは、かろうじて守ることがで

きた。教職員の学内立入拒否を實行している構内において黒ヘルメットを被った活動家の屯する傍で、この教職講座だけは事務を続行し、教職講座というその社会的な役割を遂行することが出来た。

教職講座（認定講習、公開講座を含め）の開講は、四日間の開講で一単位を修得させる四日方式であって、一日も休講する訳にはゆかなかつた。そのため、バリケード構築期間、また、学内が正常な状態に立ち直るまでの長い間、白山五丁目にある京華女子高等学校、巣鴨の文京学園、小石川本郷の錦秋高等学校、後には、そのころまだ本学の近くに建設されて間もない父兄会館等、多くの学校や施設の方々の好意によつて教室を借用し教職講座を続行することができた。

（前掲「東洋大学の認定講習を振りかえつて」四五頁）

昭和二五年四月以来開講を続けてきた免許法認定講習は、昭和六一（一九八六）年一二月をもつて閉講することになった。

戦後の教員養成制度では、原則として教員の養成は大学においておこなうものとなつていたが、戦後すぐの新学制の発足という現実に対処してゆぐため、特に、教育職員免許法施行法の規定にもとづく免許法認定講習は、免許資格取得のための補助的・臨時的役割を果たすものとして、大きな意味をもつことになった。

このような観点からみた場合、昭和二五年以来開講してきた東洋大学の認定講習も、すでに大学における教員の養成が軌道に乗つた段階では、一定の役割を終えるにいたつたと認識されたことが閉講の理由のひとつであった。そしてさらにもうひとつの理由として、近年学校教育がさまざまな困難な問題をかかえ、これに係わつて教員養成制度および免許制度をどうするか、その改正について種々論議がなされる状況のなかで、従来のままの認定講習は、そのあり方をふくめ再検討の必要に迫られるにいたつたということもあげられる。

二 図書館学講座の開講

開講の経緯

昭和二五年四月三〇日、「社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に關して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的」（第一条）として図書館法が公布され、同年七月から施行された（なお、これにより従来の図書館令、公立図書館職員令、公立図書館司書検定試験規程は廃止された）。また同年九月六日には図書館法にもとづく図書館法施行規則も公布された。

この図書館法において、図書館の専門職員を司書および司書補と称するものと定め（第四条）、司書の資格を有する者は、大学の卒業者で所定の講習、すなわち文部大臣の委嘱を受け大学で実施する講習を修了した者、大学で図書館に關する科目を履修して卒業した者、三年以上司書補の経験をした者で所定の司書の講習を修了した者とし、また司書補は高等学校卒業者で所定の司書補の講習を修了した者と規定した（第五条）。そして司書および司書補の講習の履修単位数などその具体的な内容に關しては、同施行規則において定められた。これによって、司書および司書補についてその専門職制が確立されることになった。

東洋大学の図書館学講座は、昭和二五年四月から文学部国文学科の協力を得て、すなわちその一課程を譲り受けて開始された。この図書館学講座の開講を直接計画したのは、当時司書として昭和二三年から東洋大学図書館に勤めていた和田吉人であり、これを立案した理由は、実際に図書館に勤務するなかで、図書館学のすみやかな普及の必要性を痛感するにいたつたためであった。そして開講後の実質的な運営は、ほとんどさきの和田吉人とその趣旨に賛同し協力した同じく司書であった岩本寿栄子（昭和三二年事故のため逝去）の二名の尽力によって、おこなわれてゆくこ

とになった。

司書・司書補講習の開始

昭和二五年四月に図書館学講座を開講した際、基本的に講座受講者は東洋大学の学生を対象としていたが、現職の図書館員の再教育という点を考慮して外部からの聴講生をも募集し、講座の修了期間を二カ年として開始した。

ところが開講して二年ほど後には、多数受講していた学生はほとんど脱落し、聴講生として受講した現職図書館員のみが残る結果となった。そこで昭和二七年度からは学生対象の講座は従来どおり続けることとし、別に現職図書館員のために修了期間一年の夜間の講座を設けることにした。なお、この夜間の講座は、図書館法にもとづく文部大臣の委嘱による講習として開講する意思は、はじめはなかったという。それは「講座は法律の束縛を受けるようなことは避けた方がよい」（和田吉人「東洋大学司書・司書補講習の概要」『東洋大学図書館学講座史』一九七五年二月二五日一〇頁）という考えによるもので、カリキュラムも前述した図書館法および同施行規則の規定に直接関係なく自由な編成がなされた。

しかしながら、この講座は昭和二七年度に司書補の、翌二八年度からは司書の資格取得のための文部大臣委嘱による講習として認定を受けることになった。その理由は、実際に文部省認定の講習のかたちでないと、講座修了者が就職する際、その条件が不利となるなどの事態が起るためであった。

昭和二八年度からは、講習を前期・後期に分け、当初一カ年だった修了期間が六カ月と短期になり、学生・聴講生をふくめたかたちで開講されることになった。

また昭和三一年度からは、地方在住の図書館員のために夏期講習も実施されることになり、それは昭和四六（一九七二）年度まで続けられた。

講習の内容

前述したように司書、司書補講習とも昭和二八年度から、前期・後期の二期に分けられて実施されたが、このうち昭和二八年度の司書養成講習の案内を示すと次のとおりである。

文部省認定 東洋大学図書館学講座案内（司書養成コース）

東洋大学図書館学講座は図書館法の実施と共に編成を変更して法定の司書の資格を獲得するに必要な全単位を含む事になりました。この講座は一般に公開し現在公開講中でですから御参加の上司書の資格をおとり下さい。

記

開講科目	開講期間	開講日	定員	入学申込	受講料	受講資格	申込先	科目名	講師名	単位数	時間割符号
開講科目	開講期間	開講日	定員	入学申込	受講料	受講資格	申込先	科目名	講師名	単位数	時間割符号
図書館法に定められた司書の資格を獲得するに必要な全科目を含む二〇単位	六ヶ月を一期として繰り返し永続的に行う	日曜日（一回おき）、土曜日 午後、平日（週、一〜二回）夜間	五〇名	履修希望単位の開講前に申込ら ^(注) こと。随時入学可能	一単位につき一五〇円（但し一五単位前納の場合は二〇〇〇円）	(1) 新制大学（短期大学を含む）旧制大学、専門学校を卒業した者 (2) 教員の免許状を持ち、昭和二五年七月に司書の実務に従事していた者 (3) 他、図書館法に定められた司書講習受講資格を持つ者	典修了後図書館法による司書となる資格を与える 東京都文京区原町一七番地 東洋大学図書館学研究室	科目名と講師名			

第一章 新制東洋大学の発足

司書養成コース時間表

時間 月日	9-10.25	10.35-12	1-2.25	2.35-4	5-6.25	6.35-8
4月25日	土		武田(通)	同右		
26	日	朝原(教) 同右	米林(社)	同右		
27	月				高橋(目)	同右
5月2日	土		武田(通)	同右	古野(運)	同右
4	月				高橋(目)	同右
6	水				間宮(施)	小野(新)
9	土		武田(通)	同右	古野(運)	同右
10	日	朝原(教) 同右	米林(社)	同右		
11	月				高橋(目)	同右
13	水				間宮(施)	小野(新)
16	土		武田(通)	同右	古野(運)	同右
18	月				高橋(目)	同右
20	水				間宮(施)	小野(新)
23	土		岡田(史)	加藤(分)	古野(運)	同右
24	日	朝原(教) 同右	米林(社)	同右		
25	月				高橋(目)	同右
27	水				間宮(施)	小野(運)
30	土		岡田(史)	加藤(分)	古野(運)	同右
31	日	朝原(教) 同右	米林(社)	同右		
6月1日	月				高橋(目)	同右
3	水				間宮(施)	小野(新)
6	土		岡田(史)	加藤(分)	古野(運)	同右
8	月				高橋(目)	同右
10	水				間宮(施)	小野(新)
31	土		岡田(史)	加藤(分)	古野(運)	同右
15	月				高橋(目)	同右
17	水				間宮(施)	小野(新)
20	土		岡田(史)	加藤(分)	古野(運)	同右
21	日	(統) 同右	阪本(児)	同右		
22	月				(統)	同右
24	水				間宮(施)	小野(新)
27	土		岡田(目)	加藤(分)	(統)	同右
29	月				(統)	同右
7月1日	水				(複)	同右
4	土		岡田(史)	加藤(分)	(複)	同右
6	月				(複)	同右

時間 月日	9-10.25	10.35-12	1-2.25	2.35-4	5-6.25	6.35-8
7月8日	水				(複)	同右
11	土		岡田(史)	加藤(分)	和田(参)	同右
12	日	和田(選)	同右	阪本(児)	同右	
15	水				実習	同右
18	土				裏田(視)	和田(参) 同右
19	日	和田(選)	同右	阪本(児)	同右	
20	月				(製)	同右
22	水				(製)	同右
25	土			(製)	同右	同右
29	水				実習	同右
8月1日	土				裏田(視)	和田(参) 同右
5	水				実習	同右
8	土				裏田(視)	和田(参) 同右
9	日	和田(選)	同右	阪本(児)	同右	
12	水				実習	同右
15	土				裏田(視)	和田(実) 同右
16	日	和田(選)	同右	実習	同右	
19	水				実習	同右
22	土				裏田(視)	和田(実) 同右
26	水				実習	同右
29	土				裏田(視)	和田(実) 同右
30	日	見学	同右	同右	同右	
9月2日	水				実習	同右
5	土				裏田(視)	和田(実) 同右
9	水				実習	同右
12	土			廿日出(外)	同右	裏田(視)
13	日	廿日出(外)	同右	実習	同右	
16	水				実習	同右
19	土			廿日出(外)	同右	実習 同右
20	日	廿日出(外)	同右	実習	同右	

(時間表中講師名のないのは司書補コースの科目)

東京都文京区原町17番地

東洋大学図書館

電話大塚(86)2721・3212

(省線巣鴨或は水道橋下車都乗り換え)

(都電 白山上或は曙町下車)

〔資料編 Ⅱ下〕一八三—一八五頁

右の案内にみるように、講習は東洋大学教員のほか図書館学のそれぞれの分野の専門家を講師としておこなわれた。またこの時の時間割表は前頁のとおりである。

夜間講習の場合は六カ月間（一期）、昭和三二年から開始された夏期講習の場合は二カ月間が講習期間となっていたが、このためその講義内容は非常に過密なものとなった。それは図書館法第六条第二項に規定された単位数である一五単位以上はもちろん、このほかに実力の養成という観点から必要と思われる科目も講習のなかに盛り込まれたためであった。夏期講習では受講生は皆、一日九時間の講義を受けた（前掲、和田「東洋大学司書・司書補講習の概要」一一頁）。

そしてさらに、受講生の出席を厳しくチェックし、また講習の主な受講対象を現職の図書館員としていることで、試験の評価基準が高いところに置かれることになり、採点時には大部分の科目について大量の不合格者を出すことになった。したがって目的意識をもって講義に臨み、勉学に励んだ者だけが司書・司書補資格を取得することになり、こうした修了者が図書館実務につくことで、結果として東洋大学の司書・司書補講習は社会的に高い評価を得ることになった。

なお、講習を開始してしばらくたつと、そのなかに未就職者であつて司書資格の取得を望む者もはいるようになった。このため、このような図書館での勤務経験のない者に講習修了後二カ月以上のインターンを課すインターン制度をとりいれ、実施することになった。

また、夏期講習を開始した昭和三一年からは、地方から上京してくる百数十人の受講生の宿泊のため、専用の寮（寿栄舎）を準備するなどの措置を取った。

司書教諭講習会の実施

昭和二八年八月八日、学校図書館法が公布された。これにより義務教育の学校および高等学校に図書館を設置することが義務づけられ、専門職員として司書教諭を置かなければならないと定められた（ただし司書教諭については附則で「当分の間」これを置かないことができると規定された）。

この司書教諭は教諭をもってあてるものとし、学校図書館司書教諭講習規定（昭和二九年八月公布）にもとづく講習を修了することをその条件とした。

こうした状況のもと、東洋大学は図書館学に関するこれまでの経験にもとづき、学校図書館の運営上、重要な役割をもつ司書教諭の養成をおこなうこととし、昭和二九年八月から司書教諭資格取得のための講習会を東京、すなわち大学を会場とするだけでなく地方においても開催していった。

昭和三十一年の五月から東洋大学が実施した第七回学校図書館司書教諭単位修得講習会の案内を示すと、次のとおりである。

第七回 学校図書館司書教諭単位修得講習会案内

東洋大学

本学では、学校図書館法の規定に基き、文部当局・各地区教育委員会の協力のもとに、本学の権威ある指導陣を動員し、最高の講習会を開いて参りました。

昭和三十一年度は、五月より第七回目を左記の通り開きます。現職の先生方はもとより、学生諸君も、この機会を利用され、司書教諭の資格を獲得され、新しい教育に大切な学校図書館の運営に努力されるよう希望します。

なお、本講習会は一昨年来、東京都、青森県、岩手県、宮城県、栃木県、茨城県、神奈川県等において、開講して好評を得て来たものであります。

記

- 一、開講期間 昭和三十一年五月十二日―八月三十日迄
- 二、会場 東京都文京区原町一七 東洋大学〔国電 水道橋、巣鴨から都電白山上、曙町（東洋大学前）下車〕
- 三、受講資格
 1、小学校、中学校又は高等学校（盲、ろう、養護の各学校を含む）の教諭免許状（普通免許状及仮免許状）を所持する者
 2、学生も受けられます（詳細は教務課に問合せ下さい）
- 四、受講料 一単位 二〇〇円
- 五、特典 教諭免許状（他教科の）を所持し、本講習に依り規定の八単位を修得した者は、司書教諭となる資格を得る
- 六、申込方法 受講希望者は、東洋大学教務課司書講習係に各科目開講日迄に申込みむこと（科目別も可）
- 七、開講科目と日程
 土曜日 午後一時三〇分―五時三〇分まで
 日曜日 午前九時―午後一時まで

月	曜日	科目	担当講師
五月	12 13 19 20 日 土 日 土	学校図書館通論	若林元典講師
六月	2 16 17 日 土 土	学校図書館の管理と運用	佐野友彦講師

第一章 新制東洋大学の発足

八月	八月	七月
25 24 23 22 21 土 金 木 水 火	4 3 2 1 土 金 木 水	30 29 28 27 月 日 土 金
図書の整理(目録)	図書の整理(分類)	図書以外の資料の利用
鈴木英二講師	芦谷清講師	甲斐清通講師

以下は日曜日同様 午前九時―午後一時まで

七月	七月	六月	
22 21 15 14 日 土 日 土	8 7 1 日 土 日	30 土	17 日
児童生徒の読書活動	図書の選択		
松尾弥太郎講師	四方田正作講師		

八月
30 29 28 27 木 水 火 月
学校図書館の利用指導
今村秀夫 講師

〔諸綴〕東洋大学経理部所蔵

このように東洋大学では司書教諭養成の講習会もおこなわれた。そしてこれが開始された昭和二九年度から四八年度までの講習修了者数は、一、六五四名にのぼった（前掲『東洋大学図書館学講座史』二〇―二三頁）。

閉講にいたる経緯

東洋大学は、昭和三四年四月から新たに社会学部（一部・二部）を開設した（本編第三章第二節参照）。社会学部一部は、社会学科と応用社会学科の二学科からなり、応用社会学科には社会福祉学、広報学とともに、図書館学の専攻が正式に設けられた。

一方、これまで述べてきた司書・司書補講習もこれと併行してその後も続けられていったが、昭和四六年度をもつてまず司書補講習が閉講することになり、さらに四八年度をもつて司書講習も閉講することになった。

講習はさまざまな理由をふくんで閉講にいたったのであるが、短期間における司書養成、すなわち資格取得という講習形式のあり方への批判が、提起されるようになったこともその理由のひとつであった。

開講から閉講にいたる司書および司書補講習（初期の講座をふくむ）の修了者数は次表のとおりであり、開講以来八、〇〇〇名にもおよび司書および司書補の有資格者を送り出して、その幕を閉じるにいたった。

東洋大学司書・司書補講習修了者数 (昭和25-48年)

年 度	期	修 了 者 数		年 度	期	修 了 者 数	
		司 書	司書補			司 書	司書補
昭和25			/	昭和38	前	86	30
26	}	45	/	夏	87	87	
27			16	後	46	19	
28	前後	28	16	39	前	86	42
29		48	12		夏	112	102
30	前後	47	30	40	後	72	49
		28	26		前	103	37
31	前後	42	37	41	夏	88	92
		29	24		後	66	58
32	}	75	}	42	前	71	38
		56			73	夏	143
33	}	111	}	43	後	102	56
		50			28	前	44
34	}	173	}	44	夏	138	137
		45			32	後	135
35	}	180	}	45	前	87	121
		90			/	夏	182
36	}	137	}	46	後	59	26
		91			/	前	135
37	}	146	}	47	夏	226	122
		99			19	夜	81
38	}	48	}	48	夏	114	48
		78			/	夜	307
39	}	43	}	48	夏	146	79
		89			/	夜	275
				合 計	5052	2948	
					8000		

(前掲『東洋大学図書館学講座史』20-26頁による)

第二章 学校法人東洋大学の設立と経営問題

第一節 大日本獅子吼会の経営参加

一 財政の逼迫と大日本獅子吼会の資金援助

現在地での再建計画

戦後の東洋大学は文学部のみで単科大学から複数学部をもつ総合大学への道を歩むことによつて、東洋大学再生の活路を見出そうとした。戦災により校舎の五五・五%を失つた東洋大学を、狭隘な白山の現在地——昭和二三年度で校地の総坪数四、一九三・八五坪、このうち京北諸学校が一、一一八坪余を使用している——で、新制大学の設置基準に合った総合大学として再建することは、財政的な見地からも極めて困難な事業であつた。そこで、東洋大学が選択し決断しようとしたのは、この現在地を売却して新たに広大な土地を求めて、そこで新生東洋大学を建設するという計画であつた。すなわち、それが上福岡移転構想であつた。大学当局は昭和二三年三月一三日の理事会（学長加藤虎之亮）において、移転問題を促進するため、復興課を廃止して東洋大学再建事務局を設置し、事務局主事に学監成石義之、同委員に学監三沢元貫、近藤鉄城、古庄逸夫をあて専任とし、兼任の委員として学監愛沢恒雄、教授小沢文四郎をあてた。

しかし、この移転構想はすでに述べたように（第三編第六章第二節参照）、アメリカ軍政部の該地解放許可の決定が下されないままに、新制大学認可申請の期限（昭和二十三年七月三十一日）が迫って来ていた。大学当局は昭和二十三年七月一九日の理事会において、昭和二十四年度はこの現在地で新制大学を開設し、解放許可が下り次第、新地に移転するという方針を決定し（「理事会決議録」『新制大学設置認可申請書』控 添付）、七月二七日の協議員会でも現在地における復興が確認された。そして、将来大学を移転するという前提のもとに、昭和二十三年六月三〇日（認可書に記載の申請日。実際にはこの理事会決定後に申請書が提出されたとみられる）、文学部と経済学部の新制大学設置認可申請をおこなったが、この時認可されたのは伝統のあった文学部のみで、経済学部（経済学科、経営学科）は施設不十分等の理由で認可されなかった（本編第一章第一節参照）。総合大学への第一歩を踏み出す経済学部が認可されなかったことよって、次年度それが認可されたとはいえず、東洋大学は大きな財政的負担を強いられることになった。東洋大学は移転計画の最終結論を宙吊りの状態にしたまま、否応なしに文京区原町の現在地での大学再建を余儀なくされた。

再建計画の大綱

昭和二十三年一〇月はじめの維持員会において、現在地での大学再建が再確認され、同年一二月一三日の維持員会において、再建大綱が決定された。その大綱を示すと以下のとおりである。

一、校舎新築六、〇〇〇千円

戦災を被つた校舎の復旧をして新制大学に必要な教室を確保するために、昭和二十三年より起工して昭和二十四年度初竣工。

二、講堂整備一、〇〇〇千円

戦災を被つたままの現在の講堂を修復して、従前の夫に復す。その修復を要する点は電気設備、舞台幕、扉、腰掛補修。昭和二十四年度より、昭和二十五年度に修復する。

三、寄宿舎設定一、五〇〇千円

本学が歴史的に全国郷村の子弟を基盤として来たのに鑑みて、現在の東京の事情を以てしても、又これからの大学の在方からしても寄宿舎を設けて、これら子弟を収容する必要にせまられている。

四、図書館の充実三、三〇〇千円

新制大学としての図書館の充実は多言を要しないから、資金の調達が出来る範囲内に於て、各年度に亘つて之を行う。

五、出版部の設置一、五〇〇千円

大学の附属施設として出版部の設置は必要である。大学の対外、対内活動の一つの決算であるからだ。このため、昭和二十五年、六年、七年に亘り設置費用を計上した。

六、備品整備二、五〇〇千円

実験室、研究室の貧弱な現在より昭和二十五、六、七年に亘つてその充実を期す。

七、運動場（プール）二、〇〇〇千円

都内の適当な場所を選定して設けるわけである。昭和二十五、六年度に亘り実現したい。

八、体育館新築三、〇〇〇千円

新制大学に必要な施設とされているのであるが、昭和二十七、八年に於てこれを新築したい。

九、大学院の設置九、〇〇〇千円

これからの大学の生命は大学院にある。昭和二十七年より之を設置する予定であるが、その施設準備をしなければならぬ。

〔「東洋大学報」再刊第一号 昭和二十四年五月三〇日〕

この計画を実施するためには、総額二、九八〇万円の資金が必要であり、しかもこれら計画の実施は新制大学として発展を期すためには、ここ四、五年のうちに完成させなければならないものであった。特に、戦災で失った三棟の

木造校舎（総坪数三七一・五坪）に相当する新校舎の建設と、罹災した鉄筋コンクリート三階建の校舎（西校舎）、講堂、図書館の修復は緊急を要した。昭和二十一年、株式会社星野組によっておこなわれた修復工事は杜撰な、手抜き工事であったため、充分に校舎の用をなさなかつた。このことなどがあつて、星野組との間で訴訟問題も起こつた（近藤鉄城「上福岡移転の大構想」『東洋大学史紀要』1 東洋大学百年史編纂室 一九八三年 七七一七八、八三頁参照）。また、実験実習室の設備、運動場、プール、体育館等の施設は皆無であつた。さらに大学院を設置するためには、大学院校舎の建設が必須であり、その校地の取得を隣接地に求めなければならなかつた。

資金計画

大学当局がこれら計画を実施するにあたり、考えた資金計画は一、一〇カ年にわたる学生からの復興費の徴収、二、政府借入金および校友等からの復興寄附金、三、学債の発行であつた。そして、それ以上の不足金は金融機関からの借入金をもつてするといふものであつた。

なお、少し前の昭和二三年九月二四日、大学当局と学生幹部との懇談会が開催され、その席上、大学当局より経営状態が悪化しつつあるとの報告がなされ、授業料値上げが提示された。大学当局より提示された新授業料その他は、次のとおりである（『東洋大学新聞』第五二〇号 昭和二三年一〇月一五日による）。

旧授業料その他	新授業料その他（十月一日以降）
授業料 二、八〇〇円（学部）	五、〇〇〇円
〃 二、七〇〇円（予・専）	（学・予・専同一）
復興費 五〇〇円	一、〇〇〇円
入学金 八〇〇円（新生のみ）	八〇〇円
自治会費 三〇〇円	三〇〇円

同入会費	一〇〇円 (新入生のみ)	一〇〇円
校友会費	三〇〇円	三〇〇円
鶏声会館費	二〇円	二〇円
計 新入生	四、八二〇円 (学部)	新入生 七、五二〇円
	四、七二〇円 (予・専)	
在学生	三、九二〇円 (学部)	在学生 六、六二〇円
	三、八二〇円 (予・専)	

この授業料値上げは一〇月一日から実施するとし、学生の一〇月以降の差額納入額は学部二、七〇〇円の半額一、三五〇円、予科・専門部二、八〇〇円の半額一、四〇〇円とするというものであった。この値上げにおいて、復興費を五〇〇円から一、〇〇〇円に倍額し、これを新校舎建設費の一部にあてることとした。そこで、昭和二四年度からの新制大学開設に向けて、昭和二三年一〇月二三日の協議員会において、木造校舎の新築を決定した（『新築工事関係書類 東洋大学』東洋大学附属図書館所蔵）。

新校舎の落成

現在地における大学再建の事業として木造校舎新築の決定が下されると同時に、競争入札を避けて建築委員会が設けられ、同委員に朝原梅一、愛沢恒雄、伊東清、金子丈六、成石義之、三沢元貫の六名が選出された。いま、建築業者決定までの経過を委員である三沢元貫の報告書（前掲『新築工事関係書類』）によってみると、以下のとおりである。

同年一〇月二八日第一回建築委員会が開催され、一、「一般ニハ広告シナイガ学内掲示ヲ出シ学校関係者ニハ工事請負ノ機会ノ均等ヲ与ヘルコト」二、「十一月五・六両日工事仕様書ヲ発表シ同十二日見積リ希望者ヲメクルコト」

三、「大野建築事務所ヲ工事ノ監督ニ依頼スルコト」が確認された。一月二二日の見積受理ノ切日には一二名の業者から見積額が提出された。一月一七日の建築委員会において、いくつかの基準により一二名を三名に絞った。一月一八日、残った三名に対し詳細な仕様書を渡し、さらに見積をさせ、一月二六日の建築委員会において、その見積額を開封し、最低見積額の大洋建設株式会社専務および工事課長の来校を求めた。その席で大学当局は「一度約束ヲナシタル上ハタトヘ貴方ノ如何ナル損失ガアツテモ学校トシテハ契約金ノ増額或ハ契約ニヨル支払期以外ノ支払ハシナイ」と言明した。これに対して、大洋建設専務の「一切ノ大学側条件ヲ諒承シテ必ず工事ヲ完成スル」との受諾の言明があった。これを受け、委員の無記名投票により満場一致、大洋建設株式会社を指名することに決し、一月二七日協議委員会の承認を得た。一月二九日、大洋建設株式会社と東洋大学財団理事加藤虎之亮との間で、工事契約書が取り交わされた。また、その契約書で東洋大学は工事監督技師として建築士大野功二を委嘱した。

大学当局がこのような手続きを踏んだのは前述の星野組との紛争の経験から、この新築工事にあたっては、「細心の注意ヲ払ヒ公正、明瞭ナル処理」(同)をおこなおうとしたからであった。そのため業者との付き合いは一切断ち、業者も工事のみに専念できるようにした。

この「コ」の字形木造二階建外部モルタル防火建築の設計は建設庁技官古庄清明の設計をもとに、大野功二建築事務所が大学当局の意向を容れて、一部修正変更して成ったものである。一階一六三・九二七坪、二階一六〇・六五五坪、計三二四・五八二坪の一二教室の建物であった。起工式は昭和二三年二月一日におこなわれた。竣工までの所要日数一八二日、総工費四六六一、〇〇〇円であった。内訳は大洋建設四五一万六、〇〇〇円(契約書工事請負代金)、電気工事として小寺商会一四万五、〇〇〇円であった。工事監督者は大野功二建築事務所の宇敷赴夫であった。昭和二四年六月四日竣工、同月八日建物の引渡し完了した。

六月四日午後三時から新校舎において、文部大臣代理、来賓、学校関係者、工事関係者および幹部学生など約百名を集めて盛大な新築落成記念式典および祝賀会が開催され、建築委員会の代表であり学監の三沢元貫は「新校舎落成になった今日、我々はこれを祝うと共に財政的な危機が到来していることを忘れてはならない。かゝる危機を教授、校友、学生の三者が一致協力して切りぬけなければならぬ」(『東洋大学新聞』第五一八号 昭和二十四年六月一日)と開会の辞を述べ、この新校舎建設が大学再建へ向けての容易ならぬ決意のもとに着手された第一段階であることを語った。

東洋大学書道部は新校舎落成を記念して、「新校舎落成記念全国書道展」を六月四日から六日まで、落成になった新校舎一階の四教室を用いて開催した。これには新制の中学・高校生が多くの作品を寄せ、一般をふくめて総数三百点以上の応募作品があった(同)。

学債の発行

新校舎の工事資金は復興寄附金、政府借入金、大阪銀行白山支店からの借入金、それに学債金があてられた。昭和二三年度収支決算書によると、寄附金は五〇万円の予算額が決算額では三万七、四〇〇円であった。学生納付の復興費は一〇五万三、一八〇円一錢であった。政府借入金は東洋大学財産目録(昭和二十四年五月二一日現在)によると、昭和二十三年一月八日に戦災復旧費として一九万八、〇〇〇円を借入している。大阪銀行白山支店からは、昭和二十三年一月二八日に日歩二錢八厘で二〇〇万円を借入し、償還期日は昭和二十四年四月三日であった。

これら臨時部歳入金額を単純に合計すると四二八万八、五八〇円一錢であり、經常部からの仮受金四四万四、三八〇円五四銭を加えて、はじめて工事請負総額四六六一、〇〇〇円に達する。工事完了引渡日が昭和二十四年六月八日で、その日に工事残額を支払うことになっているので、二四年度にいくい込むことになるが、四月三〇日に大阪銀行

白山支店に返済し、また経常部にも仮受金を戻すとすれば、臨時部の新築工事資金は二四四万余円不足することになる。この不足額は二四年度の予算に組み入れなければならない。

昭和二四年五月一九日、大学当局と学生幹部との懇談会が開催され、その席上大学当局より次のような昭和二四年度計画、およびそれに必要な資金の額が公表された。そして、それにともない学債および寄附金募集について、具体的な方策が検討された（『東洋大学報』再刊第一号 昭和二四年五月三〇日）。

- | | |
|---------------------|-------|
| 一、校舎建築費（四六〇万円中） | 二〇〇万円 |
| 二、理科学実験室ならびに備品 | 三〇〇万円 |
| 三、電気施設（ただし講堂ホールを除く） | 七〇万円 |
| 四、机、椅子 | 三〇万円 |
| 五、研究室の整備 | 一〇〇万円 |
| 六、隣接地の購入（一、六〇〇坪） | 二〇〇万円 |
| 七、講堂、図書館、教室の修理 | 一〇〇万円 |
- 昭和二四年度中に必要な資金総額は一、〇〇〇万円であり、そのなかには大阪銀行白山支店からの借入金に相当する二〇〇万円がふくまれており、他の項目をみると戦後三年間以上を経過してもなお、校舎等の内部設備はほとんど手付かずの状態のままに放置されていたのが知られる。大学当局はこの一、〇〇〇万円を学生と校友その他に学債、寄附金として割り当てた。すなわち、
- 一、学生五〇〇万円 — 学生一人五、〇〇〇円、内、寄附金一人三、〇〇〇円で三〇〇万円、学債一人二〇二、〇〇〇円で二〇〇万円

二、校友その他五〇〇万円——内、寄附金二〇〇万円、学債三〇〇万円
 というものであった（前掲『東洋大学報』）。

大学当局者はこの寄附金、学債の募集に関して、「単に戦災を復旧すると言うことではないのである。この際、学生、校友、教職員が一丸となつて、この六十年の伝統ある大学を存続させるかどうかと言うことであつて、ともかくも発表された施設を完遂しなければならぬ。それが出来なければ、看板を下すより外はないのである」と語つた（同）。昭和二三—二四年は戦後の加速度的な物価上昇がまだ続いており、学生、校友ともに苦しい生活状態にあつた。しかし、現在地での大学再建のためには、どうしてもこの事業を昭和二四年度中に成し遂げなければ今後の展望が開けないというのが大学当局の考えであり、学生、校友等が力を結集してこの事業を完遂することを、大学当局は期待した。

東洋大学は昭和二四年四月一日付で「東洋大学復興寄附金募集に就て」（同）を発表し、「東洋大学復興寄附金は、復興学債と共に、戦災復旧と新制大学として再出発するために所要の各種施設の整備充実計画を実現する経費の一部に充当するものである」と寄附金の趣旨を述べ、井上円了の理想は「未だその第一基底に到達したにすぎない」として、「近代社会、近代文化に於ては独り文科の諸学科のみに由る学問を以てしては偏狭である。吾新しき『東洋の学』は、政治・経済更に理科学系統の学問をも含む総合性をもつたものであるべきことも亦当然である」と、これからの東洋大学のすすむ方向性を、総合大学としての東洋大学に求めた。そして、そのための協力を大学当局は有志に懇請した。

一方、学長加藤虎之亮は昭和二四年四月一日付で、校友会会長加藤精神宛に書簡を送り、学債発行についての校友会の援助・協力を要請した。

今度東洋大学に於て学債を発行募集することになりました。御存知の如く本学も戦災を被り、これが復興は緊急を要し、且つ新制大学として更に発展をするために、是非共三千万円の資金が必要であります。そしてこの経費は主として約十年に亘つて新設整備する施設費でありまして、一般寄附金、学生の引受に由る復興費、政府借入金其の他をもつて大体これに充当する計画になつてはいるのですが、所要計画の大部分がこの三、四年中に早急に必要とするものであるため、その資金融通の一方法として、学債発行をすることになるわけです。然し現下日本の経済界の不安定な時期に於てかかる企ては学校当局としましても多大な困難を自覚するのでありますけれども、その点校友学生其の他学校関係者の絶大な母校愛と協力をまつ次第であります。

(前掲『東洋大学報』再刊第一号)

これに於て、校友会は『東洋大学報』再刊第一号に「校友会各支部長並びに各校友に告ぐ！」を掲載し、左記のような方法で学債割り当て三〇〇万円の達成につとめることとした。

記

- 1、総額三百万円を別表の様な割当で各支部に引受けて貰う事
- 2、各支部に学債世話人をおき(原則として支部長が望ましい支部の都合によつて決めてもらう)所在県校友に趣旨の傳達募方を勧説して貰う事
- 3、応募者は直接東洋大学に申込みれてもいいが、支部に於てとり纏めるようにしてもよい
- 4、その際は世話人に於て応募者明細を記載して申込み並びに送金して貰う事
- 5、この場合、支部に於ては学債金納付総額の百分の五を控除して支部経費(主として学債募集費)に充当することが出来る
- 6、東京都在住の校友は支部がないから、直接東洋大学宛に申込み様にする
- 7、この学債応募工作の機に伴つて各支部の結成を強化するよう留意して貰う事

別 表 (単位万円)

(昭和20—25年度)

昭和23年度	昭和24年度	昭和25年度
718万5304円11銭	1287万2680円48銭	1644万0131円32銭
484万3710円50銭	1146万4310円58銭	562万3985円49銭
1202万9014円61銭	2433万6991円06銭	2206万4116円81銭
699万4348円63銭	1207万6521円31銭	1644万0131円32銭
482万5231円54銭	1134万3045円09銭	562万3985円49銭
1181万9580円17銭	2341万9566円40銭	2206万4116円81銭
20万9434円44銭	91万7424円66銭	0

(各年度「予算決算書」による)

東京一五 北海道(札幌)五 同(函館)五 栃木八 群馬八 茨城一〇 埼玉八 千葉八 神奈川八 青森七 秋田七 岩手七 山形七 宮城七 福島八 新潟一〇 富山五 石川五 福井五 長野一〇 山梨八 静岡八 愛知八 岐阜五 三重七 和歌山八 奈良八 滋賀五 京都一〇 大阪一〇 兵庫七 徳島五 香川五 愛媛七 高知五 鳥取五 島根七 岡山七 広島七 山口七 福岡一〇 大分七 佐賀五 長崎五 熊本五 宮崎五 鹿児島八

(資料編 II上「九一五—九一六頁」)

校友会はこの目標を達成するために、さきの戦争により寸断され、散り散りばらばらの状態にあつた校友会支部組織の再興、強化に乗り出した。昭和二四年三月一日、「東洋大学出身者名簿編輯草稿(昭和二四年三月)」(孔版)を発行し、支部組織結成をはかるための基礎を提供した。校友会は「校友会支部の結集強化に就て」(前掲『東洋大学報』再刊第一号)において、

哲学館、哲学館大学、東洋大学に修学、修了、卒業の校友諸氏、新日本の建設は政治、経済、文化の総合的建設に外なりません^(畢竟)が、筆境するところ新しい日本を形成するところの日本人、日本民族の教育こそそれら建設の根本課題であります。吾々の母校東洋大学はこの時代的使命を自覚し、その創立の精神を捧^(奉)じて今や一大発展を期して居るのですが、この秋に当り吾々東洋大学に縁をもつ校友こそ、この母校の背後の力となり、又はその響音的先駆者ともなつてこの学校を中心とした一大教育活動、ひいては又一大祖国建設運動を展開する機に際会した。

と述べて、東洋大学発展の源泉は校友会全国組織の再建とその強化にあるとし

収支決算

		昭和20年度	昭和21年度	昭和22年度
歳入	経常部	43万1480円05銭	68万9534円36銭	264万2927円77銭
	臨時部	25万0446円59銭	153万3127円15銭	17万3291円80銭
	合計	68万1926円64銭	222万2661円51銭	281万6219円57銭
歳出	経常部	16万5589円83銭	66万3026円04銭	260万1369円05銭
	臨時部	46万4718円21銭	154万4456円42銭	2万8987円79銭
	合計	63万0308円04銭	220万7482円46銭	263万0356円84銭
	差引残額	5万1618円60銭	1万5179円05銭	18万5862円73銭

た。

学債発行に際しては、東洋大学財団理事のもとに学債運営委員会が設置され、東洋大学学債運営委員会規程を定めて、その委員会が発行・管理・償還等にあたることになった。『東洋大学新聞』第五一二号（昭和二十三年二月一日）掲載のその規程によると、昭和二十四年度から二十七年度にいたる四カ年間学債を発行し、昭和三〇年に償還を終えることになっている。

学債は一口一、〇〇〇円で、毎年四月一日付で発行し三カ年間据置きとし、昭和二十七年度から各年度の四月二〇日までに、全期間（三カ年）で一割の利息を付け、元利同時に償還する。学生にとっては、年三分三厘の利息で四年目に元利同時に返済される。したがって、一年生に入学した時に最低二口の申し込みをすると、四年生の時にはその返済金が最終学年の授業料に充当されることになり、最終学年授業料の一部を前納することになる。

このような仕組みによって、第一期分として学生・校友等総額五〇〇万円の学債発行が予定され、昭和二十四年の初年度の目標額は一五〇万円、次年度一五〇万円、三、四年度各一〇〇万円であった（昭和二十四年八月 東洋大学財団の現況）東洋大学附属図書館所蔵）。

昭和二十四年前期の財政状態

昭和二十三年度収支決算書によると、経常部（一般会計）と臨時部（特別会計）の歳入・歳出の関係

は上表のとおりであるが、經常部歳入には政府借入金一〇万一、〇〇〇円がふくまれ、臨時部歳入にはすでに触れたように、政府借入金一一九万八、〇〇〇円と大阪銀行白山支店よりの借入金二〇〇万円がふくまれている。この借入金によつて新築工事代金の第一回、第二回合計二〇〇万円が支払われていることになる。昭和二三年度の新築費の一部をふくむ総工事費の決算額は三五七万三、七三〇円であった。新築工事代金の最終支払い額二五一万六、〇〇〇円は昭和二四年六月の工事完了引渡日の支払いであった。臨時部の歳入と歳出を付き合わせると一八万〇、四七八円九六銭の残高しかないことになる。經常部・臨時部合わせても二〇万九、四三四円四四銭の繰越金しかない。この金額は教職員給料の一カ月分にも満たない額であった(二三年度で給料総額二八七万七、五六七円であった)。しかも昭和二一年八月三十一日と十一月二日に借りた日本勧業銀行よりの借入金は毎年一二万円宛償還しなければならなかった。昭和二二年、二三年、二四年度の在籍者数をみると次頁の表のとおりである。学生定員は専門部七五〇名、予科二四〇名、旧制文学部二四〇名、新制文学部三五〇名であった。二二、二三年度は定員をわずかに越えてはいるが、二四年度は新制文学部をみても定員三五〇名に満たない在籍者数であった。在籍者数がかろうじて定員を満たしているも、昭和二二年度を例にとつて在籍者数と授業料完納者数をみると、一七〇頁の表のとおりであった。在籍者数一、三〇一名のうち、授業料完納者は九六〇名、その在籍者数に対する割合は約七四%であった。この割合は必ずしも各年度に適用はできないが、授業料完納者数は在籍者数を相当に下回っていたものと推定される。つまり、在籍者数に対して実質学生数は二、三割少なかつたとみられる。

さきに述べたように、昭和二四年度はすぐに大阪銀行白山支店への返済があり、新築工事代金残額の支払いが続いていた。この支払いに必要な資金は新学期の学生納付金に頼らざるを得ない。そこで、大学当局は昭和二四年度からの授業料値上げをはかつた。さきに触れた昭和二四年五月一九日の大学当局と学生幹部との懇談会において、寄附

在籍学生数(昭和22-24年度)

	昭和22年度 (22・11・19現在)			昭和23年度 (23・5・17現在)			昭和24年度 (24・4・30現在)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
専 門 部			768	725	21	746 (785)	504	12	516 (471)
予 科			290	371	9	380 (387)	174	3	177 (168)
学部(旧制)			243	269	9	278 (303)	257	3	260 (247)
学部(新制)							117	3	120 (263)
合 計			1301	1365	39	1404 (1475)	1052	21	1073 (1149)

注 昭和23・24年度の合計の()内の数字はそれぞれ7月・8月現在の在籍者数である。
(資料は申請書控の添付書類等による)

金・学債五、〇〇〇円の要請とともに、授業料三、〇〇〇円の値上げを発表した。これに対して学生側は六月二三日、講堂において学生約四百名を集め学生大会を開催、六時間におよぶ討議の末、一、寄附金・学債は五、〇〇〇円の枠を外して新たに最低二、〇〇〇円とするが、この基準は強制的な意味を持たないこと、二、教授の待遇を必ず改善することの二条件を出し、授業料値上げを認めた(『東洋大学報』再刊第二号 昭和二十四年一月一五日)。

ちなみに、教授給等の他大学との比較が『東洋大学新聞』(第五一〇号 昭和二十三年一月一五日)に掲載されているので挙げておく。

	教職員給与額比較表(単位円)	
	Y大学給与額	N大学給与額
職 名	Y大学給与額	N大学給与額
総 長	一六、二五〇	一七、〇〇〇
理 事	一四、二五〇	一四、〇〇〇
学部長	一二、七五〇	一三、〇〇〇
教 授	九、七二五	一〇、〇〇〇
助教授	八、一七五	八、五〇〇
講 師	七、一〇〇	七、〇〇〇
課 長	一二、二九八	八、五〇〇
主 任	一〇、三〇六	七、五〇〇
		三、六八七
		一、一四九
		三、一三二

在籍者数と授業料完納者数 (昭和22年11月19日現在)

		1 年			2 年			3 年			合 計		
		在籍者数	授業料 完納者	差	在籍者数	授業料 完納者	差	在籍者数	授業料 完納者	差	在籍者数	授業料 完納者	差
専門部	国 漢 科	68	52	16	98	78	20	114	107	7	280	237	43
	経 済 科	111	76	35	121	106	15	93	79	14	325	261	64
	英 語 科	48	30	18	56	46	10				104	76	28
	歴 史 科	22	14	8	37	29	8				59	43	16
	計	249	172	77	312	259	53	207	186	21	768	617	151
予 科		163	128	35	72	59	13	55	52	3	290	239	51
文学部	哲 学 科	13	9	4	13	4	9	3	1	2	29	14	15
	東洋哲学科							11	4	7	11	4	7
	古 典 科							21	8	13	21	8	13
	史 学 科	7	4	3	15	9	6	7	1	6	29	14	15
	文 学 科	34	22	12	28	10	18				62	32	30
	社 会 科	35	17	18	37	8	29				72	25	47
	宗 教 科	4	3	1	3	2	1	2	1	1	9	6	3
	支那哲学科							1		1	1	1	1
国 文 科							9	1	8	9	1	8	
計		93	55	38	96	33	63	54	16	38	243	104	139
合 計		505	355	150	480	351	129	314	254	62	1301	960	341

(『昭和二十三年 東洋大学事務引継書 別冊』東洋大学秘書室所蔵による)

書記	五、六三四	六、五〇〇
雇員	三、四二六	五、〇〇〇
備人	四、八〇二	五、〇〇〇
嘱託		七、〇〇〇
		一、七三〇

また、昭和二四年一〇月の『東洋大学事務引継書 別冊』（東洋大学秘書室所蔵）に添付された「経理概況書」においても、「現在の給与状態は都下各大学の中位にあると思はれるも実際上に於ける教職員の私生活は香しくなく勤務上にも或は影響する所なしとしない状況である。今後は基準及それに伴ふ諸規程及その方法等十分研究して適正を期し以て大学の明朗化に進みたい」と記されている。

この授業料値上げ分の三、〇〇〇円は学生に延納を認めたので、大学当局はその補填として、昭和二四年六月一二日大阪銀行白山支店より一〇〇万円を借入した。償還期日は同年八月一〇日五〇万円、一〇月一〇日五〇万円であった（昭和二十四年八月 東洋大学財団の現況）。

再建計画の大綱によると、新築校舎以外の諸設備等の拡充に要する費用は二、三八〇万円、これを五カ年計画により完成しようとするもので、さらにそのあと数カ年計画で諸施設の拡充、大学院の充実をはかってゆこうとするものであった。そして、初年度の昭和二四年度に七一〇万円を計上したが、それにあてるべき復興費（学生納付金）は昭和二四年度収支決算書によると、一一一萬九、〇〇〇円（予算一〇〇万円）、寄附金は一〇五万六、一三五円（予算六〇〇万円）、学債は「東洋大学財産目録 昭和二十五年三月三十一日現在」によると、二五万六、〇〇〇円（目標額一五〇万円）であった。これらを合計すると、二四三万二、一三五円であり、初年度計画予算額に遠くおよばなかつた。そのほかに、借入金、校舎新築残金、利子等雑支払いが合計約五百万円必要であり、昭和二四年度内に返済

されなければならなかった。

昭和二四年八月二二日、前年一〇月頃より、学監三沢元貫が交渉役となり、天野源七との間ですすめられていた西校舎隣接地購入の話し合いがいよいよまとまり、契約書の調印にこぎつけた。これより前、二月に西校舎の建っている天野源七所有の借地（原町一六番地の六）三二五・二九坪を一五万九、六九六円四四銭で買収し（前掲「経理概況書」、その隣接地買収も合意が得られていたが、大学側の財政事情により契約が延期されていたものであった。教授会の意向も「土地の購入は教授の俸給が完全に払えるようになってからにして欲しい」というものであったという（前掲「東洋大学報」再刊第二号）。しかし、いつまでも引延することは買収可能になった土地を失うことになるとの判断から、早急に契約を結ぶことになった。この土地（原町一六番地の三、四、五）は一、六三七・〇一九五坪あり、坪当り一、六〇〇円で二六一万九三二円二〇銭であった。この支払いは翌年五月までの八カ月払いとし契約時二〇万円、以後毎月二〇万ないし三〇万円、最後に五十数万円を支払うというものであった（同）。

大学当局はこの資金捻出のため、一人一、〇〇〇円の寄附で一坪の土地を買う一坪献納運動を起こしたり、夏期休暇中に学生の有力父兄数名を訪問して、寄附募金につとめ数万円を集めたりしたが、学生・校友等に懇請した寄附金が予定額に満たなかったため、大学財政は昭和二四年八月時点で、来年度経済学部設置の最低限の設備などもふくめて、緊急に四〇〇万円を必要としていた。それは新校舎建設にもなう諸費等を経常部からの仮受金によって支払ったため、経常費の赤字を招き給料支払い（月平均約四六万円）にも窮する状態となったからである。さきにも触れたように、緊急融資として大阪銀行白山支店より一〇〇万円を借りたが、なお三〇〇万円が必要であった。

小林啓善との出会い

以上述べたような逼迫した財政状況のもとで、学長加藤虎之亮はすでに昭和二三年五月には辞意を表明していたといわれる。その当時、東洋大学は三学監、すなわち三沢元貫、愛沢恒

雄、成石義之の三名を中心として運営されていた。三沢は財務、愛沢は教務、成石は庶務とそれぞれ担当を決め分担していたが、三名はいずれも旧満州から戦後引き揚げてきた者たちであった。引き揚げ後廃墟同然の学校をみて、東洋大学再建に係わることになったが（『東洋大学八十年史』四四〇頁以下参照）、資金面での裏付けは何もなく、また有力な資金提供者との繋がりもなかった。三学監それぞれの努力にもかかわらず、日に日に大学財政は危機的状況を呈していった。そういう意味から、昭和二四年六月で任期が切れ、改選を迎える後任学長の銚衡は、学識高遠な学者よりはむしろ、資金を調達できる者を選ばなければならなかったために、銚衡は難航していたといわれる。

昭和二四年四月、教授で校友の平野宣紀は地元の校友会支部組織を立て直し、学債募集をおこなうため、地元千葉方面の校友の調査にあたっていった。そこで、偶然にも千葉新聞社社長をしていた同級生の小林啓善に再会した。小林啓善のちに、大学と獅子吼会との紛争が起った時、裁判所に提出した「上申書」（『東洋大学の紛争に関する仮処分裁判の経過報告書』（以下、「経過報告書」と記す）所収『資料編 II下』六三七―六四八頁、別に東洋大学秘書室所蔵の控がある）のなかで、その時のことを次のように述べている（なお、この「上申書」は小林啓善の立場から、獅子吼会と大学とが結び付く経緯を記述したものである）。

私の同級生に平野宣紀という人が居りまして今、母校の教授になつて居りますが、この人が君津郡富津町に住んでいるのであります。たまたま昭和二十四年の五月頃に突然私を訪問しまして、社長は小林啓善と聞いたので、もしかしたら同級生の小林君ではないかと思つて訪ねて来たが、やつぱり君だつたのかと言うわけで二十年ぶりに再会いたしました。

話は当然母校の現状に及びましたが、平野君から聞いたところによりますと、母校は三月頃から月給を七割しか支払つていないため有力教授は逃げてしまふし、残つた人は日々の生活にも窮している。その上新校舎を建てた建築費が払えないものだから今や大学は三百万円足らずの金で建築会社に咽喉首を扼えられている、学長は加藤虎之亮という人だがこの

人は昨年（二十三年）の五月頃に辞表を出したまゝ、今だに後任が決らない状態である。そこで当面の責任者としては学監を三人置いて三学監制でやつている、即ち三沢元貫、愛沢恒雄、成石義之の三君であるが、三人とも満洲帰りでも内地になじみが薄いせいも、資金面などうまく行かないらしい。どうか君のような社会的に巾の広い仕事を^{（巻）}している君が、母校のために一肌ぬいで貰いたいと思うがどうだろうかと言われました、これが私の母校に関係をもつた動機であります。

〔資料編 II下〕六三八頁、「上申書」写しには他に東洋大学秘書室所蔵のものがある。

このなかで平野宣紀との再会を「五月頃」としているが、小林啓善は昭和二四年四月二八日付で平野宛書簡をしたため、大学経営に意欲をみせているので、平野宣紀とは五月ではなく四月には再会したものと考えられる。その再会の二、三日後、小林啓善の要請で学監成石義之が大学の現状と将来計画を説明するため、小林のもとを訪ね、そして翌日には小林自身が大学の現状を自分の目で確かめるため大学を訪問した。小林啓善は前記「上申書」のなかで、大学の現状を「行つてみると図書館も西校舎も大講堂もガラスは九部通り割れて吹きさらしです。西校舎の床は塗つたセメントの配合が悪いために海岸の砂地を歩くようにザクザクした不正工事でした。講堂は紐から幕からすべてのセイン製品はモギ奪られてまるで羽根をむしつた鳥のようです。天井は雨もりがして格天井がむき出しという有様でした」（同 六三九頁）と述べている。小林啓善は学監三沢元貫とも会い、大学の財政状況を質したが、三沢の様子はさほど困っている様子ではなかったという。再度小林啓善を訪ねた成石義之は、自分の前に述べた「三〇〇万円あれば大学が立直るのだが」と言つたのは当面の資金であつて、建物の復興まではそのなかにふくむものではないことを確認し、そこで小林はその三〇〇万円を知人の「某火災保険会社の社長」に融資を依頼した。しかし、この融資話は大学の責任体制が明確でなかったこともあつて不調に終り、小林啓善も一度は大学から手を引いた。前記「上申書」によると、このような話があつたのは昭和二四年の「六月頃」であつた。小林啓善の記述によると、成石義之は寄附行

為改正の準備をしており、まとまった金を出してくれる人があるなら、どのような条件でも、その人の希望を容れた定款を作るのは当然のことであると話したという（同 六三九頁）。

獅子吼会との交渉

成石義之はその後も、たびたび小林啓善を千葉新聞社社長室に訪ね、大学の窮状を訴え助力を懇請した。獅子吼会と東洋大学が結び付きかけは、「上申書」によれば次のようであった。

ある日、成石義之が小林啓善と話している席に、木下英二という同社総務部長（戦時中警視庁特高部第二課宗教係長であった。当時は追放中の身であった）が同席していた。成石が帰った後、木下は小林から誰か金を出してくれる者はいないか相談を受けた。小林啓善は次のように述べている。

木下氏は一人心当りがある、それは千葉県出身の僧侶で、下落合に日本獅子吼教会を主宰している大塚日現師だ。この人なら或は出してくれるから知れないから、これからすぐ下落合の本部へ行つて話してみましようというので、これまで成石君から聞いていた一切をお話して下交渉を木下氏に依頼しました。（同 六四二頁）

翌日、木下英二は獅子吼会会長大塚日現との会見の感触を小林啓善に伝え、「先方ではあなたに直接会いたがつてゐるから明日でもすぐ会つてくれ」（同）と大塚日現との会見を勧めた。

ここで、大塚日現について触れておくと、日現は明治二二（一八七九）年一月一九日千葉県長生郡豊田村小林に、農家の長男として生まれ、明治三五（一九〇二）年満二三歳の時、本門法華宗鷲山寺に入信、二五歳から教化活動をはじめている。明治四二年三〇歳で同寺において得度（僧名現楠）、大正二（一九一三）年二月一六日、日蓮聖人の生誕日を期して小林の実家（現在は道教寺）において獅子吼会の創立を宣言、獅子吼会本部道場を東京浅草橋場に設立し、布教活動を開始した。大正六年四月『獅子吼世界』（現在『獅子吼』）を創刊、同九年一月僧名を日現と改めた。昭和六年一二月、本部の大本堂を中井（東京都新宿区）の丘に建立し、「正法弘通」の恒久的布教拠点とした。同一

一年七月、警視庁特高課より「獅子吼世界」掲載文中に不敬罪ありとの疑いにより出頭を命ぜられたが、一年後不起訴となった。同一五年、少年保護事業を手がけ、司法保護団体「獅子吼園」を設立した。同二〇年、宗門より権大僧正、同二三年大僧正位を贈られた。その間、司法保護事業への多額の援助、および社会事業への貢献により宮内省から内帑金を下賜されるなど、各分野から褒賞、感謝状等を数多く受けた。昭和二年九月には昭和天皇・皇后に、司法少年保護事業について進講した。布教活動は全国におよび、設立教会は三十余、支部は四十余を数えた。昭和二六年三月、大本山鷲山寺九一世貫首、同二九年一月、法華宗本門流八三代管長に就任した（獅子吼会会祖 大僧正日現聖人ご一代譜）『会祖日現聖人 伝記・別冊』宗教法人大日本獅子吼教会出版部 昭和五二年参照。

このように、社会事業にとめていた大塚日現に、小林啓善はその翌日会い、大学への援助を懇願した。この会見について小林啓善は、「所が老師は会の幹部とも相談の要あり、自分としても何ら縁故のない大学のことだから慎重に考えてみたいと言われてその日はそのまま別れました」（『資料編 II下』六四一頁）と述べている。

その後、一向に獅子吼会からは返事がなかったという。小林啓善は次のように述べている。

たしか八月十日だと思えます、山武郡南白亀の別荘へ老師が信者を大勢つれて行かれると聞きましたから、私は過日のお返事を伺いたいと追かけて行きました。幸い幹部の方々も全部揃って居られましたので、全員の前でも一度初めから話をして是非共母校を救済して下さいよう御願申上げました、

（同 六四一―六四二頁）

ところが、幹部たちに話をしていると信徒総代が、

あの大学は「動揺大学」と言つて昔学長を撲つた不祥事件のあつた大学である。そんなむづかしい大学をわがお導師（大塚老師のこと）に持込む小林さんはまるで提婆達多（提婆）のような人だ

（同 六四二頁）

と口を挟んだ。その結果、この日の話し合いは「極めてまずい結果に終」つたという。

その四日後の昭和二四年八月一四日、小林啓善が住職をしていた印旛郡白井町の妙伝寺（日蓮宗）に、大塚日現の使者として岡本喜一、中武三、平野利の三名が訪ねて来て（獅子吼会側の記述では岡本、中の二名）、「東洋大学の話は内部に強い反対があるので一切取やめにするから左様御承知ありたい」（同）と述べ、獅子吼会としては東洋大学に援助しない旨を伝えた。

大塚日現への直談判

小林啓善は三名の使者の話は大塚日現の真意から出たものではないとみてとると、連日、大塚日現の出身——江戸川橋の信者の家、佃島の佃煮屋、下谷の木箱屋、目黒の人形師の家など——までついて廻り、翻意を懇願した。小林啓善は大塚日現の真意を次のようにみていた。

「何しろ縁もゆかりもない大学へ横合から関係してみてもうまく行かないだろうという不安と、一方では井上円了さんの創立した由緒ある大学である、これをむざむざ潰してしまうに忍びない、何とか助けてやりたいが、小林の話によると二、三百万円で助かるというけれども、^経理士の中武三に調査させた所によるとどう安くみても一千五百万円なければ立直れないと鑑定している。恐らく小林は引つ張り出した一心で内輪の話を持つて来ているのであろうが、愈々自分が手を出すとすると、千五百万円か二千万円は覚悟しなければならぬまい、この新円のキウクツな時代に、これは大変な大事業である、然し自分はこの大学を乗取るとか、会のものにするとか、そんなケチ臭い考えはちつともない、乗出す以上は名実共に東洋一の大学にして国家文運に貢献し次代の立派な国民を養成したいと思つてゐる」（同 六四二—六四三頁）

大塚日現は小林啓善に一つの条件を出した。それは「もし君が責任者になつて大学を引受けるのならもう一度考え直してもよい」（同 六四三頁）というものであった。これを受けて小林啓善は東京タイムス社長の岡村二一（校友会副会長）に、八月一四日以降の獅子吼会側との交渉経過を説明した。岡村二一は大学内の意見の取り纏めを引き受けた。このようにして、八月二二日の大学側維持委員会において、小林啓善は理事（長）に推薦され、学長加藤虎之亮が

その旨を小林に書簡によつて通知し、それを小林は大塚日現に示した。

小林啓善の学長就任

小林啓善の理事（長）就任の推薦がなされたので、小林は大塚日現から東洋大学を援助するという明確な返事を得る必要があつた。それによつて小林自身の理事（長）就任の諾否が決定される。

九月七日、小林啓善は獅子吼会本部で大塚日現と会見し最終の決定を懇請した。大塚日現は次のように回答したといわれる。

「あれから百日目だ、君の熱意も十分判つたし、俺に他意のない真情も判つてくれたこと、思う、遂に俺は君の熱心に負けたから、幹部の反対を押し切つても必ず引受けることにする、自分は木下君が来たときから今日までちつとも変つていないのだが、大勢の中には自分の真意の判らぬ者も大勢いるからこんなな手間どつて申訳がないと思つている、君も理事長を引受けて必ず大任を完うしてくれ、二人して円了さんの霊を慰めてあげようよ」

（同 六四四頁）

小林啓善は直ちに三沢元實にこの回答を知らせ、明くる九月八日に銓衡委員会が開催された。銓衡委員は加藤精神、朝原梅一、高盛義雄、橘高倫一、田部重治、西義雄の六名で、それに校友会副会長の岡村二一が加わり、七名がこれに出席し、小林啓善は教授室で待機した。この席上、小林啓善は岡村二一を通じて次のように発言した。

「八月二十二日附の理事御推薦の件について御回答申上たいと思うがこの際私は条件として学長もついでにお引受けしたい。その条件が容れられるのなら快くお引受けするが、そうでなければ理事もお受け出来ない」

（同）

この突然の発言をめぐり、同委員会は混乱状態に陥つたという。同委員会は小林啓善を理事（長）として選出するものであつて、学長たる理事を選出するものではなかつた。特に委員田部重治、委員長加藤精神は学長小林啓善就任に強い反対の意思を表明したといわれる。しかし、しばらく收拾のつかない混沌とした状態が続いたのち、小林啓善は委員会室に招かれ、委員長加藤精神から懇談の形で学長就任条件が示された。提示された五つの条件に対して、小

林啓善は逐一回答し、その結果、「小林啓善氏学長就任条件」書が作成され、小林啓善は理事長と学長を受諾することになった。その就任条件と小林啓善の回答を示すと次のとおりである。

写 小林啓善氏学長就任条件（昭二四、九、八日）

- 一、建学の精神を遵守し一宗一派に偏せざること
- 二、学長及理事長を除き理事の数は双方同数のこと
- 三、学長には近き将来東伏見氏を推すこと
- 四、教員の任免は教授会の意見を尊重すること
- 五、財団寄附行為の改正については双方からの委員を選出して妥当なる原案を作製すること

備考

小林氏より右各項とも承諾の意志表示あり銚衡委員会は之を諒として小林啓善氏の学長就任を決定承認する。

銚衡委員会委員長 加藤精神

（同 六四六頁）

この条件に対して、小林啓善の回答は、

- 一、大塚老師の真意は東洋一の特色ある大学とし、故円了先生の霊を慰めようというのだからその心配は毛頭ない
 - 二、はこの話の当初からの条件であるが、この原則論を双方が認めたということは誠に幸先がよい
 - 三、は自分だけの私案であるが、どうせ自分は学長などという柄ではないから出来るだけ早い機会に事態を拾収しておいてその方向に進めるつもりである
 - 四、無論賛成だ
 - 五、無論そうして貰わねばならぬ
- （同 六四五―六四六頁）
- というものであった。

小林啓善が学長就任にこだわった理由は財団法人寄附行為上、何らの規定がない理事長就任に対して、東洋大学の過去の経験から不安をおぼえ、定款上明確な規定のある「学長たる理事」でなければ、その地位がいつ危うくなり、大塚日現にどんな迷惑がおよぶかもしれないと考えたからであると、小林は次のように述べている。

この日私の引受けようとしている理事長なるものはよく考えてみますと寄附行為の明文にない仮説の役職でありますから、大塚老師から金を引つ張り出させておいてから例の学校騒動屋達が私にケチをつけようと思えばいくらでもケチをつけられる、これは危険だ、そこではつきりと現行の寄附行為の明文に乗っておかねば大塚老師にどんな煮湯を吞ませる結果になるか判らないと気がついたので、兼任という条件を持出した次第であります。(同 六四五頁)

昭和二四年九月二八日、座長柴田甚五郎のもとで開催された財団維持委員会において、六月三〇日学長たる理事加藤虎之亮が任期満了して辞表を提出したのにもない、銓衡委員会から提出された「学長たる理事小林啓善」の承認を求められ、維持委員会は全会一致でこれを承認した。続いて、三沢元貫の分属理事就任が同会において承認された。そして、理事三沢元貫から理事定数変更問題に関する説明報告があり、「定款改正に至る迄の当分の間、大学側理事六名、京北側理事六名とする」申し合せ事項が京北側承認のもとに全会一致で承認された(『維持委員会決議録』「昭和二四年一〇月 学長事務引継書 別冊」東洋大学秘書室所蔵)。

小林啓善の略歴

小林啓善は明治三五(一九〇二)年九月八日、滋賀県犬上郡豊郷村大字安食西に父小林惣吉、母ひよの四男として生まれた。大正一三年九月一七日、その名惣太郎を啓善と改名した。昭和四年三月、東洋大学学部支那哲学東洋文学科を卒業、同年四月一日より同七年四月三〇日まで中外商業新報社社員となり、社会部ついで政治部記者として勤務した。昭和四年八月一日、日蓮宗教師に補せられ、同八年六月二八日より千葉県印旛郡白井町妙伝寺の住職となった。昭和七年九月一八日より満州国総務庁の新聞係長となり、同八年三月一〇

日まで在職した。昭和一五年七月二五日より同一七年五月三〇日まで、国際電気通信株式会社社員となり、同社月報の編集長を勤めた。昭和一七年五月二六日より同二年三月三一日まで白井町会議員となり、町政に参画した。昭和二〇年四月四日、有限会社千葉新報社に入社、同年六月二一日合併により毎日新聞社社員となったが、昭和二〇年一二月一日、株式会社千葉新聞社の創立に参加し、同社取締役業務局長に就任した。そして、昭和二三年一〇月二八日同社取締役社長に就任した（「履歴書」『学長専門部長認可申請書按文』東洋大学秘書室所蔵）。その後、千葉新聞社は昭和三一（一九五六）年一二月二日解散し、第二会社千葉新聞新社を作ったが、営業不振により休止となった。新たに小林啓善を社長に千葉新聞社が設立されたが、昭和三七（一九六二）年三月千葉日報社に吸収合併された。

昭和二七年、小林啓善は理事長・学長を退任したが、その際東洋大学に対する功績により、退職記念として昭和二九年七月八日、八畳、四畳半の茶室、六畳の書庫から成る数寄屋造りの書齋「物心亭」が東洋大学から贈られた。小林啓善は在職中、「俸給も交通費も交際費も一銭も貰わなかった」（小林啓善『わが戴恩記』千葉新聞社 昭和五七年二一四頁）という。

のち小林啓善は、昭和四〇年五月一九日、東洋大学に論文『草山教学の研究』を提出し文学博士の学位を授与された。昭和五七（一九八二）年一〇月三〇日、自宅火災により、足が不自由で寝たきり状態であったので、難をのがれることができず、急逝した。享年八〇歳であった。著書にさきに挙げた『わが戴恩記』のほか、『新聞千一夜』（東京ライフ社 昭和三二年）、『ほんのう無尽』（青蛙房 昭和三六年）、『老いも法楽』（青蛙房 昭和四七年）などがある。

獅子吼会の資金援助とその条件

獅子吼会との繋がりができた当初、同会に持ち込まれた話は東洋大学の財政的難局を切り抜けるために、約三百万円が必要であり、この出資金があれば大学の経営は一切同会に無条件で任せるというものであったといわれる。獅子吼会側の認識によると、「三百万円で東洋大学を買収して、獅子吼会

の大学として経営して貰い度い、東洋大学の名称を変へてもよいが、大学は存続して貰い度い」(「東洋大学内紛の真相」資料編 II下) 六一二頁、この小冊子は大学との紛争時に獅子吼会側が出したものであるが、大学と同会との関係について詳細に記述している。大学側資料にこの記述に相当するものはない。以下「真相」と記す) という話として、大学側からその仲介者によって獅子吼会に持ち込まれた。これに対して、同会幹部会は今まで東洋大学と何らの人的繋がりを保持しておらず、東洋大学の過去の経緯から経営の難しさを思い、幹部の全員が東洋大学と関わることに反対の意見を述べ、そのことを会長大塚日現に進言したという。同会幹部会の意見は以上のようなようであったが、さきに触れた「極めてまずい結果」に終わったといわれる南白亀支部に滞在中の大塚日現を訪ねた昭和二十四年八月一〇日、小林啓善は大学側維持員会で決定したという案を持参したという。大学側が示した案というのは、

(一) 大学の現況

- ① 定款は古きもので改正する
 - ② 学長は六月末日で任期満了した
 - ③ 理事定款二名(内一名は学長たる理事)で一名は欠員中
 - ④ 決議機関は維持委員会
 - ⑤ 執行機関たる理事欠員中のため、学監三名が合議の上代行している
- (二) 受入体制確立の準備として
- ① 差し当り学校当局と維持員間を取纏め理事の欠員を補充する、其れが為め学校内部は三沢学監が当り、維持員会と校友会は岡村二一氏(現東京タイムス社長)が責任を以つて取纏める
 - ② 獅子吼会で出資の方針が確定すれば、八月二十二日(昭和二十四年)に維持員会を召集し、取急ぎ小林啓善氏の理事就任を決定する

小林氏は卒業生に付、学校当局及校友関係も納得するので、大塚上人との連絡上一応引受けて貰ふ

- ③ 十日の会見で会の方で引受けることが決定したら直ちに五十万円か百万円出して貰ふ。其金は受入体制が確立する迄、小林、岡村、三沢三名の連帯責任で、借用証を入れるも、先方の要求する方法に従ふ

大阪銀行に八月十日返済すべき五十万円は一応延期し、この金が入金次第返済する

- ④ 小林氏は八月十日大塚上人に会見し、大塚上人が承諾されたなら十一日に理事就任を承諾する

- ⑤ 小林氏が理事に就任するのは八月二十二日の維持員会で決定すれば即座に引受ける

- ⑥ 小林氏が理事に就任して着手する仕事（なるべく休暇中にやる）

イ、定款改正（校名変更も含む）

ロ、教授、助教授、講師、職員 of 整理

ハ、三学監中成石、愛沢両氏の整理

ニ、其他企業整理及合理化

- ⑦ 準備完成迄に会側から融資を受けた場合は、教職員の整理をやり易くする為め表向きは内密にして困る／＼で逐次整理をする。但し会側で不安を覚えるならば勸銀の百二十万円の担保を会で肩替りして取つて貰ふ。資産は総額一億以上

あり

(三) 乗り込み方法

- ① 定款の改正其他の受入体制が出来たら正式に役職員を定める

学 長	会 側	名 譽 学 長	大 塚 日 現
理 事 長	小 林 啓 善 (校 友)	理 事	三 沢 元 貫 (校 友)
理 事	会 側	理 事	会 側
監 事	国 井 諄 一 (校 友)	監 事	会 側

教務課長 (校友) 会計課長 会側

庶務課長 どちらでもよい 校友会長 岡村二一

② 校名は一般的なるものに変更し学生を一人でも多く入れる

其他の発展策は逐次実施する。

以上

〔真相〕『資料編 II下』 六一三—六一四頁

というものであったといわれる。ただ、小林啓善はこの案について「上申書」のなかで註として、「私が詳細なことを申出たように書いてありますが、こんなことは全然なく、まだそこまで機が熟していません」〔資料編 II下』 六四二頁〕と述べているが、ある時点で、大学側案として獅子吼会側に提示されたのは間違いないであろう。

この大学側の獅子吼会受入れの案は大学側と獅子吼会側と同等の立場で、大学経営をおこなうとするものであった。そして、その要となるのが小林啓善の理事（長）就任であった。しかし、この案に対して獅子吼会側は最初に持ち込まれた話と大分異なること等の理由により、さきに触れたように八月一四日小林啓善の自坊妙伝寺を同会幹部が訪問し、断りの回答をして東洋大学資金援助の件は打ち切りとなった。

しかし、さきにみたように、小林啓善は翌日から連日のように大塚日現を追いかけ、ついに大塚日現の「英断」に接すると、八月二二日の維持員会において、次に示す諸事項が決定され、小林啓善の代理として木下英二が八月二四日、獅子吼会側にそれを持参した。

一、従来の維持員会を廃し、理事会を設けて之に代らせ、維持員会は評議員会にする。

二、理事会は将来は全部獅子吼会より選出出来るが、差し向きは校友関係と半々にしなければ治らぬから小林氏と三沢氏を出す。あと三人は獅子吼会側に譲ることに決定し、理事は五人になった。

三、二十二日に全員一致小林氏を理事長に、三沢氏を理事に、後三人は会側より出すことに決定した。

四、定款を直ちに改正し、受入れ体制を急速に作る。之は小林、三沢両氏の責任に於てする。

五、校友会関係は二十二日の維持委員会に、全部白紙で一任してある。

六、学生には九月新学期にこの決定を報告する。大体問題なし。

七、廿二日の維持委員会に獅子吼会のことを全部卒直に報告し、全員無条件にて賛成。

以上

〔真相〕〔資料編 Ⅱ下〕六一四―六一五頁

さらに、獅子吼会側に九月八日の維持委員会で承認された「小林啓善氏学長就任条件」が示され、小林啓善が学長兼理事長として大学の代表者であることが確認された。この結果を受けて、九月一四日大学側と獅子吼会側との代表者会議が開催された。

大学側から小林啓善、三沢元貫、岡村二一、橋高倫一、獅子吼会側から大塚又七、岡本喜一、中武三、坂本貢、永田公楠、平野利、徳用常男、竹内公健、石田道孝、宮里禎二、浜口虎英が出席し協議をおこなった。その結果、両者の意見の一致をみたので、会長大塚日現の前で、次のような「協約条件」が決定され、獅子吼会会長大塚日現が東洋大学の経済的難局を救済し、その再建に乗り出すことになった。

協約条件は次のとおりである。

(一) 理事、監事、評議員等凡て役員は双方同数とし、学長及理事長は双方より出すこと

(二) 大学は一派の教育機関としないこと

(三) 大学は急速に寄附行為を改正し受入体制を調えること

また、この席において小林啓善より、獅子吼会が乗り出す当初において解決されるべき事項として、

第一、寄附行為改正の審議

第二、人件費其他未払金の支払（九月二十日俸給六一万円、土地購入代金二〇万円）

第三、復興工事着手順序として（大学に於いて小田原市斎藤木工株式会社に注文しある研究室用机、椅子、教授用三〇、助教用一五、助手用一〇、右代金三八万円の支払）
（同 六一五—六一六頁）

が示され、約三百万円あれば右記の借財をはじめ、銀行の借入金等の返済もでき、後半期は授業料でまかなうことができるという見通しが明らかにされた。そして、獅子吼会としては受け入れ体制ができ次第、同会からの理事、監事等の役員を大学に送り、借財を整理しつつ校舎、実験室等の復興に着手するという方針で、大学経営に臨むことになった。

獅子吼会が東洋大学救済にあたり、その当初より問題の中心であったのは「役員の設定問題」であり、東洋大学への資金援助はそれと不可分の関係にあつた、と小林啓善は大塚日現の考えを「上申書」で次のように述べている。

一、とかく問題の多い学校だから、自分一身の都合から言えばなるべくなら手出ししない方がよい、しかし仏教徒としての立場から言うと、明治仏教界の巨星井上円了博士の遺業がむざむざ潰れて行くのを拱手傍観しているのは如何にも忍びないような気持がする救えるものなら何とか救つてやりたい。

二、然し乍ら、かりに大学に手出しをしても、自分は固よりのこと、自分の周囲にも大学経営を引受けられるような人材は見当らない、従つて東洋大学を将来自分のものにするとか、乗取るとか、経営権を握るとか、そういうケチな考えは全然もつていないが、乗出す以上は自分らも善意の同志として経営に参加し、みんなが協力してこの大学を文字通り東洋一の立派な大学に育てて行きたい。（そういう意味では大塚老師は自らの限界をはつきりしていました。）

三、然し乍らなかなかの大事業である、大事業にはどうしても人を得なければならぬ、所が自分には知つた人は一人もない、そこでどうしても自分の信頼する人物を送り込みたいのであるが、幸い大学側では役員の数半を自分の方に委す

と云うのだから、それならば安心して救援に乘出してもよいわけだ、救援の諾否はむしろ大学側が約束通り役員を半数よこすかよこさぬかによつて決るのである。

〔資料編 Ⅱ下〕 六四六―六四七頁

このように、獅子吼会が東洋大学を援助する最大の条件は役員定数の確保に対する確かな保障であった。東洋大学はこれを「小林啓善氏学長就任条件」（昭二四、九、八日）という形で示し、学長も大学経営が軌道に乗ったら東伏見慈治（皇太后の弟。八月一〇日小林啓善が南白亀の別荘で大塚日現に面会を求めた時、たまたまそこに滞在していた関係から将来の学長候補として小林があげていた。これを獅子吼会側が受け、大学側も了解した。この了解によつて小林啓善を学長として銓衡委員会が承認したともいえる）を推薦するという諒解ができた。そして、これを踏まえて「協約条件」が双方で確認された。

九月二八日の大学側維持委員会において、理事六名、監事二名の承認があつたので大学側理事として小林啓善（学長兼任）、三沢元貫（校友）、橋高倫一（教授）の三名、獅子吼会側理事として大塚又七、岡本喜一、中武三の三名が決定し、監事として大学側国井淳一の留任、獅子吼会側坂本貢の決定をみた。ついで小林啓善を理事長に、三沢元貫、大塚又七を常務理事に決定した。こうして、理事大学側三、獅子吼会側三、監事大学側一、獅子吼会側一の比率が確定された。大学側、獅子吼会側各役員同数をもつて、大学運営にあたることになった。

二 罹災建物の改修と資金援助

緊急援助の要請

東洋大学と獅子吼会とで「協約条件」が確認された九月一四日から間もなくの一九日、三沢元貫、橋高倫一の兩名は獅子吼会を訪問し、明二〇日の俸給その他の支払金として一三〇万円の出資を要請した。まだ正式には理事長兼学長の承認も、また寄附行為の改正審議もはじまってはいない段階であった。獅子

吼会幹部は受け入れ体制ができていないとの理由でこれを拒否したが、会長大塚日現の「理由は兎に角、俸給は皆さんが待つてゐる。殊に四月から満足な支給を受けていないと聞えているが、誠にお気毒である。大学は人材を養成する最高学府であり、書いた物を取りかはさなくても、一旦約束をしたことを破るような者は一人もいない筈である。話は後でつけることにして、取敢ず必要なお金は持つて行くように」(「真相」『資料編 Ⅱ下』六一六頁)との発言があり、翌二〇日岡本喜一、中武三、坂本貢の三名が大学に先行し、大塚又七、浜口虎英両名が銀行より現金を受け取り大学に持参した。しかし、ここで大学に先行した岡本喜一ら三名と三沢元貫、橘高倫一両名との間で、役員定数に關して疑義が生じていた。その問題というのは獅子吼会側が東洋大学財団を構成する京北側の存在について知らされておらず、寄附行為の改正において、大学側と獅子吼会側との役員定数に關する約束の実現が、京北側の同意なくして可能かどうか危惧されたからであつた。獅子吼会側のこの憂慮に対して、三沢元貫は「京北と大学は財団は一つでも、人事、会計は別であり、互に干渉しないことになつてゐる」と説明し、さらに「寄附行為の改正は簡単に行かないが、今日からでも会側から理事監事が大学に来て職務を取つて貰えば、心配ない筈で、それは維持員会でも決定している」と述べたが(同 六一七頁)、獅子吼会側は納得せず、その妥協策として、獅子吼会側は大阪銀行白山支店よりこの日の俸給支払いのために大学が借入した三〇万円は銀行に返済し、残り一〇〇万円を同行に預金し、問題解決後にそれを大学の口座に振り込むことを約束して歸つた。

九月二二日、学長小林啓善と京北校長柴田甚五郎との間で左記の「覚書」が交換され、この問題は解決をみて、東洋大学の口座に九月二四日、前記一〇〇万円が繰り入れられた。

覚書

東洋大学と京北側とは慣例に依り人事、会計等は互に相侵すことなく、独立経営を認めつゝあり、若し今後に於て財団

が大学及京北側を単一的に経営する如く変更したる場合の外は、従来の通り変化なきことを証す。

昭和二十四年九月二十二日

東洋大学財団理事、京北高等学校長、京北中学校長、京実中学校長 柴田甚五郎[㊟]
 東洋大学財団理事、東洋大学々々長 小林 啓善[㊟]

(同 六一七頁)

しかし、この双方の行き違いは、あとあと大学側の感情的なしこりとなって残った。

罹災建物の改修工事

獅子吼会の資金援助により、教職員給料の遅配欠配は解消された。また西校舎、講堂、図書館の改修、実験室の整備がおこなわれた。昭和二十四年九月二四日の最初の出資から、昭和二年三月三十一日までの資金援助を、大学が獅子吼会に差し入れた「借用証書」によってみると次のとおりである。

借用証書(写)

金八百四十五万六千三百五十二円二十銭也

自昭和廿四年九月廿四日 至昭和廿五年三月三十一日

右内訳

1	金一、三〇〇、一八七、二〇〇	昭和廿四年九月廿四日
2	金七〇〇、〇〇〇、〇〇〇	十月十九日
3	金三〇〇、〇〇〇、〇〇〇	十月廿日
4	金一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	十月廿八日
5	金二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	十月卅日
6	金一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	十一月十六日

7	金七〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〃	十二月十九日
8	金二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〃	十二月廿二日
9	金三〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〃	十二月卅日
10	金一五〇、〇〇〇、〇〇〇	〃	十二月廿八日
11	金五〇〇、〇〇〇、〇〇〇	昭和廿五年一月廿六日	
12	金一、二〇六、一六五、〇〇〇	〃	三月卅一日
計金八、四五六、三五二、二〇〇			

(二資料編 II下) 六〇九頁)

これらの借入金は工事費の他に、銀行への返済、土地購入支払い代金、経常部よりの仮受金の返済等にあてられた。工事の多くは獅子吼会関連の会社によって請け負われ、その費用は大塚日現により手形決済された。借入金のうち、直接現金で出資された金額を明示できる資料はない。

昭和二四年一月五日には新倉工業建設株式会社と工事請負契約を結び、罹災して十分な修復がおこなわれなかった西校舎の全面的な補修工事が、二〇〇万円の契約でおこなわれた。その後の獅子吼会經由で支払った工事を、昭和二六年三月三〇日調の「獅子吼会經由東洋大学工事支払表」でみると、次のとおりである。

獅子吼会經由東洋大学工事支払表

昭和二十六年三月三十日調

工事区分	請負金額	請負人	支払額
実験室水道工事	二七四、五三五円〇〇	文化給水社水島乙八	二三五、〇九〇円〇〇
講堂改修工事	一九七、〇〇〇円〇〇	新倉倉二郎	一九七、〇〇〇円〇〇
(一)ペンキ工事	一四二、五〇〇円〇〇	同	一四二、五〇〇円〇〇
(二)屋根補修		同	

える。

獅子吼会は東洋大学との約束にもとづき、昭和二四年九月二四日から翌二五年三月三一日までに、計八四五万六、三五〇余円の資金援助をおこなったが、当時、東京都の失業対策事業の日当が二四〇円（日雇労働者のことをニコヨンと俗称した）という貨幣価値の時代に、わずか半年間でこの膨大な援助資金を調達することは、大塚日現といえども大変な苦勞で、連日銀行廻りをして融資を受け、時としては寺院内の不動産を担保にして大学側の緊急資金確保に対応し、銀行への元利をふくめての返済には、その後、数年を要したという（獅子吼会関係者よりの聞き取りによる）。なお、獅子吼会からの借入金は借用証書記載の金額よりも多く、合計金額は九六〇万九、九四二円であった（昭和五三年三月二日、東洋大学から獅子吼会会長大塚正信宛に贈呈された「感謝状」による）。

第二節 学校法人東洋大学の設立

一 学校法人への組織変更と財団一体化問題

私立学校法の制定

終戦直後、連合国軍最高司令部の民主化政策の意向を察知した政府は、「私立学校ニ於ケル宗教教育ニ関スル件」（昭和二〇年一〇月一五日、文部省訓令第八号）において、私立学校の宗教は、それぞれ独自性をもった教育機関として、その存立の基盤を確立することになった。昭和二二年三月三一日公布された教育基本法（法律第二五号）は私立学校の「公の性質」すなわち公共的性格を明示し、その設置者は「法律

に定める法人」にのみ限定されることを定め(第六条)、さらに国公立学校の特定の宗教のための宗教教育は禁止するとして、私立学校における宗教教育の自由は認められた。また、同日公布された学校教育法(法律第二六号)は「私立学校とは、別に法律で定める法人の設置する学校をいう」(第二条)と定め、私立学校の自主性を尊重して、戦前にあつた監督庁の統制的権限を大幅に縮小した。

このような私立学校行政に対する考え方の変化によつて、私立学校の自主的な運営による健全な発展を期し、また戦災や急速なインフレの進行などにもなう私立学校の経済的危機を救済し、その永続性をはかるために「公の助成」が強く求められた。こうして、昭和二四(一九四九)年二月一日、私立学校法(法律第二七〇号)が公布され、続いて同施行規則が昭和二五年三月一日制定、同日学校法人登記令も制定された。

私立学校法は「私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによつて、私立学校の健全な発達を図ること」(第一条)を目的とする法律である。私立学校法は(一)私学行政の民主化、(二)学校法人制度の創設、(三)私学助成の三点からその制定の意義が指摘されている。(一)については私立学校の自主性を重んじ、所轄庁がその権限を行使する場合には、私学関係者を主として構成される私立学校審議会または私立大学審議会に諮問しなければならぬとし(第八条)、(二)については従前の民法の定める財団法人に代えて「学校法人」という特別法人を設け、その管理、運営の自主性を尊重するとともに、役員数の制限、構成要件、評議員会の必置など、少数役員の特権を排してその公共性を高めることが規定された(第三章 学校法人)。(三)については「公の財産」を「公の支配」に属しない教育等の事業に支出することを禁じている憲法第八九条との関係があつたが、第五九条で国または地方公共団体が私立学校に対して補助金を支出する等の助成をおこなうことができることと規定し、所轄庁の助成を受けた学校法人に対する権限を規定することによつて、私学に対する「公の助成」の憲法上の疑義を解消し私学助成を制度化した。私立

学校法は日本の私立学校制度にとって画期的な改革であり、その後の私学発展の制度的保障をなしたものであった。東洋大学は獅子吼会との関係からも、私立学校法の学校法人への切り換え期限からも早急に寄附行為改正をおこなわなければならないかった。

京北との財団一体化問題

財団法人東洋大学は東洋大学・京北中学校・京北実業学校・京北幼稚園を経営する財団である。すなわち、大正二（一九一三）年、学長前田慧雲の時、紆余曲折を経て当時、東洋大学と京北諸学校と別々の財団であったものが一つに合併して財団法人私立東洋大学となったものである。しかし、それまでのいきさつから、東洋大学側と京北諸学校側は人事、経理を別にしてそれについては互いに干渉しないという、いわゆる「紳士協定」なるものが自然とできあがり、形式上は一財団の下での各学校であったが、その実態は別個の財団のように各学校がそれぞれ経営の自主権をもって分立した状態で、三十数年間運営されてきた。東洋大学側からすると、このことが財団の弱体化を招き、強力な一貫した教育事業を遂行するための阻害要因であったとみなされ、文部省からはたびたび財団の強化が求められ、学長認可の際の付帯条件ともなっていたといわれる（橋高倫一「財団一体化運動経過」『資料編 II下』八〇六頁）。

昭和二二年になって、学監三沢元貫は大学・京北一体化の問題を提起し、しばしば論議が繰り返されたが、何らの進展もみないままに過ぎていた。しかし、大学、京北ともに新制への再組織化と財団法人から学校法人への切り換えという当面の必要に迫られて、昭和二四年のはじめ頃より真摯な検討課題として一体化問題が考慮されることになった。

京北諸学校は昭和二三年四月の学制改革により、京北中学校・京北高等学校・京北実業高等学校・京実中学校（文京区より委託された男女共学の中学校、昭和二二年開校）となった。昭和二五年四月には高校と実業が合併して、京

北高等学校普通科・商業科となった。学校長は柴田甚五郎で、主事は水野俊平、仲西春吉であった。

昭和二三年一二月七日、東洋大学側は明年の新制大学発足にあたり、財団寄附行為の改正を実現しなければならなかった。京北側に対して財団一体化について再検討の打診をおこなった（『東洋大学新聞』第五一二号 昭和二三年一二月一五日）。その後、財団維持委員会は財団一体化問題を検討する委員会を構成し、大学、京北中学校、京北実業学校から各校四名宛委員を選出した。そこで、昭和二四年一月二〇日、第一回委員会が大学側委員橋高倫一を座長に開催され、大学側より「財団一体化具現条件試案」が提出された。この提案をめぐって委員会の討議は続けられ、同年二月一五日第五回委員会が開催された。そして、その間、委員会とは別に大学側委員（橋高倫一、西義雄、高盛義雄、三沢元貫）と京北両校の全教職員との懇談会が前後四回開催された。大学側が提案した財団一体化具現条件試案は、次のとおりである。

財団一体化具現条件大学側試案

一、現行財団寄附行為の左記諸点を改正する

- 1、紳士協定と称する従来の三校不干渉主義を放てきし財団全般に関する役員権限を再認すること
 - 2、理事会の性格を明かにすると共にその権限を強化し、財団経営の最高執行機関たる実を与えること
理事の定員は十名乃至十二名とすること
 - 3、維持委員会の性格を明かにすると共にその権限を強化し、財団経営の最高決議機関たる実を与えること
 - 4、理事会及維持委員会の審議決定事項の内容を明記すること
 - 5、理事長は総長学長の兼務とし財団の名実共に代表者たる資格を明記すること
- 二、財団の経理を一本とし財政の一元的運営をなすこと
- 1、但し各校の収支予算の編成はその収入総額に基づく支出原則を優先的に認めること

2、共同施設の費用は共同財源により支弁するも各校の財政運営は自給態勢をとり、他校の財源に依存せぬことを確認すること

三、財団の人事は理事会に於て決定すること

1、但し教員の任免変更については教授会または教諭会に諮問しその同意を得ること

2、教職員の給与は財団共通の一定基準に基き支給すること

但し大学及び高校中学の給与基準にはそれぞれ差異あることを認めること

四、教育行政は各学校規程に基き自主的に運営すること

五、新設施設の教育施設ならびに研究機関の共同〔使〕用は協議の上可能な範囲により実施すること

六、高校卒業生の進学希望者は優先的に入学せしめること

〔東洋大学新聞〕第五一五号 昭和二四年三月一五日

この試案にもられた大学側の考えは各校が別個に新学制の設置基準を満たそうとつとめるよりは、各校の「経営・財政の一元化」をはかり、それによって教室をのぞいた講堂、図書館、運動場、体育館などの施設の共同化を実現して、各校個別では打開不可能な当面する経済的難局を乗り切ろうというものであった（前掲、橋高倫一報告）。

この大学側提案に対して、京北実業学校側（以下、京実側と呼ぶ）は原則的な同意を明らかにした。しかし京北中学校側（以下、京中側と呼ぶ）は現状維持を主張し、全面的な拒否の態度を固持して譲らなかつた。京中側は「根本精神には賛成だが実質的には賛成できぬ」（『東洋大学新聞』第五一五号 昭和二四年三月一五日）というもので、財団經理の一本化に強い難色を示し、京中側職員会議で「財政は各校別個に行うこと」を決議しているとして、財団一体化案に反対した。大学側は「財政は別にして一体化しようというのは、運命共同体といった観念のない身勝手な態度である」（同）として強く反発した。

このように大学側、京中側、京実側の意見の相違が明白となったので、これ以上の委員会審議は無用との結論に達し、委員会審議を第五回で打ち切り、この問題を三月一二日に開催される維持員会での検討に委ねることになった。

三月一二日の維持員会において、京中側より修正案が提出されたが、委員会における京中側の態度を何ら変更するものではなかった。一方京実側からは、正式に大学との一体化の意思表示があつた。この維持員会では結論を出さず保留とし、京中側の校友評議員会、父兄会などの総意の確認をまつて、京中側が最終的態度決定をすることになった（前掲、橘高報告）。

昭和二四年三月二三日開催された維持員会において、「財団寄附行為を確実に執行する件」として議事にはいり、いわゆる「紳士協定」（各校分立の慣行）の破棄が賛成一七票、反対（京中側）四票で議決された。そして、大学側と京実側の経営一体化が同じく同数票差で正式に決議された。この結果を受けて、京中側から新財団を作りたいので財団法人東洋大学から分離して欲しい旨の意思表示が動議として提出されたが、議題にないとして表決にはいたらなかった（『東洋大学新聞』第五一六号 昭和二四年四月一五日）。

四月三〇日、京中側の主事水野俊平、校友坂本安房、校長柴田甚五郎が大学を訪ね、学監成石義之、同愛沢恒雄立ち会いのもと学長加藤虎之亮に対し、「京中側の財団を分離して欲しい」旨の正式の申し入れを、口頭でおこなつた。これに対して大学側は「教員会、校友会の決議を附加して文書を以て申入れてもらいたい」旨を回答し、財団分離に關し善処を約した（『東洋大学新聞』第五一七号 昭和二四年五月一五日）。財団分離について、京中側主事水野俊平は大要次のように語つたという。

京実側は校舎が完備しているが京中側は校舎の四割を焼却され東洋側も復旧に大童である今日人事、会計までを一体化することは、両者共に復旧を遅延させることになる

また父兄、教師側は一体化について反対者が優勢で、これを無視することは不可能だ。父兄の声は在校学生の背にあると思う

京北高校を卒業し大学なら東洋だ、とまでの大学側が父兄に信用が厚ければ、少量の犠牲はあつても一体化は出来るだらうと思う

京実側の大学側との財団一体化はどの程度進歩(推)しているか知らぬがよいことであるが、諸施設の合併使用は、われわれには賛成できない。大学生側の喫煙その他悪影響が高校生に伝染する恐れがあり、又現在一運動場を京北・京実の両校で合同使用しているが、一日交替、一週三日の使用を許される丈である。これが若し大学、京実、京北の三校が校外に運動場を購入して、合併使用したとすれば生徒は年齢的に言つても大学生に威圧的に使用されることになり、徹底的に賛成は出来ない

図書館にしても、他大学より多量なる哲学書は一部の高校生には使用されても、大部分使用されない。また高校生が現在あこがれのたるサイエンス類の蔵書は当大学側には少ないと思う

どうしても閲覧図書種目に大いに差違があるため、図書館の合併使用も反対である。最後に大学には講堂建築の時に二教室を貸したまま、今日に及んでいる。また分離はしても井上學祖の根本精神はもち論、大学側に対しても会計を異にする姉妹校として、一体化の到来を待つものである。

〔東洋大学新聞〕第五一七号 昭和二四年五月一五日〕

これにより、大学側と京実側は経営上の完全な一体化をめざし、京中側は新しい財団を作り、それぞれ別個の道を歩むかみえた。

京北の財団分離

昭和二四年九月二八日、すでにみたように財団法人東洋大学の陣容が一新され、獅子吼会が学校経営に参画し、学校法人東洋大学の設立を前提とした組織の枠組が作られた。

昭和二四年一月二五日の財団維持員会において「旧京北中学を財団より分離すること」が決議され、分離が決定した（『東洋大学新聞』第五二三号 昭和二四年一月二五日）。旧京北中学校はすでに新制の京北中学校と京北高等学校に移行していた。一方、大学と京実の一体化が確認され、大実一体化促進委員会が設置された。そして、分離の具体化をすすめるため中学分離処理委員会が設けられた。しかし、大実一体化が話し合われるなか、京中側と京実側とは密かに京中・京実一体化をすすめていた。そして一方で、京中側は分離処理委員会で、分離しなくてもいいというの申し入れを大学側におこない、大実一体化に京中側も参加する姿勢を示した。すなわち、財団一体化をすすめるという方向で努力することになった。ところが、昭和二五年三月九日の東洋大学代表者（学長小林啓善、維持員柳井正夫、同高盛義雄）と京北側全維持員との懇談会前後に、京北側は京中と京実との一体化を決定し、昭和二五年四月におこなわれた財団維持員会において、京北側議案として「学則変更に伴い一中学、一高等学校にする件」が上程され、京北側はその承認を求めた。これは当然財団寄附行為の変更をとまなうものであった。

京北側は京中・京実一体の実現のもとで、東洋大学との一体化をすすめるという考えであった。つまり、京北側の考えでは東洋大学との一体化を実現する前提として、京中・京実一体となり一中学、一高等学校が東洋大学と一体化するという形をとりたいとするものであった。そのため、大実一体化を破棄し、昭和二五年度から京中・京実の会計を一本化し、四月より、京北高等学校・京北実業高等学校が合併し京北高等学校（普通科・商業科）となった。

これに対して、大学側は京中・京実一体化が進行していることに対し、京北側の不誠実を糾弾し、不信の念を強めた。大学側は昭和二四年三月二三日、および一月二五日の決議の尊重を訴え、はげしい論議が交わされたが財団一体化問題は膠着状態に陥った（『昭和二五年維持員会会議録』東洋大学秘書室所蔵）。

昭和二五年一月一八日、京北側会計監査問題を契機に、財団一体化問題を処理する小委員会が設けられ、「白紙

に還つて」再検討されることになったが、二三日、一月一日、三日と四回にわたる会合は進展をみず結局、財団一体化問題は決裂した。そのため、昭和二五年一月七日大学側、京北側維持員二五名を集めて東洋大学教授室において開催された財団維持員会（議長小林啓善）で、小委員会の報告を受けて全維持員は財団分離を承認し、正式に財団分離が決定された（『東洋大学新聞』第五三二号 昭和二五年一月八日）。

これにより、東洋大学および京北諸学校は各帰属する資産をもつて、それぞれ「学校法人」に再編成されることになった。そして、大学側五名、京北側五名からなる財団問題処理委員会が構成され、財団分離にもなう諸問題の処理にあたることになった。大学側処理委員会のメンバーは小林啓善、岡本喜一、西義雄、加藤精神、朝原梅一であった（同）。

財団一体化問題は四年におよぶ論議の末、結局は「分離」となったが、その根底には大学側、京北側の相互不信があつたと考えられる。京北側にとつては、獅子吼会の大学経営参加ということも、新たな問題として一体化問題に複雑な要因を加えたが、決裂の直接原因は京北側が大学側と同数の役員数を主張して譲らなかつたことであつたという。昭和二六年二月、京北諸学校は財団法人東洋大学から分離し、学校法人京北学園が成立した。

学校法人東洋大学の設立

以上みたように、京北問題が決着をみない限り、財団寄附行為を改正して学校法人へ組織変更することは實際上、不可能であつた。私立学校法は法律施行日（昭和二五年三月一五日）から一年以内に財団法人の組織を変更して学校法人になることができると規定し、昭和二六年三月一五日までに寄附行為の変更手続を所轄庁（文部省）に申請し認可を受けることを要求していた（同法附則2および3）。そのためにも、財団一体化問題の早急な決着が求められたが、「分離」という形で大学側、京北側ともに了解した。

寄附行為改正をすすめるにあたり、京北側との財産分離に関する交渉が昭和二六年二月まで継続されたため、改正

手続が遅れ、提出期日が逼迫して間に合わなくなる恐れがあったので、東洋大学は昭和二十六年一月一六日、「寄附行為案」（草案）を関係書類とともに文部省に提出した（前掲、獅子吼会「経過報告書」『資料編 Ⅱ下』六八九頁、これによると一月一八日提出、文部省受付日印一月一九日となっているが、文部省の学校法人への組織変更認可書では一月一六日付申請となっている）。これにより、校管第七三号をもって昭和二十六年三月五日、文部大臣天野貞祐より「学校法人東洋大学への組織変更」が私立学校法附則第三項によって認可された。

この寄附行為草案の作成者は監事坂本貢、同施行規則草案の作成者は常務理事三沢元貫であった。そして、三沢元貫のもと理事室付書記唐沢道夫が手続上必要な事務を担当した（同 六八八頁）。

この寄附行為草案提出後、昭和二十六年二月一六、一七の両日、千葉新聞社楼上千葉倶楽部および旅館牧野屋において理事会が開催され、全理事（学長兼理事長小林啓善、常務理事三沢元貫、同大塚又七、橘高倫一、岡本喜一、中武三）および監事坂本貢が出席して、寄附行為草案および同施行規則草案を逐条審議し、その結果大幅な修正が施され寄附行為および同施行規則原案が決定された（同 六八九頁）。

同年三月七日、午後二時教授室において大学維持委員会が開催され、小林啓善、三沢元貫、橘高倫一、加藤精神、安藤正次、高盛義雄、柳井正夫、田部重治、瀬川重礼、西義雄、長寿吉（以上一一名）、他に朝原梅一、尾張真之介（委任状）出席のもと、前記理事会決定の寄附行為および同施行規則原案を審議し、承認の決議をおこなった（同）。この維持委員会で承認される前に、理事会原案の寄附行為にもついて、一月一六日付申請の寄附行為草案の全面的な修正作業が唐沢道夫の手によって文部省内でおこなわれた（同 六九一頁）。そして、さきに述べたように、昭和二十六年三月五日これが認可され、学校法人東洋大学へと組織変更された。この時、三月六日付で校管第七三号「学校法人への組織変更について」が文部省管理局長より学校法人東洋大学理事長宛通知され、「変更後の学校法人寄附行為に

よる新役員を選任をすみやかに行われ、学校法人の運営について、「遺漏のないよう」にとの指示を受けた。また、次の条件の履行を要請された。

- (1) 借入金については、すみやかに償還計画を立て、これを償還すること。
- (2) 予算の臨時部収入については、寄附金、借入金に依存するところが多く、必ずしも健全な経営状態とは認められないから、すみやかに健全な経営状態の確立を図ること。
- (3) 未登記不動産については、すみやかに登記完了の上、その謄本を提出すること。
- (4) 既提出の不動産登記簿抄本については、抵当権の設定の有無等、その負担関係を示す書類を提出すること。

認可された学校法人東洋大学寄附行為および同施行規則は認可後、唐沢道夫によつて印刷に付され（三月一七日印刷稟議を起案）、小冊子として関係者に配布された。しかし、橘高倫一の証言によると、三月七日の大学維持員会承認後の翌八日、認可された寄附行為の一部が三沢元貫によつて、文部省において一部訂正されたという（三沢はこのことを全面否定する証言をおこなっている）。そこで、三月一五日緊急維持員会を開催し、三月七日の維持員会で承認されたものに戻したと説明して、緊急維持員会の承認を受けたといわれる（同 六九一―六九二頁）。しかし、文部省保管の寄附行為は一部訂正されたまま再修正されずに残り、のちに獅子吼会との紛争事件が発生した時、寄附行為改竄問題として取り沙汰されることになった（本章第三節二参照）。

学校法人登記令（昭和二五年三月一四日政令第三一号）による学校法人東洋大学の登記は、昭和二六年三月一三日におこなわれた（「登記簿抄本」東洋大学秘書室所蔵）。

二 新寄附行為による組織と運営

学校法人東洋大学寄附行為

前項で寄附行為成立の過程を詳述した。学校法人東洋大学寄附行為ははじめ草案が文部省に提出され、理事会原案によってそれが修正されて文部省の認可を得た。その後大学維持委員会において、理事会原案が承認されたが、その直後文部省において一部訂正がなされた。これが正式認可の寄附行為であるが、しかし、その訂正の非を認め、緊急維持委員会において維持委員会承認の寄附行為に戻し、それを印刷して小冊子とし、関係者に配布した。これが獅子吼会との紛争が起るまで、文部省認可の寄附行為として通用していた「昭和廿六年三月五日認可 学校法人東洋大学寄附行為（附施行規則） 東洋大学」である。

学校法人東洋大学寄附行為は全八章四四條、附則四條から成り、同施行規則は全三章二五條（附則とも）から成っている。学校法人東洋大学寄附行為は私立学校法第三章の「学校法人」の規定を雛形として、それに東洋大学の特殊事情を加味して作成されたものである。特に、寄附行為第八條（理事の選任）、第二〇條（評議員会）、それに対応する同施行規則の第一一條から第二三條の規定に学校法人東洋大学の寄附行為の特色をみることが出来る。寄附行為および同施行規則の当該条項を、対応させて示すと左記のとおりである。

学校法人東洋大学寄附行為

第五條 この法人に次の定数の役員を置く

- 一、理事 九名
- 二、監事 二名

第六條 理事のうち一人は、理事の互選により理事長とな

同施行規則

第十八條 寄附行為第五條第一項の理事は、教授会、校友会

- 会各二名、学識経験者四名、学長たる理事一名、計九名とする

第十九條 寄附行為第八條第二項による理事は、教授会、

る

第七条 理事長を除く理事のうち二人は、理事の互選によ

り常務理事となる

2、常務理事は、理事長を補佐して、この法人の常務を処理する

第八条 東洋大学の学長は、その在職中理事となる。

2、理事のうち六名は、選考委員会において選考し、評議員の承認を得て決定する。

3、前項理事の中二名以上は、評議員中より選考するものとする。

4、前三項の規定により選任された理事以外の理事は、この法人に関係ある学識経験者のうちから前三項の規定により専任された理事の過半数の議決をもつて選任する。

5、第一項、第二項及び第三項に規定する理事は、学長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

6、選考委員会については別に定める。
 第二十條 評議員会は、次に掲げる評議員をもつて組織する

一 校友会、及び学識経験者各二名、計六名とする

第二十條 寄附行為第八条第一項、第二項及び第三項によ

る学長及び理事の選出は、選考委員会において選考し、評議員会の承認を得るものとする

二、選考委員会は、教授会、校友会各二名、学識経験者四名、計八名を以て組織する

第二十一條 選考委員の選出は、教授会並に校友会におい

ては選挙により、学識経験者においては獅子吼会会長の推薦により夫々選任する

第二十二條 選考委員会の委員長は、委員の互選によつて

定める

第二十三條 選考委員会は、五名以上の出席により成立し、

其の決議は出席者の過半数による

第十一條 寄附行為第二十條第一号による評議員七名は、

教員の互選により六名、職員の互選により一名

一、この法人の設置する学校の教職員のうちから選任される者、七名（内一名は事務職員とする）

二、この法人の設置する学校を卒業したもので年齢満二十五年以上のものの中から選任される者 六名

三、この法人に関係ある学識経験者 十三名

2、前項第一号に規定する評議員は、教職員又は事務職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする

このように、理事定数九名のうち、学長たる理事をのぞいた理事の数を教授会二名、校友会二名、学識経験者四名とし、学長および理事を選考する選考委員会の委員の割合も同数とした。そして、理事のうち六名は選考委員会が選任し、残り二名の理事は七名の理事の過半数によって学識経験者のうちから選任される。学識経験者の理事は四名であるから、選考委員会で選任される理事のうち二名は学識経験者であることになる。また評議員の数も教職員七名（内一名は事務職員）、卒業生（校友会員）六名、そして学識経験者一三名とし、大学側と獅子吼会側と同数とした。寄附行為第八条第四項および第二〇条第一項第三号の「この法人に関係ある学識経験者」は同施行規則第十五条の規定から、明らかに獅子吼会を指定しており、学識経験者はすべて獅子吼会会長の推薦によって選任される規定となっている。理事会において選任される監事二名も大学側一名、獅子吼会側一名の割合であった。

学校法人東洋大学寄附行為および同施行規則上からみても、学校法人東洋大学はいわゆる大学側（教職員・校友）

を選出するものとする

第十三条

曾て本法人に勤務し、評議員の選挙権及び被選挙権を有した者が、再び本法人に勤務する時は、前条の当該各項による権利発生に要する期間を半減するものとする

第十四条

寄附行為第二十條第一項第二号による評議員は、校友会評議員を選挙人とし校友会員中より選任する

第十五条

寄附行為第二十條第一項第三号による評議員は、獅子吼会々長の推薦による

と獅子吼会側とが両輪となって運営される組織として発足した。そして、このことは獅子吼会が大学への援助に踏み切るにあたり、大学との間で交わされた「協約」にもとづくものであった。

学校法人東洋大学の組織変更当初の役員（すなわち財団寄附行為により選任された役員）は、

理事長 小林啓善、常務理事 三沢元貫、常務理事 大塚又七、理事 橘高倫一、理事 岡本喜一、理事 中武三、監事 国井淳一、監事 坂本貢

であった。そして、組織変更後のこの寄附行為による役員を選任は、すみやかにおこなわなければならないと規定されていた（寄附行為附則三）。

組織（理事会・評議員会）

学校法人東洋大学の役員は理事（九名）と監事（二名）である（寄附行為第五条）。理事のうち一人は理事の互選により理事長となる（第六条）。そして、理事長をのぞく理事のうち二人が理事の互選により常務理事となる（第七条第一項）。監事は評議員会の同意を得て、理事会において選任し（第九条）、理事または学校法人東洋大学の職員を兼ねることはできない（第一〇条）。学長たる理事をのぞく理事および監事の任期は四年で、欠員が生じた場合の役員の任期は前任者の残存期間である（第一条第一項）。役員は再任されることができ、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまではその職務をおこなわなければならない（同第一・二項）。

学校法人東洋大学を代表する者は理事長である（第一三条「理事長たる理事以外の理事は、すべてこの法人の業務について、この法人を代表しない」）。そして、学校法人東洋大学の業務決定は理事会によっておこなわれ（第一五条第一項）、理事会は理事をもつて組織される（同第二項）。理事会は「随時」理事長が招集するが、理事の過半数から招集請求のあった場合には、その請求の日から七日以内に理事長はこれを招集しなければならない（同第三項）。

理事会は「理事の三分の二以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない」が、「当該議事について、書面をもつて、あらかじめ、意志を表示した者は、出席者とみなす」(第一六条)とした。そして、理事会の議事は「理事の三分の二以上で決する」(第一七条)とした。役員は有給とすることができるとした(第一九条)。

評議員会は教職員から選任されるもの(七名)、卒業者から選任されるもの(六名)、学識経験者(一三名)の二六名によって組織される(第二〇条)。評議員の任期は四年で、欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は前任者の残存期間とした(第二一条第一項)。評議員は再任されることができ、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまではその職務をおこなわなければならない(同第二・三項)。評議員会の議長・副議長は評議員の互選によって決め、その任期は評議員会で定めるとした(第二三・二六条)。評議員会の会議は定例会と臨時会の二種とし、定例会は毎年三月、五月および一二月に理事長が招集するとし、臨時会は理事長が必要と認める場合、または私立学校法第四一条第五項の規定(「理事長は、評議員総数の三分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から二十日以内に、これを招集しなければならない」)により招集するとした(第二七条)。評議員会は「評議員総数の三分の二以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない」が、「当該議事について、書面をもつて、あらかじめ意志を表示した者は、出席者とみなす」(第三〇条)とした。そして、評議員会の議事は「出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる」としたが、議長はこの議決に評議員として加わることはできないとした(第三一条)。

寄附行為第二八条において、評議員会の議決を要する事項として、特に(一)予算、借入金(会計年度内収入によって償還する一時借入金をのぞく)、基本財産の処分、運用財産中不動産・積立金の処分、(二)合併、(三)寄附行為、施行規則に関する事項を定めた。

監事の職務は私立学校法第三十七条第四項第一号から第五号までの職務、すなわち「一 学校法人の財産の状況を検査すること。二 理事の業務執行の状況を監査すること。三 学校法人の財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査した結果不整の点のあることを発見したとき、これを所轄庁又は評議員会に報告すること。四 前号の報告をするために必要があるとき、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。五 学校法人の財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事に意見を述べること」と定め、学校法人東洋大学の決算の作成には監事の意見を求めなければならぬ（第三八条）とした。さらに評議員会への理事長の決算報告には監事の意見を添えなければならぬとし（第三八条第三項）、財産目録、貸借対照表、収支計算書および事業報告書の作成について、監事の意見を求めるものとした（第三九条）。

昭和二六年学校法人東洋大学成立時の全体組織を示すと前頁の組織表のとおりである。

学校法人設立時の大学財産

学校法人東洋大学設立時の大学財産は以下のとおりであるが、昭和二四年以降の土地購入および校舎建設、修復それに実験室等の設備の整備、図書購入等により資産の増

加をみた。これらは獅子吼会の援助、文部省からの戦災復興費、大阪銀行白山支店等からの借入金によって達成されたものであった。

資産再評価による修正財産目録

昭和二十六年三月三十一日

◎資産之部 一二〇、六四四、六九九円一二銭

(一) 基本財産

(1) 校 地

種別	用途	位区	坪数	取得年月日	記帳価格	備考
基本	学校敷地	文京区原町一	二二五、〇三坪	明二九、六、六		
宅	学校敷地	五番地ノ一				
〃	〃	五番地ノ五	一、五	〃		
〃	〃	六番地ノ一	二四四、一	〃		
〃	〃	六番地ノ二	五、七七	〃		
〃	〃	六番地ノ三	二、一	〃		
〃	〃	六番地ノ四	二五、一	〃		
〃	〃	六番地ノ七	三七、一	〃		
学校敷地	〃	七番地ノ一	三七五、一	〃	九、六八六、一二五円〇〇	
〃	〃	八番地ノ一	六九、一	〃		
〃	〃	一七番地	八二七、一	〃		
〃	〃	一八番地	九九三、一	〃		
〃	〃	一九番地	八八五、一	〃		

第二章 学校法人東洋大学の設立と経営問題

計										
			私有道路	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
			〃	〃	〃	〃	〃	一六番地ノ四	〃	二八番地ノ三
			ノ五	ノ七	ノ六	ノ三	ノ一	ノ五	ノ四	
			五畝八歩	四八三、八九	二九九、二	三三四、〇六	二四八、四	三二五、二九	一三八、一五	一〇九、六七
			〃	〃	〃	〃	昭二五、三、二〇	昭二四、四、九	〃	明二九、六、六
			昭二六、二、二六	昭二五、一〇、三〇						
	一四、三二三、二二五円〇〇				三、四一三、八七五円〇〇			八一三、二二五円〇〇		
		二〇〇、〇〇〇円〇〇								
		二〇〇、〇〇〇円〇〇								

(2) 校舎

種別	用途	位置	構造	建(延)坪	建築又は取得年月日	記帳価格	備考
基本	校舎	文京区原町一六	鉄筋コンクリート造三階建	四八九、四六	昭三、七、二四	二四、四八三、〇〇〇円〇〇	修理改造
〃	講堂	〃	〃	七〇〇、〇〇	〃八、一二、三〇	三五、〇〇〇、〇〇〇円〇〇	〓 勸銀借入担保
〃	図書館	〃	〃	三七九、一〇	〃四、八、一九	一八、九五三、〇〇〇円〇〇	
校舎	校舎	〃	木造瓦葺モルタル塗二階建	三三四、五八二	〃二三、六、四	六、四八七、六四〇円〇〇	政府借入担保
計	〃	〃	〃	一、八九三、一四二坪		八四、九二五、六四〇円〇〇	

(3) 校具及教具

種別	種類	数量	記帳価格	備考
有形	機械器具		一、四〇五、二九八円三五	
〃	什器雑品		六、四七九、四八八円六五	
〃	図書		一二、二二九、三三七円〇〇	
計			二〇、一一四、一二四円〇〇	

(4) 電話 大塚局 二、七二二番 三、二二二番 六三三円〇〇
 (二) 運用財産

(1) 土地 (基本財産以外のもの)

◎負債之部

一、借入金 一五、四四〇、二一三円七四銭
一四、七三〇、二〇二円二〇

借入金額	借入年月日	目的及使途	債権者	利率	償還期日	現在高	備考
六〇〇,〇〇〇,〇〇	昭三、八、三	校舎復旧	日本勸業B	六三、 分厘	昭三、五、二五	三九〇,〇〇〇,〇〇	割賦元利償還
六〇〇,〇〇〇,〇〇	昭三、二、二	校舎復旧	文部省	〃	昭三、六、二	三九〇,〇〇〇,〇〇	償還済額三〇万円
五八,〇〇〇,〇〇	昭三、三、五	校舎復旧	〃	四、五	昭三、三、二	五八,〇〇〇,〇〇	五十年据置
七三,二〇〇,〇〇	昭三、二、七	校舎復旧	〃	〃	昭三、三、二	七五,二〇〇,〇〇	年賦元利償還
三三,〇〇〇,〇〇	昭四、四、二	校舎復旧	〃	〃	昭三、三、二	三三,〇〇〇,〇〇	
一〇三,〇〇〇,〇〇	昭三、三、元	校舎復旧	〃	〃	昭三、三、二	一〇三,〇〇〇,〇〇	
一〇三,〇〇〇,〇〇	昭三、一、一	校舎復旧	〃	〃	昭三、三、二	一〇三,〇〇〇,〇〇	
一〇一,〇〇〇,〇〇	昭四、一、八	校舎復旧	〃	〃	昭三、三、二	一〇一,〇〇〇,〇〇	
一、二九六,〇〇〇,〇〇	昭三、二、八	校舎復旧	〃	五、五	昭三、三、二	一、二九六,〇〇〇,〇〇	
九〇,〇〇〇,〇〇	昭三、三、三	校舎復旧	〃	〃	昭三、三、二	九〇,〇〇〇,〇〇	
一,〇〇〇,〇〇〇,〇〇	昭三、二、六	校舎復旧	〃	〃	昭三、三、二	一,〇〇〇,〇〇〇,〇〇	
五〇〇,〇〇〇,〇〇	昭三、三、三	校舎復旧	〃	〃	昭三、三、二	五〇〇,〇〇〇,〇〇	
九、〇六九、四四三、三〇	昭三、三、三	校舎復旧	〃	〃	昭三、三、二	九、〇六九、四四三、三〇	
二、〇〇〇,〇〇〇,〇〇	昭三、三、三	校舎復旧	〃	〃	昭三、三、二	二、〇〇〇,〇〇〇,〇〇	
三、一五七、一〇七、一〇	昭三、三、三	校舎復旧	〃	〃	昭三、三、二	三、一五七、一〇七、一〇	

一、二 仮受金

一、〇一四円〇〇

適格審査料

三、前受金

六六八、六〇〇円〇〇

昭和式拾六年度 授業料

四四七、四〇〇円〇〇

〃 入学金

二二一、二〇〇円〇〇

四、退職積立金

五、六二一円二二

五、財団諸費未払金

三四、七六六円三二

◎差引正味財産

一〇五、二〇四、四八五円三八銭

(昭和二十六年四月一日現在 学校法人開始当時財産目録 学校法人東洋大学「東洋大学秘書室所蔵」)

法人寄附行為による最初の評議員・

学校法人東洋大学寄附行為、同施行規則は昭和二十六年三月一五日から施行され、

役員選任と加藤精神の学長就任

同年三月二〇日新寄附行為による最初の評議員の選出がおこなわれ、教授会・

職員・校友会は選挙により、学識経験者は獅子吼会会長の推薦により次のとおり選任された(「東洋大学法経学部設置

認可申請書控」等による)。

教員たる評議員 安藤正次、長寿吉、西義雄、瀬川重礼、田部重治、檜崎敏雄

職員たる評議員 柳井幸太郎

校友たる評議員 加藤精神、勝承夫、柳井正夫、朝原梅一、高盛義雄、二之宮英雄

学識経験者たる評議員 大塚又七、坂井改造、小管伊左雄、工藤修二、河野訥、森武喜、吉武太郎、佐藤伊兵衛、

宮里禎二、佐藤公重、鈴木公林、竹内公健、川西文夫

また、同日学長および理事選考委員に、田部重治・西義雄(教授会)、加藤精神・高盛義雄(校友会)、大塚又七・

岡本喜一・中武三・坂本貢(学識経験者)の八名が施行規則第二二条(「選考委員の選出は、教授会並に校友会にお

いては選挙により、学識経験者においては獅子吼会会長の推薦により夫々選任する」により選任された。そして、この八名の選考委員によって、寄附行為第八条第二および三項の理事が施行規則第十九条によって選考された。すなわち、評議員安藤正次・同西義雄（教授会）、岡村二一・評議員高盛義雄（校友会）、大塚又七（昭和二十七年二月七日評議員辞任）・岡本喜一（学識経験者）の六名が選任された。そして、昭和二十七年三月一〇日の評議員会において、この六名の理事が承認された。なお理事安藤正次が昭和二十七年一月逝去したので、国井淳一が後任理事に就いた。同日、学長たる理事が決定していなかったため、この六名のみによって寄附行為第八条第四項の「この法人に関係ある学識経験者」たる二名の理事、塚本秀進・坂本貢が選任された。そして、この八名のみ理事の互選（実際はすでに大塚又七の理事長就任が了解されていたので、承認行為であったという）によって、昭和二十七年三月一二日理事長大塚又七が選任された（「証明書」「学長専門部長認可申請書按文」東洋大学秘書室所蔵）。

寄附行為上は理事七名によって学識経験者たる二名の理事が選任され、また理事九名によって理事長が互選される規定であった。しかし、高盛義雄（評議員）の証言によると、昭和二十六年三月二〇日の評議員選出および理事選出に対して、学長兼理事長である小林啓善が強い不満を抱き、学長たる理事以下を選出して直ちに開催すべき評議員会を開催せず（寄附行為第二七条第二、三項では定例会、臨時会とも理事長が招集するのが基本である）、監事国井淳一の仲介によりようやく翌年三月になって評議員会が開催され、新理事の決定をみたといわれる。その評議員会は前述した昭和二十七年三月一〇日であるから、丸一年新理事の承認がおこなわれなかったことになる。その間、財団寄附行為によって選任された六名の理事が大学運営にあたったことになる。学長たる理事の選任はさきに触れた理由から前述した理事のすべてが選任されたのち、昭和二十七年四月三〇日の選考委員会において加藤精神が選考され、同年五月二〇日の評議員会で承認された。また同日、理事坂本貢辞任にともない、学識経験者たる理事として平野利が選任さ

れた(同)。また、監事として柳井正夫、宮里禎二が就任した。学長兼理事長小林啓善は、昭和二十七年三月三十一日辞任した(学長就任届「前掲『学長専門部長認可申請書按文』)。

また、学識経験者たる評議員のうち、昭和二十六年三月二〇日選任された評議員に若干の異同があった。昭和二十七年五月二〇日の評議員会当時の学識経験者たる評議員は、

坂井改造、川西文夫、竹内公健、鈴木公林、森武喜、佐藤公重、小管伊佐雄、工藤修二、吉武太郎、河野訥、永田福一、片岡繁、徳用常男

であった(前掲「証明書」)。

加藤精神の略歴

新しく学長となった加藤精神は明治五(一八七二)年九月二十九日、加藤平七の二男として愛媛県伊予郡北伊予村徳丸に生まれた。明治一五年一〇月、松山市道後石手寺に入寺し、翌一六(一八八三)年一二月同寺にて松尾章純師に随つて得度した。満一歳であった。明治一九年一〇月愛媛中学校を卒業、翌二〇年二月精神と改名した。同年、石手寺より東京遊学を許され、音羽の護国寺に入り、僧正高志大了に随い「四度加行」をおこなった。明治二二(一八八九)年一月一六日哲学館に入学し、二四年七月哲学館を卒業した(一八歳)。明治二六年一二月真言宗新義派大学林を卒業し、翌年八月豊山派特学生を命ぜられ、真言学および性相学を専攻のため、総本山長谷寺に登った。明治三〇年一月権大僧都に任命され、七月特学生を終え東京に帰った。同年一〇月群馬県碓氷郡磯部村普門寺住職を任命され(明治三四年四月東京都西多摩郡増戸村横沢の大悲願寺に移住)、翌年一〇月真言宗東京高等中学林の教師を任命された。

明治四一年八月豊山大学教授に任命され、大正五(一九一六)年一月豊山派宗務長に就任した。大正七年五月豊山大学長に就任、大正一四年七月豊山派管長に就任し、大司教大僧正に任命された。同年大正大学創立に尽力し、大正

一五年大正大学教授に任命された。昭和二年四月、東洋大学教授となり、仏教科主任を命ぜられた。翌三年四月東京帝国大学印度哲学科講師となり、真言学、唯識学を講じた（昭和七年三月辞職）。昭和五年一〇月練馬区中村町南蔵院住職に任命され、昭和九年四月大正大学学長に就任した（一二年三月満期辞任、一五年四月再任、一七年三月満期辞任した）。昭和二年四月大正大学名誉教授となり、二三年六月大正大学より文学博士の学位を授与された。昭和二七年五月、東洋大学学長に就任、昭和三〇年一月再任されたが、昭和三十一年一〇月一八日午後九時〇三分、順天堂病院西ヶ原分院において満八四歳で逝去した。一〇月二五日東洋大学葬が営まれ、一二月二四日総本山長谷寺において宗葬が営まれた。

主な著述に『大日如来の研究』（豊山公論社 大正五年）、『仏教哲理の発達』（大東出版社 昭和七年）、『観音経講話』（有光社 昭和一六年）等がある。

加藤精神逝去後、遺稿として大蔵出版より昭和三二年に出版された『大乘仏教の起原及び発達』の序において、椎尾弁匠は「思うに加藤君は特色ある異材であった。私を見る処では、先づ君が維新進取の機運に乗り丁年新設の哲学館に活仏教を学び感激、つづいて長谷に研学したことが識見の精峻と学風の緻密とを養った。……長谷に籠つた君は瑜伽性相に専らなることとなり、又よく三密六大の教学を正伝することとなつた」（二頁）と述べ、神林隆淨は「権田（雷斧）僧正に次いで豊山派内では、豊山の学風を身に付けて居る方は加藤（精神）僧正の右に出るものは無いであらう。権田僧正が派内で学者として認めて居られたのは、同僧正だけであつた。加藤僧正は哲学館（今の東洋大学）に於て、井上円了先生の訓陶（訓）を受けて居られたから、権田僧正の見解とは少々異つた点は存して居られたが、豊山の学風を帯して居られたことに変りは無い」（四一五頁）と述べている。

第三節 大日本獅子吼会との紛争

一 大学経営体制をめぐる対立

紛争の底流

前述したように、大日本獅子吼会の経営参加によって、東洋大学は当面の財政危機を回避し、教授会・校友会（大学側）と獅子吼会との間に亀裂が生じ、経営権をめぐる紛争へと発展し、互いに裁判で相争うこととなった。しかし最終的に、この紛争は和解をもって円満に解決した。

まずはじめに、この紛争の底流を成していたと考えられる「借用証書」の扱いをめぐる経過からみることにする。教授会・校友会側（大学側）と獅子吼会側とは役員の数においても、評議員の数においても全く同数を確保し、新寄附行為による役員選出においても何の問題も生じなかった。大学側は獅子吼会からの資金援助と引き換えに役員、評議員の半数を獅子吼会側に認め、学校法人東洋大学施行規則にそれを謳った。

獅子吼会の経営参加の経緯をみると、大学側は当面の財政危機を乗り切るために、無条件に近い形で獅子吼会側の要求を受け入れたようにみえる。そして、大学側がその要求を呑み得たのは、小林啓善が常に言っていたという「無利子無期限無担保」の資金援助、つまり大僧正大塚日現の「恩借金」として、いわゆる返せるようになったら返す「出世払い」とそれを解釈していたからであった。事実、学校法人東洋大学設立の際、文部省においてすぐには返済請求しないということを獅子吼会側理事が確約して、設立認可が下りたといわれる。

しかし、昭和二五年夏頃になって獅子吼会側の理事岡本喜一および学長兼理事長小林啓善から、維持委員会の席上等において再三にわたる担保請求があつたといわれる。獅子吼会側としては、貸付けた八四五万円の金額に対する担保を、法的に裏付けておく必要があると考えたものであろう。大学側はこの請求に対して、協議員会（大学側財団理事・維持員によって組織され学長の諮問に應ずる）の結論として拒否したが、担保提供の代わりに要求されたという「借用証書」を書くことになった。理事三沢元貫がその案文を作成した。この借用証書は昭和二四年九月二四日から昭和二五年三月三一日までの借用金明細一覽のあとに、次の文章が記されている。

下記の通り本拝借金は世上一般のものと異り狛下（大僧正大塚日現）の偉大なる御人格の発露による御同情と御好意に充てる大学再建の爲めの積極的御支援でありますから本学も亦其の恩義に対し格別責務の重いことを確認致すのであります。本学の現況は狛下御差遣の理事監事各位の御承知の通り未だ経済的安定を得るには到つて居りませんので、返済の義に就いても力めて費を節し努勉経営に当り、可及的速に遂次誠意を以て御返済致しますから御諒承願います。茲に学内機関の議を経て借用の御証を差上げます。

猶本借入金に就ての経緯並にこの恵沢に対する本学の感謝と報恩の誠意とを披歴することも無下には徒事ならざるを思い、茲に概略を附記致します。

〔資料編 II下〕 六〇九—六一〇頁〕

そして、附記として「一、拝借に到る迄の本学の状況」「二、本拝借金の意義並に性格」「三、本拝借金の効用」「四、本拝借金に対する大学の態度」の四項目の記述があり、そのなかで、大僧正大塚日現は「東洋大学を立派な大学として生かす事は、其の事自体即法門の大道と觀ぜられ、本学のための大慈悲行を發願せられ」、そして「本学も亦其の崇高なる仏心に感応し、学祖（井上円了）以来第二代の名譽学長として御迎え致した次第であります」と述べ、獅子吼会の資金「貸与」と同会の「有力なる人士」との「異体同心」の経営の結果、「昨夏の暗澹たる憂色」はわず

か一年にして「明朗なる喜色」に彩られるようになったが、これも「猊下の偉大なる仏行の如実の発露にして始めて可能なる偉業であり、本学一同の感謝の情は到底筆紙の克く尽し得るところではありません」（同 六一頁）と謝辞を述べている。

なお、ここに記されている「第二代の名誉学長」というのは、昭和二四年一〇月一七日、それまでの資金援助に対する恩義に報いるため、学長小林啓善の強い要請により、維持員会で大塚日現を名誉学長に「推戴」する決定をみたものである。同年一二月一九日、会長大塚日現の誕生日（古稀）に合わせて午後一時より名誉学長推戴式が挙行され、次いで古稀祝賀会が催された。大学側より学長小林啓善、理事三沢元貫、学生課長野口正之、教務課長愛沢恒雄、教授側より加藤精神、瀬川重礼、西義雄、田部重治、学生側より学生自治会委員長長原孝以下一〇名が参列した。会長大塚日現は「私は名誉、地位を欲する者ではない、ただ私は困っている者を助けることが一番好きで、そういう気持ちから東洋大学を援助するのである、要は『行言実行』である、不言実行ではない、そして幅広い世界の人傑が東洋大学から出てもらうのが私の念願である」と感想を語ったという（『東洋大学新聞』第五三三号 昭和二四年二月一五日）。

この印刷された借用証書（写し）には書かれた日付も宛先も、署名もない。実際に、獅子吼会側理事一同によって、会長大塚日現に提出されたが、日現は怒りをあらわにして、「こんなものを貰うために金を出したのではない。あなた方はまだわたしの本意がわからないのか。そんなちつぽけな気持ちで大学が救えるか、もつとわたしの心を汲み取って欲しい」と声を荒げて獅子吼会側理事たちを叱責したという（前記獅子吼会関係者からの聞き取りによる）。投げ返されたといわれる借用証書がどこにあるのか明らかではない。『東洋大学新聞』第五三〇号（昭和二五年一〇月一五日）の記事によると、昭和二五年一〇月四日の維持員会（実質は協議員会）において借用証書を入れることが決定し、同月一日の維持員会において維持員全員の署名捺印がおこなわれたという。

この借用証書の差し入れについて、大塚日現は全く知らなかったといわれ、またその意思によるものでもなかったという。獅子吼会側理事たちの配慮によるものであったとみられ、大学側も大塚日現の「本意」ではないと考えていた。

この予期しなかった担保請求および小林啓善にも懇請されたという借用証書の差し入れは、大学側にとって大きなショックを与えるものであったと推察される。なぜなら、大学側はさきに触れた借用証書附記によっても明らかのように、「東洋第一の大学とせん」とする大僧正大塚日現の「仏行」として、この資金援助を受け取っていたからである。またこの借用証書を協議員会での議論の末、差し入れることになったのは、「更に永く、猥下の大慈悲による絶大なる御援助を懇願」〔借用証書〕写『資料編 II下』六一一頁）する意図も込められていたからとみることもできる。しかし、昭和二五年度以降獅子吼会の資金面での援助はなかったといわれる。このことも、大学側の不満を醸成し、紛争の感情的底流を成していたとみられる。

この借用証書が返済期日も返済方法も記載されておらず、あたかも感謝状のような体裁をとったのは、当時の大学財政状態からみて、その返済を迫られた場合の言質（証拠）を与えないためであったろう。大学側と獅子吼会側とは仏教者としての大僧正大塚日現に対する大学側の信頼によって成立していた。その仲介をつとめたのが大塚日現と「師弟の間柄」（日現が創立六三周年の祝辞で述べた。『東洋大学新聞』第五三一号 昭和二五年二月八日）の校友である小林啓善であった。しかし、すでにみたようにその小林啓善は昭和二七年三月、獅子吼会との間にも齟齬をきたしていたといわれ、結局、学長兼理事長を辞任し、大塚又七（大塚日現の娘婿）が理事長に就任した。

紛争の発端

昭和二九年三月頃、理事長大塚又七の公金流用が発覚し、理事長の責任問題がとりざたされた。しかし理事長大塚又七はその職を辞さなかったため、理事会は総辞職した。そこで、新理事を選ぶ選考委

員会が開かれたが、その過程において、教授・校友の大学側と獅子吼会側とは理事八名の配分、および学長の選考をめぐって鋭く対立した。この対立は成立をみた理事会の合法性をめぐって裁判に持ち込まれ、二年におよぶ訴訟事件となった。これがいわゆる「獅子吼会事件」と呼ばれているものであるが、その直接の発端をなしたのが、はじめに触れた理事長大塚又七の校費からの不正流用であった（なお、獅子吼会側では「不正」を避け「不整」という語を使用している）。

理事長大塚又七は昭和二八年一月四日会計課長柳井幸太郎に命じて、大塚個人用自動車購入の目的をもって七二万円を支出させ、また、同二九年二月二四日使途を明示しないで五〇万円を支出させた。この五〇万円は私的使用のポイラー三台の購入費であったとみられる（昭和二九年三月一八日「緊急理事会記録」東洋大学秘書室所蔵、以下理事会、評議員会等の議事録は同室所蔵）。

理事長大塚又七の公金不正流用については、理事会で問題になる以前に校友会で問題となり、獅子吼会側でもすでにその対処に苦慮していたといわれ、獅子吼会側理事から校友会選出理事国井淳一を通じて校友会側に対して、理事長問題の処理についての相談があったともいわれる。

獅子吼会関係者からの聞き取りによると、ある日、大学側から関係者が理事長問題の処理について、会長大塚日現へ直接相談をもちかけるために獅子吼会を訪れたという。その席上、大塚日現は袈裟をはずし開口一番、「このたびは又七（大塚）が大変不整（不正）なことを仕でかし、大学側にご迷惑をかけて申し訳ない、謹んでおわび申し上げます」と手について大学側関係者に陳謝したという。

校友会常任委員会は理事会に対して次のような要望をおこなった。

校友会常任委員会要望事項

今回の大塚理事長の問題については校友会としては甚だ遺憾に堪えぬことである

のみならず目下に類する事項についても種々なる風評あり学園内外の均しく注目する処である

仍つてこれが解決については校友会は一切を柳井（正夫）副会長高盛（義雄）議長に委任し暫く静観するので理事会は至急問題の真相を極め法人監事の職権発動其の他の調査等を待つことなく公明に善処せられんことを要望す

昭和二十九年三月十一日

東洋大学校友会常任委員会

学校法人東洋大学理事会御中

（東洋大学秘書室所蔵）

昭和二十九年三月一八日の緊急理事会において、理事長は弁明を求められ、「すぐ支払ふ予定であつて深く考^{（トキ）}いてゐなかつた」と弁明した。獅子吼会側理事は「大塚氏は貌^{（容）}下の身代りに出てゐる会から一千万円出してあるがこれに對して利子も何も取つてゐない代償もとらないこの観点より見方によつては一時時借をしても恕する点もある」としたうえで、「校友会より火の手も挙がつてゐるので折入つて御考慮願ひたい」と述べ、理事会として理事長関係の会計調査を要請した（「緊急理事会記録」）。

校友会副会長で監事である柳井正夫はこの問題に火を付けた中心人物とみなされ、理事長側から種々の圧力を受けたといわれる。そこでそれに抗するため、同二十九年三月二五日、職権をもつて単独で会計の監査を実施した。そして、その結果を四月一七日の評議員会に報告した（昭和二十九年四月一七日「評議員会記録」）。評議員会ではこの問題は理事会の問題であるとして、理事会で処理すべきことを決議した（「東洋大学内紛の真相」『資料編 Ⅱ下』六二三頁）。

理事長大塚又七はこの問題が起きてから、順次支出金を返済したが、昭和二十九年八月六日、理事会宛に送付された監事二名による「会計監査報告書」によると、現金支出と返済の関係は次のとおりであつた。

昭和二十九年八月六日

東京都千代田区麹町五ノ六

柳井正夫 ㊤

学校法人 東洋大学理事会

御 中

会計監査報告書送附について

頭書のことにつき別紙の通り報告書を送附するので貴理事会においては本報告書に基き更めて早急に協議の上善処方を要望する。

なお右に関する協議決定事項は文書を以て本監事に報告されたい。

追て昭和二十八年年度決算書の末尾にはすべて本報告書を書写添付されたい。

一金五十万円也 昭和二十九年二月二十四日 現金支出

昭和二十九年三月十七日 返済

右は使途を明示せず会計課長をして支出せしめた。

一金七十二万円也 昭和二十八年十二月四日 現金支出

昭和二十九年四月三日 二十七万円返済

昭和二十九年五月十一日 四十五万円返済

右は自己の自動車購入の目的を以て会計課長に支出を命じた。

追て他の一人の監事宮里禎二氏〔獅子吼会選出〕は右の事実は認めたが都合によりこの報告書に連名することが出来ない事情にあるとのことであるので申添える。

(東洋大学秘書室所蔵)

これによると、四月一七日の評議員会の時にはまだ完済されていない(さきの「東洋大学内紛の真相」では、評議員会の監事報告の時にはすでに「貸借関係」は解決されていたと記述されている)。大塚又七が自動車(フォード)

購入費として大学に支出させた七二万円の処理については、大学がそのフォードを買い取り、その代金をもって大学への返済の一部にあてる、ということによって理事会の決定をみた。その価格査定は理事国井淳一、同平野利、監事柳井正夫が業者および関係者からの聴取によって、五五万円と決定した（四月八日「理事会記録」）。不足金を補つてすべての返済がすんだのが、五月一日であった。しかし、これによって理事長問題が解決したわけではなかった。会計課長から支出させた現金は理事会の承認を受けた正式の借用ではなく、理事長の専断であったため、その道義的責任が大学側理事・監事により追及された。理事会における大学側と獅子吼会側とはともに、理事長辞任やむなしとして、五月一七日の理事会において、大学院校舎完成後（一〇月末予定）、理事長の善処を促す旨の合意ができ、五月二八日の理事会において理事長は「現段階では大学院完成後理事長を辞めることを含めて善処したいと答^{（答）}いる外ない」と述べ、周囲の事情を考慮したうえで善処する考えを示した。しかし、この善処の内容が明確でなかったため、六月七日の理事会において、

理事長は大学院竣工後適当の時期（理事会に委せる）に自発的に辞意を表明する
但し理事会の意志によつて撤回させることができる

（六月七日「理事会記録」）

という結論を得て、これを理事一同が了承し、次回の理事会において理事長からの「確答」を得ることになった。そして六月一〇日の理事会で、理事長は「適当な時期に善処する善処の中には辞めることも含めてである」と回答した。一方、六月二七日開催された校友の集まりである「六月会」は次のような「申合せ」を理事会に通

校友会の決議

知した。

昭和二十九年七月九日

東洋大学理事会 御中

六月二十七日母校において開催したわが六月会は左記の申合せを為し、これを母校理事会に通知することを決議したのでこゝに御報告いたします。

申 合 せ

われらは往年の愛校精神を想起し、かわらざる熱情を以て母校の現状を注視しその健全なる運営と発展とを希うものである。

六 月 会

出席者

西川悦^(歴) 関敬吾 鶴沢幸治 相沢栄久 青島友治 中里竜雄
石川暁星 越川貞一 渡辺光平 柳井正夫 小野正孝 国井淳一
岡村二一 古川時雄 勝承夫 秦秀雄 和田玄之

註

六月会は大正十二年惹起された母校改革運動に挺身し大正十三、十四、十五年に卒業又は在籍した者を以て組織する校友の団体である。
(東洋大学秘書室所蔵)

七月一八日の理事会において、理事長問題に関して理事岡本喜一より「減俸月五千円十ヶ月で御諒承願いたい」旨の懇請があり、大学側理事より不満が続出したが重ねての謝罪と懇請により、結局減俸額・期間は理事会で定めるということで、反対意見はあつたが、理事一同の了承を得た。理事長からも陳謝の辞があつた。同日開催された評議員会においても、この理事会の了承事項が報告され了承された。そして、七月二二日の理事会で、理事長から謹慎の意

を表して自分の間休みたい、ただし理事会には出席するとの申し出がありこれを了承した。しかし、理事長退場後校友理事から「減俸だけでは教授校友が承知しない何とか辞任させる方法はないか」との発言があったが、結論を得なかった。獅子吼会側としては理事長の減俸と謹慎によつて理事長問題は解決したという立場をとつた。

七月二四日開かれた校友会常務委員会は「減俸による解決は道義が立たない最悪の場合は告訴も辞さない」との結論に達し、委員六名（青木平三郎等）が選ばれ獅子吼会にそのことを進言することに決定した、と理事会で報告された（七月二七日「理事会記録」）。

七月三十一日、校友会総会は左記の決議をおこなつた。

決議

大塚理事長の件に関し理事会を不信任する

右決議する

昭和二十九年七月三十一日

東洋大学理事会殿

東洋大学校友会総会[㊤]

（東洋大学秘書室所蔵）

理事会の理事長問題処理に対する一部校友・教授の不満が校友会総会の決議となつて表面化した。形式的には七月一八日の評議員会の了承によつて、理事長問題は結着をみたとみられるのであるが、必ずしもそのすべてについて完全な合意が得られたわけではなく、評議員会の構成から考えてみても、相当の不満を内部に抱えたままの組織機関としての結着であつた。獅子吼会側は当初、理事長の辞任やむなしの態度を示し、その方向で解決をはかるかにみえた

が、理事長が明確な辞任の意思を表明しないなかで、獅子吼会側は減俸による解決をはかり、辞任問題に触れない形で結着をつけようとした。そこには獅子吼会側における大塚又七に対する対処の変化という、同会内部の問題と学内情勢に対する同会の危機意識もあつたと推察される。

教授会等の対応と総辞職

理事長問題は以上のように推移したのであるが、その結着のつけ方に校友会のみならず、教授会からも強い不満が表明された。経済学部教授会は昭和二十九年八月七日、左記の決議をおこなった。

決議

経済学部教授会は去る四月十九日評議員会において明らかにされた大塚理事長背任の件に関しては、理事長並びに理事各位の良識に全幅の信頼をおき、ひたすら大学の使命に則した明朗なる善処解決あるを期待して本日に及べり。然るに去る七月十八日の評議員会においてもその解決は極めて曖昧であることを露呈し、理事会の大学の公器たるを疑わしむるものあり。かくのごとくして徒らに時日を空費するは大学の運営と発展に禍根を残す虞多大なり。よつてこゝに経済学部教授会は、八月三日開催の学部長会議において、各学部教授会が理事長不信任の決議をすることに意見の一致をみたことを承認し、左記の決議を行うものなり。

記

一、学校法人東洋大学理事長大塚又七を不信任する。
一、理事長において自発的辞任の意思なきときは理事会は速やかに理事長更迭の決議をなし、これが実現につき有効適切なる措置を八月二十日までに完了すること。

右決議する

昭和二十九年八月七日

東洋大学経済学部教授会
(東洋大学秘書室所蔵)

このような理事長の「即時引退」を要望する決議は八月一九日、文学部教授会からも、理事会に提出された。八月二〇日、法経学部教授会は理事会に対して「明確なる解決」を出席者全員一致で要望した。同教授会はさらに九月五日、理事会総辞職を求める左記の決議をおこなった。

決議

法経学部教授会は八月二十日の決議に於て理事会の善処を要望したるも其後の経過を見るに善処の実を認め得られざるを以て此際内外の情勢に鑑み理事会全員退任の上新陣容を以て本学の興隆に努力する事を要望す(出席全員一致)

昭和二十九年九月十五日

東洋大学法経学部教授会

理事会御中

(東洋大学秘書室所蔵)

また、校友会は九月六日、校友会副会長柳井正夫の名で、さきに理事会宛提出された七月三十一日の校友会決議に対する「処置方」を、文書をもって回答するよう理事会に要求した。

これら教授会、校友会の強い圧力を受けて、法経学部教授会の決議のあった翌九月一六日、理事長大塚又七ははじめて辞意を表明した(二月八日「理事会記録」)。しかし、理事長大塚又七は自らの「名分」が立つようにはしてくれなければ辞任できないとして、ざるざる辞任をさきに引き延ばし、辞表を提出しなかった。理事会は理事長辞任の時機・方法を検討するため、柳井正夫、田部重治(大学側)、宮里禎二、坂井改造(獅子吼会側)の四名で協議するこ

とになったが、すでに解決済みとする坂井に拒絶され、その目的を完遂できなかった（前掲「真相」『資料編 Ⅱ下』六二五頁）。一月二日の理事会後、理事長をのぞいた理事による協議において、理事会の大勢は理事全員の総辞職に傾いていった（一月二日「理事会記録」）。

理事総辞職

昭和二十九年一月一日、ついに理事会は総辞職した。理事会としては総辞職によってしか、理事長大塚又七を辞任させる方法がないという状況であった。理事長問題は基本的には理事長の個人的な責任の問題であり、理事会内部で早期に解決すべき問題であったが、結局九カ月もの日時を費やした。獅子吼会側は、「大学の機関に於いて解決し終止符を打った理事長問題を、一部校友及教授が更に火を点じ、油を注いで問題の拡大を計るに至」つたと述べているが（前掲「真相」『資料編 Ⅱ下』六二五頁）、理事会における処理のもたつきがだんだんに過去のさまざまないきさつや、また大塚又七の大学運営に対する反発を増大させ、大学側対獅子吼会側という対立の構図として露呈されたとみられる。この噴き出した対立の構図はそのまま、次の新理事選出の選考委員会に持ち込まれることになった。

選考委員会

一月一日、理事総辞職にともない後任理事選出の選考委員選出の依頼状が、学長、校友会長、獅子吼会会長に発送され、各選出母体において選出がおこなわれた。教授会は文学部（学部長田部重治）が一八日西義雄、瀬川重礼を、二〇日経済学部（学部長松本信次）が佐々木哲郎を、また法経学部（学部長清水虎雄）が内山慶之進をそれぞれ選考委員候補者として選び、二二日の学部長会議（田部、松本、清水、文学部第二部成瀬正勝）において、西義雄、佐々木哲郎を選考委員として選出した。

校友会は一月二六日柳井正夫、畑山博を選出し、学識経験者は二九日、平野利、坂井改造、森武喜、石田道孝が獅子吼会会長の推薦を受け、教授会二名、校友会二名、学識経験者四名の選考委員が決定した（施行規則第二〇条第

二項)。昭和三〇年一月一日、理事長大塚又七の名で選考委員が委嘱され、同月八日第一回選考委員会が開催され、委員長に西義雄を互選した（前掲「真相」「資料編 Ⅱ下」六二六頁）。

この選考委員会は六名の理事と一名の学長たる理事を選考し、評議員会の承認を得るものである（寄附行為第八條第二項、施行規則第二〇條第一項）。選考委員会が選考する六名の理事は教授会、校友会、学識経験者各二名である（施行規則第一九條）。そして選任された七名の理事によつて残り二名の理事を「この法人に關係ある学識経験者」から選任するものである（寄附行為第八條第四項）。

しかし、この選考の過程で「この法人に關係ある学識経験者」二名に關して、獅子吼会側選考委員から、それは獅子吼会会長の推薦によることになつていたので了解してほしいとの要望が出され、一方、大学側選考委員はこの条文通りに「学識経験者」と解すべきであるとして、なかなか選考が進展しないという事態になつた。委員長西義雄は選考委員会の役目は六名の理事の選考であつて、残り二名の選任はその役目ではないと主張した（昭和三〇年一月二十七日「理事會記録」）。そこで、昭和三〇年一月二十七日の理事會において、寄附行為制定時の關係者を参集させてはつきりすべきだとの意見が出され、二月七日に關係者を集まつてもらうことを決定した（同）。

昭和三〇年一月三十一日、二月一日付で小林啓善、三沢元貫、橋高倫一、中武三、坂本貢、柳井正夫宛その依頼状が發送されたが、小林、橋高兩名は欠席との通知があつたので、二月三日担当理事の決裁を受けてこの兩名に書簡を送り、次のことを照会した。

この法人に關係ある学識経験者（単に学識経験者とあるものも含む）とありますのは獅子吼会会長の推薦を指すものか又は文理解釈によるものか貴見御教示賜わり度く追つて御参考まで寄附行為一部同封申し上げます

〔稟議書〕東洋大学秘書室所蔵

旧役員証言

同年二月七日、学長室で開催された「理事会と旧法人役員との会」には、大塚又七、国井淳一、西義雄、加藤精神、岡本喜一、高盛義雄、平野利、瀬川重礼の八理事と、旧役員として三沢元貫、中武三、坂本貢、柳井正夫、石田道孝の五名が参集した（「理事会と旧法人役員との会記録」）。この会においても獅子吼会側と大学側の当時の関係者は微妙に相違する発言をおこなった。坂本貢は「獅子吼会側は学識経験者としては入つて貰うことが私立学校法においては適当であると考えて起案した」と述べ、「獅子吼会長の推薦である評議員十三名理事四名は当時小林啓善氏も橘高氏も賛成して成立した」と述べた。これに対して三沢元貫は、

提携の際私は三百万円では出来ない少くとも東洋一の大学にするには三千万円は入用である旨を申したら御導師の御気持が読めたのでその有り難い御気持を頂戴したので学校法人の寄附行為は文部省の雛形によつて作つたが本日問題になつてゐる点は審議するときは問題にならなかつた細いことまではうたう必要がなかつたので理事総辞職とか学長の辞職とかの細い部分は定めなかつた

然し条文は必ずしも獅子吼会員と定めた訳ではなく気持の問題である

と述べて「定款を作るときは問題はなかつた教授校友が大学の継承者であるのだからこれを応援する理事の数如何は問題でないといふ考いであつた」とし、「御導師の尊い御気持によつて半数以上と言つたことさいあるが形の上で半数出せるように寄附行為を作つた次第である」と述べている。しかし以上のことを要約する形で「六人の中二人は獅子吼会から選出し他の二人はその内閣に協力してくれるものであればよいと広義に解釈すべきである」と考へて「言した。この三沢元貫の双方の立場を考慮したような発言は獅子吼会側中武三、大学側柳井正夫からそれぞれ強い反発を受けた。結局、この会合では今までは大学側四、獅子吼会側四の比率で問題なくおこなわれてきたということが確認されただけであつた。」

また、この会合に不参加の小林啓善は、当時大学再建に尽力した当事者の一人である校友岡村二一の「小林啓善氏の証言に寸分の誤りなきことを証明し速やかに事態の円満なる解決を望む」とする「証明書」を添え、昭和三〇年二月五日付で理事長宛に書簡を送った。そのなかで小林啓善は「財団法人から学校法人に組織変更されたときにも定款の定むる所に従つて役員の変更を行つたのでありますがこの時にも何ら異議も支障もなく約束通り各役員の数半を大塚殿の推薦に委ねて無条件で諸氏の就任を認めていたのであります」とし、「当時この様な約束がなかつたとしたならば大塚日現殿と東洋大学とは何らの関係も生じなかつたであろうし今日東洋大学の存立も保し得られなかつたであります」と述べ、さらに「二、二、四の協約による比率が厳守されている事実は如何なる証拠にも勝る生きた証拠でありましてこれ以上の活証は他にありませんまい」として、「不義不信の争い」をやめ早急な解決を望む、と最後の最後に結んでいる（「疏明書類」『仮処分命令申請』東洋大学秘書室所蔵）。前教授で当時宇都宮大学教授橘高倫一は欠席のまま、書面による証言もなかつた。

理事・学長の選考

同年二月一三日、選考委員会は教授会竹田復・松本信次、校友会西川悦巖・坂戸公隆、学識経告した。そして、理事会は評議員会開催を、議論の末学長選考をまつて開催することに決定した（二月一四日「理事會記録」）。しかし、その学長選考は大学側委員と獅子吼会側委員との間で、選考する対象範囲が全く正反対であったため難航した。すなわち、獅子吼会側は学長は第一に教授のなかから三名の候補者をあげ、そのなかから選考する、第二に校友のなかから選考する、第三に学外から選考すると主張したが、大学側は第三者からの選考を主張した。このため二月一九日の選考委員会は結論を得ず、二月二四日の選考委員会ではようやく妥協がなつて、二月二五日正式に加藤精神が再任され、「東洋大法選考第貳号」をもつて二月二八日の理事会に報告された（同）。大学側委員の学長加

藤精神選任の考えは、総辞職によつてやむなく学長を辞任したのであるからもう一期お願いするというものであったが、獅子吼会側では意中の学長があるとして学長加藤に強く反対したといわれる。このように理事選考が難航した理由を獅子吼会側は「大学側選考委員が、寄附行為第八条四項の学識経験者理事二名を獅子吼会側から選出せず、校友教授から各一名づゝ選出し、二、二、四の比率を三、三、二の比率にせんとする陰謀を、会側選考委員が知り、二、二、四の比率を守らんとするところに遅延の原因があつた」とし、「柳井〔正夫〕、西〔義雄〕両氏は第八条四項の学識経験者理事が、獅子吼会側から選出さるべきことを承知の上で、文字解釈に籍口して必しも獅子吼会に限定しないと主張し不信不義の行動に出でて事態を混乱せしめたのである」(前掲「真相」『資料編 Ⅱ下』六二七頁)と述べている。

学長・理事の承認

学長および理事六名が選考されたので、評議員会を開催することになつたが、寄附行為第八条第三項の規定により二名以上は評議員でなければならぬが、評議員の理事は松本信次だけであることが明らかとなつた。そこで、再度選考委員会がもたれ三月七日の理事会において、評議員選出理事は校友・教授側一名、獅子吼会側一名とすることでままとつたことが報告された。これにより三月一四日獅子吼会側の坂井改造が評議員を辞し、入れ替わつて理事平野利が評議員に推薦された。これによつて規定を満たすことになり、三月一八日評議員会が開催された。この評議員会は獅子吼会側の「新理事は新評議員と一体でゆくのが建前である然るに任期僅か十二日の旧評議員によつて新理事を承認することは妥当でないとお評議員の資格で選ばれた式名の理事は評議員選挙の結果失格することも考^(トキ)えられる」とする立場と、校友・教授側の「大学は新学期を目前に控えてゐる選考委員会が延引したためこんな結果になつた大学のために速かに承認すべきだ」とする考えが鋭く対立して、なかなか新理事承認まですすまなかつたが、監事であり校友会副会長である柳井正夫が個人としての立場で、獅子吼会選出評議

員の質問に「協力してくれるなら獅子吼会から従来の通り四人の理事を出すことも結構である私は今後この問題に関しては容喙しない」と獅子吼会側の立場を容認するとみえる答えをし、理事長の今までの事実説明があつて、ようやく学長・理事の承認がおこなわれた（「昭和参拾年参月拾八日評議員会記録」）。

理事長・常務理事決定

昭和三〇年三月三十一日学長室でおこなわれた「新理事に就任すべき者の懇談会」（出席者 加藤精神、岡本喜一、平野利、松本信次、竹田復、西川悦巖、坂戸公隆）において、学識経験者の理事二名選出の問題について懇談がおこなわれた。ここでも獅子吼会側は従来どおりの比率を求め、柳井正夫、西義雄が獅子吼会副会長の大家現楠と会談した際も、獅子吼会側四名の実現に努力するとの回答であつたと主張した。これに対し大学側は「従来の問題に拘泥しないで現在の寄附行為によつて判断すべきである」とし、「学識経験者即獅子吼会」と考えないで、寄附行為の「明文通り」の解釈をすべきであると主張し、真向から対立した。獅子吼会側の理事予定者二名はこの問題が解決しない限り理事承諾書は提出しないと、三月一八日の評議員会での挨拶も「就任の意志表示」ではないとした（同懇談会「記録」）。

同年四月四日、配達証明郵便にて四月六日午後五時、理事会開催の通知が東洋大学理事会座長加藤精神名義で、平野利、岡本喜一の両名にのみ出されたが、これは加藤精神の関知するところではなかつたという。平野・岡本両名も未だ理事就任を承諾していない段階での「理事選考に関する正規の理事会」開催は「不適法」であるとして、理事会開催は承諾できないとの見解を、内容証明郵便で四月五日学長理事加藤精神に宛てて通知した（「通知書」写 東洋大学秘書室所蔵）。

このような経緯があつたため、四月六日開催の会議は獅子吼会側からすると、三月三十一日の懇談の続会としての理事懇談会であつたが、大学側からするとそれは正式な理事会であつた。残されている記録もふたとおりあり、一方は

「四月六日理事懇談会記録」（記録者前事務局長大橋主城）であり、もう一方は「理事会議事録」（大学側理事署名）となつてゐる。前者は各理事の発言を進行にそつて記載したものであり、後者は議事録としてまとめたもので、三月三十一日の懇談を新理事による第一回理事会とし、この会談を第二回理事会としてゐる。この理事会は大学側と獅子吼会側とが訴訟で争う発端となつた理事会であつた。

この理事会は学長室において午後五時より開催され、松本信次、西川悦巖、坂戸公隆、竹田復、加藤精神、岡本喜一、平野利の七名の理事全員が出席、大橋主城・四元義正が記録を取つた。学長加藤精神が座長の席につき理事会開催を宣言する前に、獅子吼会側理事（岡本・平野）と大学側理事（西川・坂戸）との間で別室で懇談がおこなわれたが、獅子吼会側より二名の理事を出す件につき、大学側の同意が得られなかつた。この懇談は午後五時二五分から午後六時まで続けられた（懇談会記録）。

座長は理事会開催を宣言し（時間ははっきりしない）、第一議案「寄附行為第八条第四項に規定する学識経験者より理事二名を選出する件」を各理事に諮つたが、獅子吼会側理事は「今日は懇談会であつて理事会ではない」（前掲「真相」『資料編 Ⅱ下』六三一頁）と主張し、「座長の一存で懇談会は五時前で理事会は五時からだと云うがそんな事は自分は認めない」（同）と座長加藤精神に詰問した。そこで理事竹田復は「学識経験者二名は一名を獅子吼会一名を教授校友から歩みよつて選出することは出来ないか」（懇談会記録）という妥協案を提出した。この提案を議題として審議しようとした時、松本信次から教授側の理事で懇談したいとの申し出があり、座長の承認を得て別室で協議した結果、「学校幹部との懇談の結論と異なる」（同）として、松本は竹田復提案に反対を表明した。

これに対し、岡本喜一は「それでは私共は理事を辞任させていただきます。今日まで学校を円満にするつもりでやつて来ましたが学校法人東洋大学寄附行為第八条第二項の項により選出された理事を辞退します」（理事会議事録）

と述べ室外へ去ると、理事長大塚又七が入室し、岡本・平野兩名の辞任届と理由書を読みあげ、「第八条第二項による理事六名中二名の欠員を生じたので、改めて選考を致す手続を取ります」（同）と言って、辞任届と理由書を持つたまま退室した。

竹田復から辞表は「旧理事長」（大塚又七）宛ではなく座長に出すべきだとの意見などがあり、座長は「岡本、平野両氏は棄権したものと認め」（同）、理事会を続行し寄附行為第八条第四項（学識経験者理事二名の選出）による理事の選任を、残った五名の理事によつておこなつた。投票の結果、教授西義雄、校友勝承夫を選任し、休憩の後、七時二〇分より再開され、西・勝兩名を召致しその承諾を得た。次いで第二議案「寄附行為第六条の理事互選による理事長の選挙」を七名の理事でおこない、投票の結果、松本信次が理事長と決定、座長は議長を理事長松本に譲り、第三議案「寄附行為第七条による常務理事の互選」にはいり、校友より西川悦蔵、教授より西義雄が常務理事に選ばれ、兩名はこれを受諾した。ここに、寄附行為第六条、第七条による理事長および常務理事二名が決定した（同）。次いで第四議案を審議し、さきに提出された事務局長大橋主城の辞表（三月七日付）の件に関して、新理事長にあらためて大橋より六日付辞表が提出され、その承認を受けて理事坂戸公隆の事務局長兼務を理事会は決定した。これによりこの日の理事会案件をすべて決定し、午後九時散会した。

なお、前理事長大塚又七に提出された平野・岡本兩名の辞任届は左記のものであった（平野利のものを挙げておく）。

御 届

学校法人東洋大学理事に選考せられました但し理事中の一部に於て寄附行為に付き

私儀

背信的解釈をなし又会議召集に付き挑戦的方法を執りますので斯くては今後円満な理事会の運営を期待し難く仍て理事就任の承諾を致さないことを表明します

尚評議員会の選考承認の時を以て理事就任を承諾したものと看做す解釈を執る場合は本屆書を辞職届として御取扱ひ下さい

右御届け致します

昭和三十年四月六日

平野 利

学校法人東洋大学

理事長 大塚又七 殿

〔疏明書類〕『仮処分命令申請』控 東洋大学秘書室所蔵

二 訴訟問題へ発展

大学側の訴訟提起と獅子

翌四月七日、理事長松本信次は大塚又七に対して事務引継を申し入れた。大塚又七は西

吼会側の反対提訴

義雄、勝承夫の理事選任は無効であり、したがってこの兩名を加えた理事長互選は無効

であるとの理由で、いまだ事務引継の段階ではないと回答し、新理事登記に必要な旧理事の辞任届等の引渡しを拒否した。

大学側は昭和三〇年四月八日、松本信次が申請人となって、東京地方裁判所民事第八部に大塚又七、岡本喜一、平野利、塚本秀進の四名の「職務執行停止並に妨害排除仮処分命令申請」の訴訟を提起した。さらに同月一三日には「妨害排除仮処分申請」を切り離して、同裁判所民事第九部に提起した（前掲「経過報告書」『資料編 II下』六五〇

頁)。これに対して、獅子吼会側は同月二五日、大塚又七、岡本喜一、平野利、塚本秀進が申請人となり、松本信次、西義雄、勝承夫、西川悦庵の四名を被申請人として、「職務執行停止並職務妨害禁止仮処分命令申請」の反対訴訟を同裁判所民事第八部に提起した(同)。これら提訴はそれぞれ提訴順に事件番号昭和三〇年(ヨ)第一九七一号、昭和三〇年(ヨ)第二〇八九号、昭和三〇年(ヨ)第二三一九号として受理された(同)。東京地方裁判所民事第八部は獅子吼会側提訴の仮処分命令申請事件を最初に取り上げ、昭和三〇年五月一九日午後一時より口頭弁論を開始した(「口頭弁論期日呼出状」東洋大学秘書室所蔵)。

獅子吼会側の仮処分命令の「申請の趣旨」は、

一、被申請人等は本案訴訟(理事選任無効確認訴訟)終結に至るまで被申請人松本信次は学校法人東洋大学理事長としての職務を被申請人西川悦庵は同大学常務理事としての職務を被申請人西義雄同勝承夫は同大学理事としての職務を執つてはならない

二、被申請人等は申請人等の学校法人東洋大学理事としての職務遂行を妨害してはならない

旨の仮処分命令を求む

(「仮処分命令申請」控 東洋大学秘書室所蔵)

というものであった。

獅子吼会側の主張は学識経験者二名の理事選任にあつて、定足数七名を欠く(会側は岡本喜一、平野利二名は新理事ではないとする)残存理事五名による二名(西義雄、勝承夫)の理事選任は寄附行為第八条第四項の規定に「違背する無効行為」であり、さらにその二名を加えた七名による理事長、常務理事等の互選行為もまた無効行為であり、したがって、理事長大塚又七、理事岡本喜一、同平野利、同塚本秀進は適法な新理事選任登記がなされない限り、昭和二七年三月以来いまだその職責にある者である、というものである(「仮処分命令申請」控)。さらに、無効な選出

によって選任された理事（被申請人）の「地位と行動を放置するときは学務の運営は不当に阻害せられるばかりでなく延ては学内經理の危殆を招来する事態にある」（同）と主張した。

これに対して、大学側は「答弁書」（昭和三〇年六月六日付）を東京地方裁判所民事第八部に提出した。その「答弁書の趣旨」は、

申請人等の申請を棄却する

訴訟費用は申請人等の負担とする

旨の御裁判を求むる

〔答弁書〕控 東洋大学秘書室所蔵

というものであった。

そして、「申請の原因に対する答弁」で申請人らの新理事長、理事の選任の無効論に反駁し、「被申請人等並申請人岡本喜一、同平野利の正当なる理事長理事としての登記手続は有効完全であつて申請人等の之に関する反対の主張も否認する」とし、獅子吼会側と全面的に対立した。

寄附行為改竄問題

大学側、獅子吼会側双方とも「準備書面」等の提出、証人の申請によってその主張の立証につとめ、口頭弁論を重ねて争った。そして、その過程で（六月一〇日の第三回口頭弁論の時に持ち出されたという）、大学側は昭和二六年三月五日認可され、文部省で保管されている寄附行為と大学で用いられている冊子体の寄附行為が相違する事実を発見した（前節参照）。現行の寄附行為と文部省認可の寄附行為との相違は第八条第二項・第三項の規定にあつた。そして、現行寄附行為を実質的に意味づけていたのが施行規則であつた。いまその相違を示すと次のとおりである。

現行の寄附行為

第八条 東洋大学の学長は、その在職中理事となる。

2、理事のうち六名は、選考委員会において選考し、評議員の承認を得て決定する。

3、前項理事の中二名以上は、評議員中より選考するものとする。

4、前三項の規定により選任された理事以外の理事は、この法人に関係ある学識経験者のうちから、前三項の規定により選任された理事の過半数の議決をもつて選任する。

5、第一項、第二項及び第三項に規定する理事は、学長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

6、選考委員会については別に定める。

大学側はこの事実を改竄とみなして、「獅子吼会側の重要な策動によつてなされたものである」（昭和三〇年七月六日 被申請人「準備書面」控 東洋大学秘書室所蔵）とし、「評議員中より四名選出すべき理事を式名に減じ、此の式名減じた分を獅子吼会員より送り込まむとする目的の許に斯く変更が加へられたもの」（同）であるとした。獅子吼会側は「現行寄附行為の外に所謂真正なる寄附行為なるものは存在したことは絶対にありません。唯同法第八条理事

文部省認可の寄附行為

第八条 東洋大学の学長は、その在職中理事となる。

2、理事のうち四名は、評議員中より選考委員会において選考し、評議員会の承認を得て決定する。

3、理事のうち二名は、この法人の設置する学校を卒業したもののうちから、選考委員会において、選考し、評議員会の承認を得て決定する。

4、前三項の規定により選任された理事以外の理事は、この法人に関係ある学識経験者のうちから、前三項の規定により選任された理事の過半数の議決をもつて選任する。

5、第一項及び第二項に規定する理事は、学長又は評議員の職を退いたときは理事の職を失うものとする。

6、選考委員会については別に之を定める。

選任に関する事項に不慮の事故が発見されたに過ぎません」(前掲「経過報告書」『資料編 II下』六八〇頁)とする見解であった。

寄附行為改竄問題は裁判における橘高倫一、三沢元貫、小林啓善の証言によって(前掲「経過報告書」『資料編 II下』六九一—六九三頁)、ほほどのような経緯でこのような考えられないことが起こったかが明らかにされた。そして、明らかな事実は現行の冊子体寄附行為は維持委員会の承認を得ているが、文部省の認可を得ていない。これとは逆に、文部省保管の寄附行為は認可を得ているが維持委員会の承認を得ていないということである。そして、大学側、獅子吼会側とも現行冊子体寄附行為を認可されたものとして、それによって理事等の選考をおこなってきたという事実である。

認可された寄附行為と現行寄附行為との理事選出方法の相違が明らかになったので、獅子吼会側は認可された寄附行為(大学側、獅子吼会側ともこれを当然ではあるが、「真正な」寄附行為と認めている)にもとづき、仮処分申請の理由を拡張し、昭和三〇年二月一三日の選考委員会で選考された理事六名のうち、三名は評議員ではないので選考は無効であり、他の二名を選考する理事定足数七名中三名を欠いたものであり、したがって四月六日の西・勝両名の理事選考は無効であるから、これらによる理事長、常務理事の選任も無効であると主張した(昭和三〇年七月一三日「申請趣旨の訂正並に請求原因追加申立」控 東洋大学秘書室所蔵)。

これに対して大学側は評議員の資格のない三名のうち一名は選考の際には評議員ではなかったが、昭和三〇年三月一八日の評議員会で評議員就任の承認を受けたから有効であり、他の二名は現行寄附行為によって理事に選任されたのであり、「真正な寄附行為が顕在せるを意識しつつ之に違反せる手続によって選任されたのとは選を異にする」ので、また大学の円滑な運営上からも、かかる選任手続はなお有効であると主張した(昭和三〇年八月一二日 被申請人「第

二準備書面」控 東洋大学秘書室所蔵。

事件の根底

この仮処分命令申請事件の直接の争点は現行寄附行為第八条第四項の「前三項の規定により選任された理事〔学長理事と六名の理事の七名〕以外の理事は、この法人に関係ある学識経験者のうちから、前三項の規定により選任された理事の過半数の議決をもつて選任する」という規定の「選任された理事の過半数の議決」の解釈に関わるものであったが、その根底にあったのは「第二準備書面」（被申請人松本信次外三名の陳述）で理事会も評議員会も、定足数の半数を獅子吼会側の申し入れのままに受け入れ、「実質的には獅子吼会の承認なき限り学校法人による学校の運営は出来ない」と云ふ非常な窮屈なものとなつて了つた」と述べているように、「不如意なる獅子吼会との繋がりは何とかして一日も早く切り離さねば近代的大学としての威容は達成出来ぬ」と考えた大学側の獅子吼会不信にあった。

これに対して獅子吼会側は、

最近に至て漸く大学財政の基礎も固るに到るや被申請人松本信次・監事柳井正夫・西義雄等を擁する一派の者は獅子吼会々長の恩義を忘却し、獅子吼会を大学より排除せんとする策動を弄し、殊に理事中「学識経験者四名」を指して立法趣旨並に当時取決等を離れて、単なる抽象的解釈を實行しようとするに至つた。新理事選考に当て申請人岡本喜一、平野利が理事選任を辞退するに至つたのは右者等が多衆を擁して右の意図を實行せんとすることは、余りに道義を没却するものとして右者等の反省を求め之を敢てするに至つたものである。

（昭和三〇年五月一九日 申請人「上申書（申請原因の追加）」控 東洋大学秘書室所蔵）

と述べ、大学側の「恩義を忘却し」、「道義を没却する」態度を非難した。

東洋大学全国校友支部長会は昭和三〇年五月二九日、「この時に於て全国校友支部長は現理事を絶対信頼すると共

にこの緊急なる事態を速に拾取し獅子く会对するいわゆる恩借なるものを一日も早く返済し以て自主的な学園の運営に復元し爾今かゝる問題を永久に惹起することなきよう現理事に要望する」とする「要望書」(東洋大学秘書室所蔵)を理事会宛に提出した。経済学部教授会は左記の「要望書」(同)を学校法人東洋大学宛提出した。

要 望 書

経済学部教授会は大学本来の使命遂行に幾多の妨害を加えつゝある獅子く会会長推薦の役員に対し不信任の意を表すると共に教授、校友側選出の役員を絶対信任し真正なる学校法人東洋大学寄附行為に基づき速かにその施行規則を改正し獅子く会との一切の関係を清算することを要望する

右決議す

昭和三十年六月十一日

東洋大学経済学部教授会
連 署

学校法人東洋大学
理事長 松本信次殿
学 事 長 加藤精神殿
常務理事 西川悦巖殿
同 西 義雄殿
理事 坂戸公隆殿
事務局 長 坂戸公隆殿
理 事 竹田 復殿
同 勝 承夫殿
監 事 柳井正夫殿

東洋大学校友会は昭和三〇年六月一日、「決議書」(同)を理事会に提出し、そのなかの一項で「東洋大学理事会は直ちに真正な寄附行為の実施を行い速かに諸規則を改正して学園の運営を民主的に正常化されんことを要望する」とする決議をおこなった。六月一四日には東洋大学職員会が、六月一五日には東洋大学文学部教授会、東洋大学法経学部教授会がそれぞれ同様の要望書を理事会に提出した。

三 和解の成立と川西学長の就任

仲裁委員による和解交渉

昭和三〇年八月二九日、裁判長より和解の勧告があった。裁判所としては、紛争の当事者ではなく、仲裁委員による和解を提唱したといわれるが、大学側、獅子吼会側ともこれを受諾し交渉にはいつた。一方が学校法人であり、他方は宗教学法人であるという立場を考慮し、判決による決着で

仲裁委員は裁判所側一名、大学側および獅子吼会側各二名(正・副)の委員を選出し、都合五名で構成された。大学側は塩入亮忠(校友・川越喜多院貫主)、川西正鑑(教授)を決定し(九月二日両名受諾)、獅子吼会側は川西文雄、永田公楠を決定、裁判所側は中立的な立場で弁護士高野絃雄を決定した(前掲「経過報告書」『資料編 Ⅱ下』六七三頁)。同月五日より第一回仲裁委員会が開始された。

この和解交渉にはいるにあたり、裁判長の前で、大学側、獅子吼会側は左記の条件に違反しないよう確約したという(同)。

- 一、和解交渉中は、互に相手方を刺戟するが如き言動は慎むこと
 - 二、校舍建築の如き予算処置を要する新規事業をしないこと
- 又新規に教職員等の増員を行はないこと

三、速かに監事の会計監査を実施すること

このようにして開始された和解交渉はそれぞれの側から仲裁案が仲裁委員会に提出された。

獅子吼会側仲裁委員からは「(一)役員半数は大学と獅子吼会と結ぶ時の約束であり、現行寄附行為がこの約束の下に理事四対四の原則を規定しているので、この原則を認めること (二)現理事は総退陣し新たに理事の選任を行うこと (三)新理事の選任は昭和二十四年以降理事又は監事となつたものを除外すること。 (四)大学と会との紳士協約に依れば、学長又は理事長は双方から選出することになつてゐるが、今回に限り右二名を大学側に譲ること」という和解案が、大学側からは「(一)獅子吼会から借用した金は返済する。(二)大学の経営から手を引くこと。(三)名誉学長の称号を解消する。但し恩義に対しては何等かの形において残す」という全く妥協する余地のない案が提出された(同「資料編 II 下」六七三頁)。そして、仲裁委員会は一三回におよぶ会談をもつたが合意を得ることができず、和解交渉は打ち切りとなつたが、仲裁委員会は解散せず一〇月七日の会合で無期休会とすることになつた。一〇月五日の仮処分法廷において、裁判長は一〇月一四日の「結審」を言い渡した(同 六七五頁)。

この仲裁委員会による和解交渉の打ち切りについて、獅子吼会側と大学側の和解案の開きが大きかつたこともあるが、獅子吼会側によるとさきの三条件に大学側が違反し、

(一)、経済学部教授会(学部長川西正鑑、仲裁委員)が九月一〇日、大学側の和解案と同じ決議をおこない翌一日の読売新聞に掲載した。また「東洋大学再建の三原則」および「本学の近況について」なる印刷物を配布し獅子吼会を誹謗する宣伝をおこなつた。

(二)、熊谷組によって新校舎(鉄筋コンクリート造地上五階地下一階建、総工費約一億二〇〇〇万円)の工事が、大学財政を無視してすすめられている。

という事実の確認により、獅子吼会は裁判長に和解打ち切りの申し入れをおこなったという(同 六七四頁)。

なお、ここでいわれている「東洋大学再建の三原則」というのは「第一 学祖の遺訓を遵守すること」、「第二 私立学校法に基き経営すること」、「第三 真正寄附行為を実施しその施行規則を大改正すること」というもので、大学側が仲裁委員会に提案し(九月二十五日)、獅子吼会側もその原則そのものは承認する意思を示したといわれるが、大学側が配布した印刷物はこの三原則を楯に、獅子吼会を排除しようとする意図のもとで、その解説をおこなったものであった。

代理人による和解交渉

仲裁委員会休会後の一〇月一日、裁判所側仲裁委員高野絃雄の私案として、左記のような和解案が提示された。

一、当事者双方は、東洋大学の健全な発展興隆を祈念し隔意なき協議を遂げた上次のような条項で妥協和解する

一、当事者双方は左の三原則を遵守する

(1) 学祖の遺訓を遵守すること

(2) 私学法に基き学校を経営すること

(3) 真正寄附行為を実施し、その施行規則を改正すること

二、学校側は会側よりの恩借金の返還としての金壹千五百万円を会側に支払うこと

三、大塚日現師の名誉学長は従来通り存続し、協議の上更に学内に同師の胸像を建て、大塚講座の設立を考慮すること

四、会側より選出の役員は辞任し、会側は今後直接学校の経営に関与しないこと

五、協議の上、双方共同の声明書を発表すること

以上

(坂戸公隆記述「理事会常務会會議録」東洋大学秘書室所蔵)

この高野案に対して、獅子吼会側は裁判長の希望により「代案」を提出した。それは、

- 一、役員半数四対四の協約を認めること。但しその期間は一期（四年）とする。
- 二、新理事の選任については双方協議すること。
- 三、其他に関しては新理事会で協議すること。

〔前掲「経過報告書」資料編 II下〕六七五頁〕

というものであった。裁判長は一四日の結審を一七日に延期し、その間に大学側、獅子吼会側双方の代理人（弁護士）による直接折衝を要望したので、双方代理人は二回の折衝をもったが、これも結局不調に終わった（同）。その結果、裁判長は一〇月一七日午前一一時仮処分訴訟を結審とし、一〇月三十一日の判決言い渡しを宣した。しかし、同日午後、裁判長は双方代理人に対して直接訴訟当事者本人による和解交渉をおこなうことを勧めた。それは裁判長、陪席判事が当事者双方のなかにはいることによって、双方の主張の調整をはかり、判決によらないで最終的和解にもつてゆこうと意図したものであった（同）。

昭和三〇年一〇月一九日、裁判所において午前一〇時より、大学側松本信次・西川悦
当事者本人による和解交渉
巖・西義雄・勝承夫（以上当事者本人）それに弁護士一ノ瀬長治、獅子吼会側大塚又

七・岡本喜一・平野利（以上当事者本人、塚本秀進は欠席）それに弁護士森武喜が出席して第一回の会談がもたれた。この会談で大学側は学識経験者の理事二名を、教授、校友、獅子吼会以外の第三者から選任し、その人選を裁判所に一任すると主張し、獅子吼会側は学識経験者二名のうち一名は第三者から選任し、その人選を裁判所に一任するが、他の一名は獅子吼会側から選任すると主張し、両者は妥協できなかつた（同 六七六頁）。

一〇月二一日、第二回の会談がもたれたがここでも裁判長から示された候補者について、双方の意見は一致しなかつた。同月二四日、裁判長は大学側の了解を取つたあとで、獅子吼会側に裁判所選任理事候補者として鳥山喜一（史

学科教授、前富山大学学長 を獅子吼会側希望者として、森清（中央大学教授）を大学側希望者として示し、獅子吼会側の返答を求めた（同）。

第三回会談は一〇月二六日おこなわれ、獅子吼会側は鳥山、森両理事選任の条件として、

- 一、名誉学長（へ）の非礼に対し善処すること
- 二、事務機構の改革、特に去る四月餓首された三職員を復職させること
- 三、獅子吼会側から常務理事一名を出すこと
- 四、共同声明を出すこと
- 五、今回の理事選任は特例であること

の五条件を裁判長、判事に提示し、大学側にその承認を求めた。大学側はこの五条件を承認し、鳥山、森両名を学識経験者理事として選任することを了解した（同 六七七頁）。そして、この和解案を無期休会中の仲裁委員会の仲裁案とすることに双方の一致をみた。しかし、翌二七日の仲裁委員および代理人の会合で、必ずしもこの五条件を大学側が承認したわけではないことが明らかになり、さらに折衝を続けることになり、一〇月三十一日の判決は延期となった（同）。結局、当事者間の折衝による和解交渉は一〇月三十一日、十一月二日、九日と続けられ基本線で合意をみたが、和解成立の詰め段階で大学側の思惑が先行したとみられ、不調に終わった。

理事・評議員・監事の総辞職

この和解交渉不調を受ける形で、仮処分命令申請訴訟の争点のひとつであった理事岡本喜一、同平野利両名の理事就任不承諾の件について、昭和三〇年十一月一〇日理事会を開会してそれを諮り、両名の理事就任不承諾が承認された（「理事会議事録」）。これは次におこなわれる理事等の総辞職にそなえたものであった。なぜなら、大学側は岡本、平野両名を理事として登記しており、両名が辞職を

拒めば理事等の総辞職をおこなうことができないからであった。

翌一月一日午前一〇時より理事室で開会された理事会において（出席者、理事長松本信次、常務理事西川悦巖、同西義雄、理事坂戸公隆、同竹田復、同勝承夫、同加藤精神）、第一号議案「真正寄附行為即時実施に関する件」、第二号議案「真正なる寄附行為に基く施行規則及び同細則制定実施の件」、第三号議案「評議員の措置に関する件」、第四号議案「理事及評議員選考委員選任の件」、第五号議案「学長を含む全理事辞任に関する件」が審議され、提出議案どおりにすべて可決決定した。これにより、現行寄附行為およびこれにもとづく施行規則が廃止され、新たに左記に示す施行細則が制定された。

学校法人東洋大学寄附行為施行規則

第一条 昭和二十六年三月五日文部省校管第七三号認可の学校法人東洋大学寄附行為第二十一条の規則による規定すべき事項は昭和三十年十一月十一日より真正なる寄附行為による施行規則を制定しこれが効力発生の時までには別に定める細則による

附 則

第二条 この施行規則は昭和三十年十一月十一日より施行し真正なる寄附行為による施行規則を制定しこれが効力発生の時を以て廃止する

学校法人東洋大学寄附行為施行細則

第一章 総 則

第一条 昭和二十六年三月五日文部省校管第七三号認可の学校法人東洋大学寄附行為第四十四条にもとづき寄附行為の施行についてはこの細則による

第二章 選考委員会

第二条 寄附行為第八条第六項の選考委員会は理事会の推薦する左の五名を以て組織する

理 事	三 名
教 授	一 名
校 友	一 名

第三条 選考委員会の委員長は委員の互選によつて定める

選考委員会は四名以上の委員の出席がなければ議事を開くことが出来ない。その議決は出席者の過半数による

第三章 評議員の選任

第四条 寄附行為第二十条に定める評議員はこの細則第二条に定める選考委員会において選任する

附 則

第五条 この施行細則は昭和三十年十一月十一日より施行し真正なる寄附行為による施行規則を制定しこれが効力発生の時を以て廃止する

第六条 この細則により選任された役員及び評議員の任期は昭和三十年十一月十一日より昭和三十一年六月三十日迄とする

さらに、現在の教授・校友側評議員の辞任、獅子吼会会長推薦の評議員の無効に関する具体的な措置については理事長に一任された。理事、評議員の辞職にともなう選考委員は理事側松本信次、西川悦巖、坂戸公隆の三名、教授側田部重治、校友側小野教孝の各一名が選任された。これによつて、現行の真正でない寄附行為によつて選任された全理事七名が理事長宛に辞任届を提出し、真正な寄附行為実施に対応する処置をとつた。この理事会は午前一〇時四〇分閉会が宣せられた（「理事会議事録」）。

続いて、同日午前一〇時四五分より評議員会が開会された。出席者は松本信次、西義雄、田部重治、瀬川重礼、斎

藤响、野尻貞雄（以上教授六名）、四元義正（職員一名）、小野教孝、勝承夫、吉田隆、三沢元貫、木田治作、高盛義雄（以上校友六名）の一三名の評議員、それに理事七名全員と監事柳井正夫であった。第一号議案「獅子吼会々長推薦の評議員無効通告に関する件」が議長松本信次より提案され、獅子吼会会長推薦による評議員（森武喜、川西文夫、坂井改造、平野利、佐藤公重、大塚又七、岡本喜一、大橋主城、二之宮英雄、根岸春吉、松永芳市、佐野恵作、中武三、以上一三名）は「第一に不真正な寄附行為にもとづく施行規則によるものであること、第二に獅子吼会々長大塚日現の推薦権が寄附行為自体に明かに委任されおらざること、第三に推薦方式が教職員、校友の評議員選任の方式たる選挙と比較して甚しく不平等であつて憲法第十四条に違反すること等」の説明があつて、「評議員として無効であり評議員たるの取扱が出来ない」旨の承認を求め、全員異議なく可決決定し、これにより寄附行為第二〇条の規定による評議員の有効総数は現在一三名であり、全員出席していることを宣言した。次に第二号議案「真正なる寄附行為の実施に伴う施行規則および同細則を臨時に制定施行する件」が上程され、議長は「真正なる寄附行為を緊急に実施する必要あるため詳細なる規則制定のいとまがないので寄附行為第二十一条の規則により規定すべき事項を細則をもつて規定して行いたい」旨の説明をし、議場に可否を問い、満場一致で可決決定された。最後に第一号議案の追認を「全員有効な十三名」の出席する議場に向かって求め、異議なく承認可決された。午前一一時、議長は閉会を宣言した（「評議員会議事録」）。

評議員の選任

同日午前一一時、評議員選考委員会が開会された。出席者は松本信次、西川悦巖、坂戸公隆、田部重治、小野教孝の全員であった。松本信次が委員長となり議長席につき、議長より教職員および校友側評議員は不真正な寄附行為によつて選ばれたのでその欠点を「補正する」、よつて一応辞任されたい旨勧告があつたところ、全員異議なく了承し辞表を提出したので、これを受理した旨の報告があり、そして、その後任を新しい

施行細則によつて選任したいとの提案をおこなつた。委員西川悦巖より本日辞任された者をそのまま教職員および校友側評議員に再選してはどうかとの提案があり、全員異議なく了承したので議長は前記一三名の者が真正寄附行為による教職員および校友側評議員に選任されたことを宣言した。

次に、獅子吼会側評議員（学識経験者）一三名の選任は無効であり、評議員として取り扱わない旨全員異議なく了承し、これに必要な措置はやがて選任される新任理事長に一任することで満場一致賛成をみた。

次いで、議長は学識経験者一三名の評議員を新しく制定された施行細則にもとづき、この選考委員会で選任されたいとの提案をおこなつた。これに対し、委員田部・小野両名より、以下の一三名を評議員に推したい旨の発言があり、議場に諮つたところ満場異議なく賛成された。選任された学識経験者一三名は川西正鑑、清水虎雄、広池利三郎、毛塚栄五郎、一ノ瀬長治、田中政義、広瀬了義、朝原梅一、草切信栄、西川悦巖、坂戸公隆、畑山博、西端さかえであった。これら二六名の評議員就任承諾要請は委員長に委され、午前一一時二〇分評議員選考委員会は閉会した（評議員選考委員会議事録）。

学長・理事・役員の選任

同日、午前一一時五〇分より、理事室において、「学長及び理事選考委員会」が開会され、選考委員全員出席のもと、委員長松本信次より寄附行為第八条第一項、第二項および第三項の学長および理事の選考をおこないたい旨の提案があつた。委員田部重治より学長は加藤精神の再選を適当と認めるとの発言があり、全員異議なく了承可決した。続いて評議員たる四名の理事は松本信次、小野教孝、川西正鑑、斎藤响としたとの発言があり、これを異議なく可決した。次に校友たる理事二名は西川悦巖、坂戸公隆に異議なく可決決定した。以上七名の理事の承諾を求める件を委員長に一任し、同委員会は午後〇時二〇分閉会した（学長及び理事選考委員会議事録）。

同日、午後〇時三〇分評議員会が学部長室において開会され、第一号議案「真正なる寄附行為実施に伴う役員改選の件」が上程され、「不真正なる寄附行為」にもとづく理事全員の辞任と、「真正なる寄附行為」による新理事選任を満場異議なく承認可決した。

午後〇時五〇分休憩が宣せられ、その間、新理事会が開会され、理事の互選により全会一致で西川悦蔵が理事長に、川西正鑑、松本信次が常務理事に選任されそれぞれ就任した。午後二時一〇分より再び開会された評議員会で、第二号議案「真正なる寄附行為の実施に伴う監事の改選及び解任の同意に関する件」が上程され、新任理事長西川悦蔵は監事柳井正夫より真正なる寄附行為実施のため辞任したいとの申し出があり、これを受理したが理事会としては再任したいとの説明があった。監事柳井正夫の再任は可決され、監事宮里禎二は解任された（その後任監事は昭和三〇年一月二八日の理事会で兼任教授・公認会計士協会副会長森吉之助を選任し、一月一〇日の評議員会で承認された）。第三号議案「寄附行為第二十一条の規則により規定すべき事項を臨時に細則に委任する件の追認を求むる件」が提案され、追認を可決するとともに、緊急動議として「新理事会を全幅的に信任し支持する旨の要望書及び今回の真正なる寄附行為の実施に伴う諸措置の必要性及び緊急性についての声明を学の内外に向つてすること。この要望書及び声明書の起草委員を議長に一任したい」旨の発言があり、議場に諮つて賛成を得、可決決定され吉田隆、畑山博、広池利三郎、田中政義が起草委員に選ばれた。このようにして、評議員会は午後二時三〇分閉会となった（評議員会議事録）。

東洋大学評議員会は同日、左記の「要望書」を東洋大学理事会宛に提出し、理事会の絶対的支持を表明した。

要望書

東洋大学評議員会は、今回真正寄附行為に基づき新たに選任された理事会を絶対に支持信任すると共に、現理事会に対し

学祖の遺訓を遵守し、あらゆる障がい排除して、本学をして近代の大学へ発展飛躍せしめるため、最善の努力を傾け、且つ勇敢に施策を推進されんことを強く要望するものである。

昭和三十年十一月十一日

東洋大学評議員会

東洋大学理事会

御 中

(東洋大学秘書室所蔵)

獅子吼会側の対応

この十一月一日は真正寄附行為(認可された寄附行為)にもとづく施行規則および細則の制定から、理事全員の辞職、理事の選考、評議員会の承認、新役員の選任そして評議員の辞任から選出まで、学校法人東洋大学の根幹を四時間余りですべて決定したことになる。そして、獅子吼会会長推薦による理事、監事、評議員のすべてが東洋大学から排除されることになった。

理事長西川悦巖は獅子吼会会長大塚日現宛に十一月八日、左記の書簡を内容証明郵便として送付した。

拝啓

陳者貴台先般御推薦にかゝる学校法人東洋大学の評議員十三名は今般真正なる寄附行為実施に際し貴台の御推薦が無効であるとの理由により評議員としては扱わない旨過日決定いたしましたので御通知申し上げます

昭和三十年十一月十八日

敬 具

東京都文京区原町十七番地

学校法人 東洋大学

理事長 西川悦巖印

東京都新宿区下落合四の二〇一〇

大日本獅子く（現）会

会長 大塚日現殿

この郵便物は昭和三十年十一月十八日第六八五号書留内容証明郵便物として差し出したことを証明します

本郷郵便局長（印）

（東洋大学秘書室所蔵）

獅子吼会側は大学側のこれら一連の処置について、「法律クーデター」を断行し「大学乗取りの暴挙」に出たものとし、「かゝる暴挙は文部省認可寄附行為に反し、且道義に叛き『法』を無視し、恩義を忘却する行為であつて、東洋大学七十年の歴史に一大汚点を残し、恥を天下に晒すものである」（前掲「経過報告書」『資料編 Ⅱ下』六七九頁）と厳しく糾弾した。そして、獅子吼会側は大塚又七他四名の名で、二月二〇日「理事長こと」西川悦巖宛書簡を送り、そのなかで「当方等の評議員としての選任は寄附行為第二十一条に基き適法に制定せられ昭和二十六年三月十五日以降施行せられ已に評議員の選任に付二回実施せられた施行規則第十五条に基きなされたもので貴方等の一方的意志表示によつて資格が否認せらるべきものではない。貴方の如何なる意志表示乃至行為によつ（て）も何等妨げられることなく当方等は依然として学校法人東洋大学評議員の地位にあること」、したがつて「違法な細則乃至規則によつて評議員並に理事が選任せらるゝも右は全部絶対無効のものであるから貴台はじめ新に登記せられた所謂理事八名、学長、西義雄氏外二十五名の評議員の選任は全部無効のものであること」を通告すると述べ、「依然として非合法行為を継続せられるに於ては当方等は本意ながら東洋大学護持のため、又護国愛理の学祖の建学精神顕彰のためにも敢然起つて徹底的に邪悪を排除する重大なる決意を有するものなることを申添えます」と結んでいる（同 六八一—

六八二頁)。同様に新しい評議員に対しても、「今回の評議員の選任は基本法たる寄附行為に違反し選任の基準法たる施行規則を無視して行われたものでその選任は絶対無効のもの」であり、その評議員会においていかなる決議がなされようとも「全部無効のもの」であるとする書簡を各評議員に送付した(同 六八四頁)。

一切を四時間で決定した日、すなわち昭和三〇年一月一日、大学側は獅子吼会側に迫り討ちをかけるように、文学部、経済学部、法経学部、短期大学の各教授会は満場一致をもって「大日本獅子吼会長大塚日現氏を昭和三十年十一月十一日かぎり東洋大学名誉学長としてこれを認めない事を決議する」とする「決議」をおこなった。それを受けて学長加藤精神、文学部長田部重治、経済学部長川西正鑑、法経学部長清水虎雄、短期大学部長瀬川重礼は連名で、「貴殿(獅子吼会会長大塚日現)は昭和三十年十一月十一日かぎり東洋大学名誉学長ではありませんから、今後右名称を一切御使用下さらぬよう念のため申添ます」(同 六九七頁)とする一月一二日付書簡を、一月一八日付内容証明郵便で同会会長大塚日現宛に送付した。ちょうどこの一八日は大塚日現の第七七回誕生日の前日で、全国から信者、会員が多数参拝に集まり、祝典準備の最中であつたという(同)。

仮処分命令申請事件の訴訟は理事長以下の理事辞職により、その応訴対象を失い自然消滅の形となつた。大学側からみると、文部省から早急に「真正なる」寄附行為の実施方を要請されていたといわれるなかで、その実施を前述したような方法によって緊急措置し、自動的に「真正ならざる」寄附行為を廃止するとともに、それによって選任された理事、評議員、監事のすべてを辞任させることによって、訴訟事件を自然消滅させると同時に、獅子吼会を大学から排除することに成功し、「三原則」にもとづく「自主独立の学園」として再建が果たされたという考えであつたであろう。昭和三〇年一月二五日、学校法人東洋大学は学長をふくむ全役員、全評議員の連名で「東洋大学の再建に際し全国関係各位に謹告」(井上円了記念學術センター所蔵)を発表し、新しく選出された理事、評議員等により

「真に自主独立の学園としての運営を為し得るに至つた」と述べている。

獅子吼会側の反論

以上述べた大学側の緊急措置によつて、獅子吼会側との訴訟は休戦状態になつていたが、昭和三一（一九五六）年二月一日、獅子吼会側は同三〇年十一月一日選任された理事長西川悦巖以下八名の理事の職務執行停止を求める仮処分命令申請を、東京地方裁判所民事第八部に提出した。第一回公判が昭和三十一年三月一六日開廷され、第二回公判が四月一三日開廷されたが、大学側は獅子吼会側より提出された証拠書類に対して、「不知」とする弁論をおこなつた（昭和三十一年四月一三日「理事会記録」）。

大学側は従来の一ノ瀬長治、浅沼澄次の両弁護士他に、新たに田中政義、角田幸吉の両弁護士を追加委任することを、三月二四日の理事会で決定した。

三月九日、獅子吼会側は「理事選任無効確認訴訟」（本訴）を東京地方裁判所に提起した。原告は大塚又七、岡本喜一、平野利、中武三の四名、被告は西川悦巖、松本信次、川西正鑑、加藤精神、小野教孝、朝原梅一、中田伸直、斎藤响、坂戸公隆の九名であつた。「請求の趣旨」は一、昭和三十〇年十一月一日の七名の理事選任の無効の確認二、その理事による二名の理事選任の無効の確認 三、それら理事全員による理事長、常務理事互選の無効の確認四、昭和三十〇年十一月一七日おこなつた全理事就任登記、理事長就任登記の抹消の要求を請求するものであつた。

獅子吼会側の主張は昭和三十〇年十一月一日の「被告等九名の選任」は「従来の施行規則と異なる別個の『施行細則』なる規定を案出作成し」、「正規効力なき所謂『施行細則』なるものに基いて選任構成された非合法なる選考委員会に依て選考され、また斯る選考委員会に依て選任構成されたる非合法なる評議員会に依て承認されたるものである」から「九名の理事選任行為は就れも亦無効のもの」であるといふものであつた（「訴状」副本 東洋大学秘書室所蔵）。

理事・評議員の総辞職

昭和三〇年一月一日の真正なる寄附行為実施以来、理事者はそれにもとづく施行規則の制定につとめた結果、昭和三十一年三月三〇日、評議員会において「学校法人東洋大学寄附行為施行規則」制定の議決がなされ、四月一日施行と決定された。この決定にともない新施行規則を実施するため、四月二一日理事会が開会され、「理事並学長辞任に関する件」が諮られ、遅きに失したが早刻辞任すべきであるとの意見の一致をみて、二一日付をもって全理事の辞任が可決決定され、理事長宛に理事辞任届が提出された。

四月二三日の緊急評議員会において、評議員全員一致で、評議員全員の辞任が決定された（「理事会記録」）。

大学側は昭和三十一年四月二三日付「昭三一洋法公第一号」によつて、評議員ならびに選考委員等の選挙を五月四日に実施する旨の公示をおこなった。これに対して獅子吼会側は四月二四日、学校法人東洋大学に対して理事等選任禁止の仮処分命令申請をおこなった。この申請に対し東京地方裁判所民事第八部は昭和三十一年五月二日、「本案判決確定に至るまで債務者（註 東洋大学のこと）は昭和三十年三月制定、同年四月一日実施に係る『^{三十一}学校法人東洋大学寄附行為施行規則』に基いて選考委員、評議員ならびに理事の選任をしてはならない」（昭和三十一年五月下浣 東洋大学評議員・弁護士平野利他三名連署「再度の肩すかしに対する仮処分決定の経過報告書」井上円了記念学術センター所蔵）とする仮処分決定をおこなった。大学側は同日午後四時一〇分、この判決書を受領し、有権者全員に選挙期日を延期する旨の通知をおこなった。翌三日の緊急理事会で対策を協議し、五月四日この仮処分決定に対する異議申し立てならびに仮処分取り消しの申し立てをおこなった。九日に口頭弁論があり、川西正鑑、西義雄、柳井正夫が証人として出廷陳述し、直ちに結審となった。大学側は申し立てにおいて、「判決理由要旨」（東洋大学秘書室所蔵）によると、次のような「特別事情」を訴え仮処分決定の取り消しを求めた。すなわち、昭和三十一年五月末日までに株式会社熊谷組（新校舎の建設）、ワカヤギ工業株式会社（隣接地五〇〇坪の宅地購入）にそれぞれ三、二〇〇万円、六五〇万円を支

払わねばならず、前記期日までに上記金員を支払わないときは、株式会社熊谷組から東洋大学の新校舎に対して明け渡しの執行を受ける状況にあり、いずれも回復することのできない損失を蒙るおそれがある、という「特別事情」を述べ、前記支払い資金は自己資金による支払いは不可能であり、他から金融を受けなければならぬが、仮処分決定が存在する限り他からの金融を得ることは期待できないから支払いもできず、結果新校舎の明け渡しの執行を受け異常な損害を蒙ることになる、と訴えた。

裁判所はこれに対して、他からの融資も絶対不可能といえず、また異常な損害を蒙る結果となったとしても、それは本仮処分の当然の結果ということはできないとして、五月二日仮処分決定の取り消しを求め得る特別の事情があるとは到底認め難いので「申立を失当として却下する」という判決が下された（「判決理由要旨」）。大学側にとってこの判決は意外であった。五月二日の理事会では理事の間から裁判権の大学自治への侵害であるとの声もあがった。大学側は高等裁判所への控訴を決定した。校舎建築等の資金は土地、建物を担保に各融資機関からの借入金のやりくりで凌いできた大学当局にとって、新理事会を構成して金融機関からの融資を確実にしようとする時、それを選出する選挙を実施できないことはますます融資環境を難しくするものであった。

大学側は五月二一日の判決の勝訴を疑っていなかったらしく、昭和三十一年五月二一日付で、選挙長・学校法人東洋大学理事長西川悦巖の名で、有権者宛の文書が判決前に作成され、そのなかで「本学においては五月四日直ちに裁判所に対し仮処分取消の応訴をいたし速かにこれが取消方を願ひ出たのであります。その結果九日に口頭弁論が行われ、即日結審となり本二十一日選挙施行停止を取消す旨の判決申し渡しがあつたのであります。以上申し上げましたような次第で五月四日の選挙期日を別紙昭三一洋法公第六号公示の通り五月二十四日（午前九時より午後五時まで）に変更することになりましたようなわけであります」と記述されている（東洋大学秘書室所蔵）。もちろん、この五月二四

日の選挙は実施されなかった。

理事長・常務理事の交代

六月一八日の理事会に理事長西川悦巖、常務理事川西正鑑、同松本信次は辞表を提出した。しかし、後任理事長を誰にするか、川西正鑑が推されてはいたがなかなか決まらなかった。昭和三十一年七月六日、理事松本信次、同川西正鑑、同中田伸直、同斎藤响は理事長西川悦巖に対し左記の文書を提出した。

本大学の緊急事態に鑑み私共は事情⁽²⁾已むを得ず別紙の通り決意しましたが事の重大性に徴し教授会其他に報告する前に今一度東洋大学理事長に対し我々理事四名の意のある所を披瀝し善処方を要望致します

一、昨年十一月以来主として財務を担当して来た川西理事は金融引締りの矢先、金融機関に対し主要役員を誹謗した悪質ピラや執拗極るデマ宣伝の流布されてゐる今日、所詮現在の役員構成の下に於てはこれ以上融資の衝に当り成功を収めることは至難となつたので今後財政面の責を負へないことを表明します。仍つて大学経営の最高責任者たる理事長に於いて自らその衝に当り融資問題を解決せられ度いこと

二、理事長の責任に於いて融資打開の方途を講じ難い時は速かにその最適任者を理事長に選任すること

三、前二項に關しては来る七月八日午後一時緊急理事会を招集しその措置を採られ度きこと

四、右に対する回答は来る七月七日午後一時迄に文書を以て下名等の一人に御回答を願ひます

五、右御回答なき場合は小生等の申出に対し誠意なきものと認め之に依つて生ずる学内混乱其他一切の責は貴殿にあることを御承知置き願ひます

昭和三十一年七月六日

学校法人東洋大学

理事 松本信次⁽²⁾

学校法人 東洋大学

理事長 西川悦庵殿

理事 川西正鑑[㊤]
理事 中田伸直[㊦]
理事 斎藤 响[㊧]

七月九日開会された理事会で、正式に理事長西川悦庵、常務理事川西正鑑、同松本信次の辞表を受理することが決定された。

昭和三十一年七月二〇日午後三時、貴賓室において開会された理事会で、理事長・常務理事二名の辞表の受理が可決承認され、理事長選任に移った。議長西川悦庵より後任理事長として川西正鑑を推したい旨の提案があり、全員異議なくこれを承認可決した。川西正鑑は理事長就任を受諾した。続いて、議長川西正鑑より後任常務理事として西川悦庵、小野孝の両名を推したい旨の提案があり、全員異議なくこれを承認可決した。西川・小野両名は常務理事就任を受諾した（「理事会決議録」）。理事長、常務理事の選任は理事の互選により選任されるので、当面の対策としてとられた処置であろう。しかし、昭和三十一年一月一日施行の施行細則の附則によると、この細則により選任された役員および評議員の任期は昭和三十一年六月三〇日までとなっている。選挙が実施できないため、この規定は実行されていないことになる。また、学長をふくむ全理事、評議員等の総辞職は、以上の経緯からみて一時撤回となったか、そのまま辞任した状態で新役員等の選任がおこなわれるまで、継続されたものとみられる。

いずれにせよ、さきの理事四名の文書で明らかかなように、金融面でのゆきづまりが理事長交代の起因となったが、またそれは理事会内部の分裂をも露呈するものであった。

和解交渉の再開

大学側と獅子吼会側の紛争は訴訟事件となつてからすでに一年半にもなろうとしていた。その間、さまざまな誹謗中傷の文書が飛びかい、なかには個人攻撃に終始するものもあつた。ある一部の新聞はことさらに大々的に報道した。

昭和三十一年五月三十一日、東洋大学在京校友有志代表（橋爪堅治、後藤道鑑、和田玄之、中野愚堂、岡田太一）は大学側の選挙停止解除を求める請求が却下されたのを受けて、「今次母校の紛争について全国校友に訴える」（東洋大学井上円了記念学術センター所蔵）を発表した。そのなかで、「当局を代表して奮闘された川西（正鑑）理事の金融措置に関する哀訴嘆願も、教授側を代表した西（義雄）大学院所長の人権蹂躪説も、校友側を代表した柳井（正夫）監事の熱弁も、何の役にたたず、みじめな敗北を喫したことは、当局への不信を一層深める結果となつた」として、「好むと好まざるとを問はず、当局の一方的な声明のみでは、獅子吼会との関係は、法的にも道義的にも、断ち切れるものではなく、和協解決への不動な道は、全国校友の批判を俟つべきものであるといふ信念を吾々はこの二つの事件を通じて明解に知つた」と述べている。そして、その理由を、

一、経営の自主性を回復したといふ当局の言明も、会との円満な話合がつかぬ限り、現当局の行動は法の拘束を受けねばならない、何ものかがあること、

二、真正な寄附行為の細則に基づくと、銘打つた大学の公選が禁止されたことは、単なる悪質の「妨害」などと、一概に片附けられない、そこには法的の根柢を持つてゐること、

三、現当局の公示に基づく今回の役員改選が、審議中の裁判を再び継続不可能にする行動と見られ未然にそれを防止する護法精神が、仮処分裁定の主要な素因となつたものと考へられる。

としている。この五名の校友有志代表は公判傍聴を踏まえて、大学側の「は、つ、つ、たり、と、山、か、ん、の、投、機、を、学校経営の鬼

才と信ずる弊風」(傍点原文のまま)と校友会の「一時逃れの詭弁」を弄する態度を厳しく批判した。そして、「今こそ公平な批判の声を、現地の各支部長に反映」させ、「全国校友代表の―輿論にもとづく、調停以外、残された道が無い」と全国の校友に訴えた。校友間においても、さきの法廷で楽観を許されない大学財政の危機的状况が明らかにされ、大学側一辺倒の立場から和解による早期の解決を求める声が上がってきた。

なお、九月二一日の理事会において、監事柳井正夫の辞任が承認され後任として勝承夫が就き、また監事森吉之助の後任として大島頼光が承認可決された。

昭和三年八月二一日、裁判長は再度、和解を勧告した。大学側、獅子吼会側双方は二二日それを受け入れ、それぞれの代理人(弁護士)による折衝を開始した。一〇月一七日の双方弁護士の会合において相当に双方の話し合いは進捗し、一〇月一八日の理事会に報告され、理事会の意見として次のようにまとめられた。

一、寄附行為は文部大臣認可のもので現在文部省に保管してあるものに拠る

二、恩借金は返済する意思あり

三、名誉学長は回復する

四、改正施行規則承認の為の評議員は学識経験者たる評議員十三名については昭和三十年十一月十一日以前の者をそのまゝ認める 教職員及び校友の評議員十三名については現在の評議員二十六名の評議員会に諮り自主的に決定する

五、新役員の選任については

- 1 大学の健全なる発展に寄与し得る力量と識見ある者から選任する
- 2 双方とも紛争の原因に直接干与した者は除外する

3 右任期は寄附行為第八条第五項の規定に拘らず四カ年とする

六、施行規則の改正

1 改正施行規則の要項は和解条項中に記載する

2 改正施行規則の要項中には学識経験者たる評議員並びに選考委員の選任に関する獅子吼会々長の推薦方式を廃止することを記載する

七、特定教授の退職要求は承服し難い

この意見は獅子吼会側の意見を取り入れ、大学側の意見を加味してまとめられたものである。

ちように、大学側と獅子吼会側が和解へ向かおうとしているさなか、一〇月一日の入院以来病床にあった学長・校友会会長加藤精神が一〇月一八日午後九時三分、入院先の順天堂病院西ヶ原分院において逝去した。八四歳であった。一〇月二五日午後一時より、東洋大学大講堂において約千二百名が参列して、大学葬が営まれた。

昭和三十一年一〇月一九日、理事長川西正鑑は学長事務取扱に就任した（「学長事務取扱就任届」控 東洋大学秘書室所蔵）。

一方、大学財政はますます困窮を極めていた。理事会ではたびたび短期手形借り入れの決議書を作成し、その場その場の支払いにあてるといふ状態であった。昭和三十一年一月三日には、一月分の給料遅配に対して、東洋大学教職員組合は「今般俸給の遅配という不詳事（種）を惹起したことは誠に遺憾に堪へない 事後かゝる事態はその理由の如何を問はず組合としては承服できませんから再びかゝる事態の起らざる様充分理事会において善処されることを要望する」とする「要望書」（東洋大学秘書室所蔵）を理事会に提出した。また同日付で教職員組合は「一、年末賞与の配分は平均十五割とし、高給者に薄く低給者に厚くされたし 一、十五割の個人所得が一五、〇〇〇円以下の者に対して

は一律に同額までに引上げる様相成たし」とする大会決議文を理事会に提出した（二月八日「理事会記録」）。これに對して、理事長川西正鑑は教職員組合委員長清水博宛に「一、年末賞与は本学の現状に鑑み本俸の平均十割を支給する。支給に際しては高額者に薄く低額者に厚くする。一、支給は十二月二十日迄に可及的速かに実施し度い」とする回答をおこなった。この年末手当の支給は安田生命保険相互会社からの一、五〇〇万円の融資によって、充たされた。新築された五階建本館校舎は熊谷組の所有であったので、昭和三年五月支払い予定の三、〇〇〇万円のうち一、五〇〇万円を支払い大学名義に変更し、それを担保に安田生命より三、〇〇〇万円借り入れる（それで熊谷組の一、五〇〇万円を支払う）計画であったが熊谷組の拒否にあい、止むなく一、五〇〇万円を借り入れたものであった（二月二〇日「理事会記録」）。

和解の成立

大学側、獅子吼会側代理人はそれぞれの要求を出し合い、積極的に和解へ向け会合がもたれていたが、年内には合意できず、翌昭和三年三月一日、東京地方裁判所において、大学側は代理人および理事長川西正鑑、常務理事小野教孝が出席して、裁判長の面前で会談がもたれた。

獅子吼会側は名誉学長大塚日現の称号剝奪の件を陳謝せよと要求し、大学側は獅子吼会側の執ってきた行為に對して不信の念を表明し、忌憚のない意見交換をおこなった。三月一七日の裁判所における代理人会合で、寄附行為、施行規則等について話し合わせ、ほぼ意見の一致をみた。そして、三月二〇日東京地方裁判所における代理人会談で、裁判長は「最終的和解の結末を見るためには大学側も大塚日現氏名誉学長の名称を褫奪せる非礼に對して陳謝の意を表明するが妥当である。尚これが陳謝状の文面については一応自分に内示し、閲見の上獅子吼会側に差出して貰いたい」旨の勧告をおこなった。大学側は昭和三年三月二二日の理事会において、代理人一ノ瀬長治より上記報告を受け協議した結果、この裁判長勧告を受諾することに決定した（「理事会記録」）。

三月二五日、理事長川西正鑑と常務理事小野教孝が左記「陳謝文」をもって獅子吼会を訪ね、獅子吼会会長大塚日現に提出した。

〔貌〕下は昭和二十四年九月以来、本学の立つ能わざる戦災に遭遇し、その再建復興に苦闘いたしておりました際、本学をして「東洋第一の総合大学」たらしむるといふ崇高なる一大悲願を立てられ、これが実現のため特に苦心して調達された巨額の金員を貸与して本学の救済に当られたのであります。この御思召は学祖井上円了先生の建学の理想を眼の辺り実現されたものに外ならないのであります、本学一同感謝感激に堪えず当時の関係者は本学の機関に諮り、〔貌〕下に対し東洋大学名誉学長の尊号を恭しく奉献したのであります。

然るに偶々昭和二十九年の頃、些々たる事に端を発して事態の紛糾をみるや、昭和三十年十一月十八日東洋大学名を以てする文書により〔貌〕下に失礼を敢ていたしましたことは誠に非礼の極みでありましたので学校法人東洋大学は正当なる権限に基き該文書を撤回し、謹んで衷心より陳謝の意を表します。

仍つて〔貌〕下の名誉学長たるの地位は聊かの消長を来たすものではなく〔貌〕下を今後東洋大学名誉学長として御推戴申上げることゝを改めてこゝに表明する次第であります。

昭和三十三年三月二十二日

学校法人東洋大学理事長

兼東洋大学長事務取扱

川西正鑑

大日本獅子く会々長

東洋大学名誉学長

大塚日現殿

〔陳謝文〕控 東洋大学秘書室所蔵

三月二七日、裁判長をまじえない代理人会合で、和解条項の原案となる諸点について意見を交換し、双方で意見の

一致を得られない事項については、裁判長の裁決を得るということで双方合意し、和解条項の草稿を双方で作成することになった（「理事会記録」）。

大学側は四月八日、「和解条項」の大学案をまとめ、それを理事長川西正鑑の名で、大学側和解代理人角田幸吉（主任）、一ノ瀬長治、浅沼澄次に「後日の誤解と紛争を避けるため当日（四月一〇日裁判所）に於ける当方の受諾し得べき条項とその限度」（「和解条項」大学案の前書き 東洋大学秘書室所蔵）を示し、大学案での和解への努力を要請した。

昭和三二年四月二二日午後三時、東京地方裁判所民事第八部の法廷で、昭和三一年ワ第一、六九八号「理事選任無効確認請求事件」について、裁判長菅野啓茂他二名の裁判官のもと口頭弁論を開始した。裁判長は当事者双方に対し和解を勧告し、左記の和解前文、和解条項、和解調書附属議定書、議事録をもって和解が成立した。

和解前文

こゝに成立する和解は東洋大学を再建し、将来の健全なる発展を図るにある。

和解条項

- 一、寄附行為は文部省認可のものに拠る
- 二、学長及び理事は、新たに選任するものとし、その選考委員の選出に関しては、学校法人東洋大学が昭和三二年三月二二日理事会において制定した施行細則に依つてこれを行う
この細則に依つて選任された理事の任期は、和解成立の日から二年とする
- 三、第二項によつて選任される理事は、教授二名、校友二名、獅子く会の推薦する者三名、中立の財界人一名、教授中より選出する学長たる理事一名の九名とする。監事は新理事会に於いて選出する
- 四、新理事会は本和解成立後適用すべき寄附行為の施行に伴い必要な施行規則の改正をするものとする

五、新理事の選任、新監事及び寄附行為施行規則改正案の承認をすべき評議員は昭和三〇年四月——就任した学識経験者たる一三名及び昭和三十一年一月二日の評議員会に於いて承認せられ就任した教授六名、校友六名、職員一名、計一三名をもつて構成する。この評議員は右諸事項を承認したときは、その任期は満了するものとする。

六、訴訟費用は各自弁とする

右は正本である。

昭和三十三年四月二十六日

東京地方裁判所民事第八部

裁判所書記官 小松迪夫

和解調書附属議定書

〔認可書綴（法人）

自大正九年二月
至昭和四十六年二月

学校法人東洋大学〕東洋大学秘書室所蔵

今回成立した和解を実施するため当事者双方協議の結果左の通り決定した。

一、恩借金は新理事会において協議する。

二、和解条項第三項中、中立の財界人一名とあるは今回に限り安田生命保険相互会社社長竹村吉右衛門氏を指すものとする。

三、新理事会において寄附行為第八条に規定する理事の定員を一名増加することに改正し今回これを校友に充当して校友側理事三名とする。

四、寄附行為およびその施行規則の改正については新理事会は特別の委員会を設けてこれに諮問する。

五、新理事会が監事の改選に当つて獅子く会側の希望に従い獅子く会側よりその一名を選出することにつき善処する。

以 上

六、丸衛（治）、関（公平）および望月（三恵子）については新理事会において復職せしむるよう処置する。

昭和三十一年四月二十二日

（同）

議事録

東洋大学側および獅子吼会側双方の代理人は昭和三十一年四月二十二日和解調書に附属する議定書に記載すべき条項を協議するため会合した席上従来双方代理人間において論議された結果東洋大学側において自主的に処理されるべきこととなっていた今回の紛争の発生に関する責任の所在の糾明とその処置の問題は左の方針によって処理することに双方代理人間に意見の一致をみた。

記

今回東洋大学側と獅子吼会側との間に発生した紛争に関する責任の所在の糾明とその処置については新理事会成立後遅滞なく調査に着手しその結果にもとづいて速かに善処するよう双方代理人より新理事会に要望することとする 以上。

右議事録に作成して双方出席代理人署名捺印する。

昭和三十一年四月二十二日

獅子吼会側訴訟代理人氏名

東洋大学側訴訟代理人氏名

〔東洋大学八十年史原稿 三十年史の部（終戦後の巻之II）「東洋大学井上円了記念学術センター所蔵）

この和解により、大学側と獅子吼会側との三年にもおよび紛争は終結をみた。大学は獅子吼会との和解により、大学経営上の組織体制を建て直す機会を得た。

新役員の選出

昭和三二年三月二二日開催の理事会において、獅子吼会との和解を前提として定められた「学長および理事の選考委員選出に関する寄附行為施行細則」によって、四月二二日和解と同時に学長および理事選考委員が決定された。教授側は角田幸吉、野尻貞雄の二名、校友側は勝承夫、高盛義雄の二名、学識経験者側は永田福一、川西文夫、佐藤公重、平野利の四名、計八名であった。

昭和三二年四月二七日の理事会において、和解条項を履行するため、和解成立の日にかのほって全理事が辞任することを承諾し、各理事が理事長のもとに辞表を提出した。五月一四日、選考委員会において東洋大学長ならびに同短期大学部学長として川西正鑑を選考し（任期二年）、理事としては教授たる評議員中より一ノ瀬長治・斎藤响、校友たる理事として小野孝孝・尾張真之介、学識経験者たる評議員中より岡本喜一・塚本秀進を選考し、この七名の理事をもって選任すべき理事として竹村吉右衛門・藤川一秋を選考し、承諾書が受理された。そして、同日午後五時三〇分の評議員会において全員異議なくこれを承認可決した（「評議員会議事録」）。同日、午後八時四〇分開会の理事会において、学長たる理事として選考された川西正鑑を学長に選任することに全員一致をもって可決決定し、理事長および常務理事はしばらく保留とし、前任者がその間引き続き業務をとることになった（「理事会議事録」）。なお、常務理事西川悦巖は前年の昭和三十一年一月、病気を理由に辞任した。いま、決定した新役員をまとめると次のとおりである。

- | | | |
|----------|---------|---------------------|
| 学 長（理事長） | 川 西 正 鑑 | 経博・元東工大教授・前理事長 |
| 理 事 | 竹村 吉右衛門 | 安田生命保険相互会社取締役社長 |
| 〃 | 藤 川 一 秋 | 東都製鋼株式会社取締役社長 |
| 〃 | 塚 本 秀 進 | 塚本商事機械株式会社取締役会長・元理事 |

〃	尾張 真之介	元講談社専務取締役
〃	岡本 喜一	元理事・弁護士
〃	小野 教孝	前常務理事
〃	斎藤 响	文学部長・前理事
〃	一ノ瀬 長治	法学部教授
監事	勝 承夫	詩人・校友
〃	大島 頼光	公認会計士

新理事として「和解」に中立的な立場から尽力した竹村吉右衛門——大学とは川西正鑑が常務理事当時融資を依頼したことで関係ができ、また獅子吼会会長大塚日現とも懇意であった（竹村吉右衛門「東洋大学工学部開学の秘史」『東洋大学工学部創立二十周年記念誌』参照）——、藤川一秋の二人の財界人を迎え、新役員人事は教職員・校友側、獅子吼会側、財界人側と三者の協力体制をとった。

川西正鑑の略歴

学長川西正鑑は明治三〇（一八九七）年三月一〇日生まれで、大正七（一九一八）年四月東洋大学専門部国語漢文科に入学したが、大正八年二月中退し、大正十一年三月日本大学宗教科正科を卒業し、大正一四年日本大学高等専攻科商科を修了した。昭和二年六月桐生高等学校専任講師（工業経営論、工業地理担当）となったが、昭和三年三月文部省在外研究員として工業経済学および工場管理論研究のため、満一カ年間イギリス・ドイツ両国に留学した（この時の船中で竹村吉右衛門と知り合ったという）。その間、東洋大学から得業（大正一四年三月）・講師（昭和二年三月）の称号を贈与された。

帰国後、昭和五年四月拓殖大学商学部教授、昭和一四年四月東洋大学教授（昭和一七年三月まで）となり、昭和一

六年二月、京都帝国大学より論文「工業立地の研究」に対し経済学博士の学位が授与された。昭和一七年三月東京工業大学教授、以後九州帝国大学、近畿大学、名城大学の各大学で工業経済学、経済史、経済地理等の教鞭をとった。昭和三〇年四月再度東洋大学教授（経済学部長）となった。著述に『経済地理学原理』（丁酉出版社 昭和六年）、『工業立地変動論』（中興館 昭和一年）、『工業立地の研究』（日本評論社 昭和一六年）、『東亜地政学の構想』（実業之日本社 昭和一七年）などがある。

獅子吼会との和解が成立し、新役員の選出も終わった。理事会は共同声明の案文作りにはいり、

昭和三二年五月二四日の理事会において成文を得、次の前文を添えて発表された。

共同声明の発表

謹啓 新緑の候益々御清栄に亘らせられ大慶至極に存じます

かねて東洋大学の運営に關しましては特段の御支援をいたゞき深く感謝いたしております

さて二ヶ年余に亘る本学と大日本獅子く会との係争問題も円満裡に妥結され安田生命保険相互会社々長竹村吉右衛門氏の公正且適切な居中調停のもと關係各位の絶大なるご支援によつて理事陣には財界からも最有力なる学識経験者を迎えて学相建学の精神を恢与すべく今後教学の刷新と之がための財政の確立とを期することになりました

就きましては今回の和解成立が将来本学百年の基礎を築く上に極めて意義あるものとなりますようこの上とも一属の御協力をお願いする次第であります

茲に共同声明をご披露申し上げ御挨拶まで申し上げます。

学校法人 東洋大学

共同声明

昭和三十年四月以来学校法人東洋大学と宗教法人大日本獅子く会との間の係争問題は双方とも真に東洋大学を愛護しこれが将来の発展を期することに意見の完全なる一致をみ互に譲歩して去る四月廿二日円満裡に和解が成立いたしました

就きましては学祖井上円了先生の建学の大理想を恢与し時代の進運を担うにたる人材を養成すべく本大学は大塚名誉学
長・川西理事長・学長指導のもと役員及び教職員一体となつてこの際教学の大いなる刷新と之が実現のため財政の基礎を
固め以つて多年の宿願たる東洋有数の近代的綜合大学を完成する所存であります

この間種々ご配慮をいただきました江湖関係諸彦に対し深甚なる感謝の意を表すると共に今後共倍日のご支援を乞ひ願う
次第であります

右共同で声明いたします。

昭和三十三年五月

学校法人 東洋大学

宗教法入 大日本獅子く会

東洋大学

名誉学長 大塚日現

学長 大僧正 川西正鑑

経済学博士 川西正鑑
(東洋大学秘書室所蔵)

これによつて、紛争は終止符を打ち、獅子吼会は再び大学運営に協力することになった。大学側は六月一五日、理事長川西正鑑、理事一ノ瀬長治、同小野教孝が名誉学長大塚日現の病床を訪ね、「長期間に亘り心労を煩わせたことに對し陳謝すると共に、今後、全学一致して会祖(大塚日現)の本意を体し、円満結束して行動することを改めて約束し」、大塚日現はこれに對して、「今後ともに学祖井上円了博士の心を心として、名実ともに東洋に冠たる学府として充実させ、政治、経済、法律、文学と全般に亘る教育方針に徹し、一方に片寄ることなく、国家世界の柱となる人材を養成することが、東洋大学の使命です」と、大学の「責任の重大性」を語つたという(岡本喜一「獅子吼会の東洋

大学関与のいきさつ」『東洋大学史紀要』6 一八四頁。

大日本獅子吼会会長・東洋大学名誉学長・本門法華宗大僧正大塚日現は、大学側が病床を訪ねた一カ月余りのちの昭和三年七月二八日午後一時、世寿七八歳で遷化した。葬儀は七月三十一日、新宿区中井の獅子吼会本部において執りおこなわれた。東洋大学は全理事、校友会その他学生など多数が葬儀に参列し、「名誉学長がかつて本学の困窮に手をさしのべた恩義に謝し、深い哀悼を表した」(『東洋大学八十年史』四九二頁)。

このようにして、三年余りにわたる東洋大学と大日本獅子吼会との紛争は円満に解決した。大日本獅子吼会からの借入金(恩借金)はそのまま返済されずにいたが、東洋大学創立九〇周年を機として、東洋大学はその返済を第三代会長大塚正信に申し出た。これに対して、会長大塚正信は大塚日現の遺訓を尊重し、今後もできうる限り大学への協力を惜しまないという立場から、「これを大学の貴重な財源にふり向け、活用して頂くことが会祖の当初からのご意志に添うことになる」(前掲「獅子吼会の東洋大学関与のいきさつ」同 一八五頁)と考え、昭和五年三月一日東洋大学理事長真溪義貫に対し、「元本額及び之に対する果実を含む全額」を寄附として井上円了記念学術振興基金に編入し、「貴大学育英の資金に供された」との「申入」をおこなった(『資料編 Ⅱ下』三〇五―三〇六頁)。

東洋大学はこの「申入」に対して、その借入金を井上円了学術振興基金への寄附金として受領することにした。学枝法人東洋大学理事長真溪義貫は昭和五年三月三十一日、宗教法人大日本獅子吼会会長大塚正信に対して、「永久に同基金の中に貴会の名をとどめ、この果実を有効に学問研究の資として、ご厚意に報いたい所存であります」とする「感謝状」(前掲「獅子吼会の東洋大学関与のいきさつ」同 一八五―一八六頁)を贈った(第五編第四章第一節一を参照)。

なお、『東洋大学新聞』(第五九二号 昭和三三年九月二〇日)の記事によると、昭和三三年八月一五日理事長大嶋豊が大津湖畔の獅子吼会別館を訪れた際、妙子夫人から大塚日現の木彫りの胸像を寄贈され、一周忌をすぎた八月一九

日、本館二階理事長室に安置されたという。そしてこの胸像の製作者は日本芸術院会員大内青圃（第三代学長大内青巒子息）であると記されている。

寄附行為の改正

昭和三二年四月二二日の和解成立後、和解条項を実施するため寄附行為および施行規則の改正に着手することになったが、寄附行為の改正には時間を要するので、認可寄附行為第五条「一、理事九名」とあるを「十名」に変更するだけにとどめ、昭和三二年七月二六日「寄附行為の一部変更」を文部大臣宛申請し、昭和三二年一月一日認可された。そして、その和解条項にもとづく校友理事一名の選任は校友側より選任し、理事会がそれを承認するという形式をとることに決定した（昭和三二年一〇月三日「理事会議事録」）。これにより、昭和三二年一月一四日の理事会で監事勝承夫の五月二〇日付提出の辞表が承認され、続いて校友理事として勝承夫が推薦され、全員異議なくこれを承認し、勝はこれを受諾した。

昭和三二年一〇月一六日、本格的に寄附行為改正をおこなうため、東洋大学寄附行為及同施行規則改正委員会が設けられ、その委員が理事会ならびに評議員会で決定し、一〇月二八日その第一回改正委員会が開会された。改正委員は教授三名、校友三名、学識経験者四名の計一〇名であった。同委員会は委員長に高盛義雄を選出し、種々検討を重ねた結果、昭和三三年三月二九日の第一五回委員会において、改正寄附行為および施行規則の全条項について委員全員の承認を得て、原案作成を完了し理事会に答申された（『寄附行為施行規則改正委員会議事速記録』東洋大学秘書室所蔵）。

昭和三三年四月二二日開会の理事会において、紛争の核心部分について、

学校法人東洋大学寄附行為第八条第二項第三号に「この法人に関係ある学識経験者のうちから六名」とある理事のうち三名は獅子く（註）会より選任する。

とする「附帯決議」が改正委員会より提出され、理事会はこれを「規則中には入れない」とすることで全員承認し、寄附行為ならびに同施行規則は委員会の原案通り改正することに満場一致で可決し（「理事会議事録」、同日の評議員会で承認された。また、理事会は寄附行為改正にあたり、次の諸事項に留意し、その改正をおこなった。

- 一 一部特定の選出分野の役員によつて、大学が左右されないようにするため、役員数も増加するとともに、特に選出分野ごとの選任数を改める必要があること。
- 二 学長及役員の選任を常置の選考委員会の選考にかゝらせるため、選考委員会に関する基本的事項を、寄附行為中に規定する必要があること。
- 三 理事定数の増加に伴い、評議員についても、その数の増加及び選出分野ごとの、選任数を改める必要があること。
- 四 役員が、不適當な場合の解任規定を設ける必要があること。
- 五 その他寄附行為の規定を整備する必要があること。

〔資料編 II下〕七二八頁）

昭和三三年五月二九日、寄附行為一部変更認可申請書が学校法人東洋大学理事長大嶋豊より文部大臣松永東宛提出され、同年六月五日認可された（「資料編 II下」七一八頁）。この東洋大学寄附行為は以後の東洋大学寄附行為の基礎となつたものである（東洋大学寄附行為および同施行規則は「資料編 II上」七八八―七九五頁参照）。